

ならない、残る方ですね、その理由について答弁をされておられますが、その答弁、ちょっと骨子でよろしいですか、ここでもう一回確認をしていただきたいと思ひます。

○田原国務大臣 お答えします。

あのとき申したのは、整理してはおりませんが、おむねたしか、同一人性の確認手段としては指紋が最も有効である、それは万人不同・終生不変というものであるからということが一点。本邦に定着性のある永住者、特別永住者については鮮明な写真、署名のほか、家族事項等の登録により指紋押捺の代替手段とすることが可能である、指紋が手段としては最も有効なんです、附帯決議があることもあり、あるいは日韓覚書の趣旨もありますので、その趣旨を踏まえて代替手段を開発するところかというところかなというところを一つ申し上げたと思うのです。それからもう一つは、一年未満の在留者については、いずれ短期間で本邦から出ていくべき人たちであるので、指紋押捺させてまで同一人性を確認するということがどうであろうかというふうな点を申し上げたと思ひます。

○松原委員 そこでもう一点。外国人の同一性確認の手段として指紋押捺は有効だとおっしゃっている。しかし、ほかに目的がありますかという意味でいけば、犯罪を抑止するために指紋押捺制度というのには必要ですかどうかということについては、犯罪を抑止するためではなく、同一性の確認のために指紋制度が必要なんだ、こういう本会議での答弁をなすっているのですが、その点はこの委員会でも確認はできますか。

○田原国務大臣 本会議でお答えしたとおりであります。

○松原委員 そこで、要するに外国人の同一性確認のために外国人登録制度はあるんだ、犯罪の抑止のためではない、この第一原則、重要な原則だと思ひますが、そこを前提にしておいた上でお聞きをしたいと思ひます。

まず、日本に入ってくる外国人ですけれども、

それに対しては、九十日未満の滞在する外国人は旅券で足りる、九十日以上一年未満の在留期間の外国人は登録をするけれども指紋は免除をされている、こういうふうになっておるわけです。そこで、旅券だけで在留することのできる外国人は指紋押捺の義務は、というか指紋押捺はさせていませんね。それはよろしいでしょうか、入管局長。

○高橋政府委員 指紋押捺させておりません。

○松原委員 そうすると、要するに、一年未満の在留の外国人、旅券もしくは外登法でやつておられるそれらの方々にについて、同一性確認の手段として指紋が免除されております。必要ないということになっておる。今そういうシステムでずっと運用をされておるわけですね。それで同一性確認について何らかの支障が生じていると言えますか。

○高橋政府委員 お答えいたします。

一年未満の滞在者の外国人は、我が国の行政といたしまして社会に關係する程度が余り大きくないので、わざわざ指紋をとってまで同一人性を確認しておく必要はないのじゃないかという観点から、一年未満の方の外国人については指紋の押捺を求めている、こういうことでございます。

○松原委員 ちょっと答へがずれたと思ひますが、やはりパスポートを持たせるあるいは外国人登録をさせる、今そういうシステムで運用しているわけですね。しかしそれはどういう目的かというと、犯罪の抑止のためではないはずですね。外国人が日本で行動をするときに、その人の同一性を確認するためにそういった制度ができておるわけでしょう。現行制度の中でそういう同一性確認のために今とっている手段ですね、それは同一性確認の目的を達成していますかと、こういうことなんです。

○高橋政府委員 見方によりますけれども、ほぼ達成しているのじゃないかと思ひます。と申しますのは、例えばある目的のために一〇〇%、これが確実にそれを把握できるかどうかというところ、指

紋というのが最終的に一番いいわけでございますけれども、それぞれの目的を考へてみますと、一年未満の滞在の人にとっては、特に指紋を求めるというそういうことまでしなくても同一人性の確認というものは、今の手段でまあ行政目的は達しているのじゃないか、こういう考えに基づいているものでございます。

○松原委員 そこで、もう一度確認しておきますけれども、九十日以上一年未満の外国人登録をしなければならぬ方々、これらは現実に今運用されているわけですが、指紋もなし、それから署名も求めています。それから家族登録などということも求めています。しかし、それで九十日以上一年未満の在留者については同一性確認ができておるわけですから、本来これでもいい、同一性確認のためにはもうこれで十分用が足りておるのだ、こういうふうに言うことはできませんか。

○高橋政府委員 一年未満の人については、社会とかかわりから考へても、その程度でよろしいのじゃないかというのが現状ではないかと思ひます。

○松原委員 そうしたら、では今度は、指紋が残る方、一年以上在留の外国人でしかも永住者や特別永住者でない方々、そういう方々、イメージからすれば、大ざっぱに言えば青い目の人たちとかそういう人たちがこれに当たつてくると僕は思うのです。そういう人々の場合には、その同一性の確認をするために指紋を押さなければいけない、それを続けなければならぬ、こういう制度を残すわけですね。そういう方々にどうしても指紋を押さえないことは同一性の確認において、それも支障が生じますか。これはどうでしょう。

○高橋政府委員 実際問題として、多くの場合、指紋をもう一回押させて、そこまでしなければ同一人性の確認ができないというケースが多々あるかというところ、今は写真も鮮明になっておる、そういうケースは余り多くはないと思ひますけれども、やはり指紋というものが本人の確認手段として一番正確であるということでございます。それを今回の新しい手段でもって置きかえるについては、永住者でない方については適当でない、こういう考えでございます。

○松原委員 同一性確認、どこまでもどこまでも突っ込んでいけば、そういう十分なものを欲しい欲しいと思ひます、それはどこまでも進みます。しかし実際、同一性確認のために外国人登録制度はあるのですから、そういうときに指紋押捺をさせないことは同一性確認のために支障が生じますかという質問をしているのです。支障が生じることはあるのですか。

○高橋政府委員 支障が生じない、今ので大丈夫だ、指紋押捺にかわる新しい手段が永住者でない方々でも大丈夫だという自信があれば、その適用をできるわけでございますけれども、やはり支障がないと言ひ切れないうところに今の制度を残さざるを得ない、こういうことでございます。

○松原委員 支障がないとは言ひ切れないう、具体的にどんな支障があるのですか。一つぐらい例を挙げて説明してください。

○本間政府委員 お答えいたします。

同一性の確認と申しますと、まず第一に、申請の際に本人をその人だということで市区町村の窓口で受けて、それで登録をするということが始まりまして、その次にまた確認行為というものがございまして、これは、五年後にもう一度登録内容につきまして間違いがないということで登録の内容を改めるといいますか、そういう手続があることは先生も御承知のとおりだと思ひます。

その確認のときに、出頭した方が果たして前に登録した方と同一であるかどうかということにつきましては、多くの場合は写真の提出もございまして、それで十分というふうになるわけでございますけれども、厳密にこれを詰めて考へてまいりますと、やはり容貌の変化等がありまして、果たして本人であるのか、その他身分事項をいろいろ照会してももうひとつはつきりしないという場合

が当然それは想定はできるわけでございます。そういうときには、果たして本人であるかどうかという点を厳格に確認していこうと思えば、絶対的な手段としてやはり指紋押捺というものが有効であるということには変わりないわけでございますので、そういう意味で指紋押捺は依然として有効性があるというふうに考えているところでございます。

○松原委員 そうしたら今度は、同じ一年以上の在留の方の中で、永住者、特別永住者には指紋を廃止した。しかもこれは、犯罪抑止のためではなくて同一性の確認の観点からのみ考えても、指紋は要りません。それで支障はないですという措置を今回の法案はやるわけですよ。

そうすると、一方で指紋を押す人がいる。それはなぜかという点、指紋を押しておかないと行政において支障が生じるという説明をなすについて。他方では、永住者、特別永住者の方には指紋を押さなくても同一性の確認には支障がないからこそそういう手段に今度踏み切ったと思うのですね。両方の間に取扱いにおいて著しく不合理な差別、不合理な区別と言われるものが一見して存在すると僕は思うのですが、その点はどう説明されますか、ちょっと聞いてみたい。

○本間政府委員 御指摘のとおり、永住者、特別永住者とそれ以外の方との間で同一性の確認の手段として別な手段をとるというのがこのたびの改正案でございますから、外形的にございますが、手段そのものを対比してみれば明らかに違いがございますが、それが果たして不合理な、必要のない区別であるのか、差別であるのかということがまさに問題だと思えます。

目的は、私どもはやはり同一人性の確認の手段として有効であるかどうかという一点に絞ってこの手段を考えているわけでございますので、指紋押捺を必要とする理由については、永住者以外の方のことについてちょっと申し上げました。

それから、永住者の方につきましては、ちょっと事情が違うのは、日本に長年住みついでおられ

るということからして、その人がその人であるということを特定するのに、その人については多くの材料が存在するということと間違いないと思えます。これは日本人の方でも、と言ったと変ですけれども、日本人の場合ですと、長年、先祖代々おられますから、特に何か特別なことをしなくても、その人がその人であるということとは近隣の方から聞いてもすぐわかるということでも明らかでございます。永住者の方はそこまできかないにしても、とにかく家族関係あるいは近隣関係、その他社会関係が非常に深まっているということからしまして、その人の特定ということについては指紋押捺によらなくてもほぼ十分確認ができるのではないかとこのように考え方から、指紋押捺制度というものをその方々についてはこのたびはとらないうことにしてもよろしいのじゃないかという結論に達したわけでございます。

○松原委員 余り合理的な説明とは私は思えません。だが、ちょっと前へ進めます。

今回の措置は、何も日本国内の法律の改正だという視点からだけでは見えてはいけません。いわゆる国際人権規約B規約というものがございまして、これは市民的及び政治的権利に関する国際規約といふことでございまして、国際人権規約B規約、我が国もこの規約をもちろん守って行動する、守って法律もそれに適合させる義務があるのは当然だと思ふのですが、その点について法務省の意見をちょっと聞いておきます。

○高橋政府委員 我が国が締結国になっておる条約でございますので、もちろん守る義務もありませんし、それに拘束されているものでござい

ます。○松原委員 そういう国際的な約束との関連でこの法案も検討しなければならぬと思うのです。その国際人権規約B規約については、本法に關係することとして二条あると私は思います。

一つは第二条、いわゆる内外人平等と言われるもの。これは日本人も外国人も基本的に平等に扱おうという考え方。そしてもう一つは、日本にお

る外国人についても、外国人相互の間に要するに差別や区別があつてはならぬという意味で内外人平等の原則がここに書かれております。

それから第七条は、「何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。」こうなっている。そういうふうな意味で、外国人登録のようなところで指紋押捺をさせるということは国際人権規約の目で見ると「品位を傷つける取扱い」という第七条の規定に抵触しているのじゃないかというふうに私は思うのですけれども、法務省の方はその点はどのようにお考えになつていますか。

○高橋政府委員 お答えいたします。

この法案の、改正案の提出に当たりましては、これから改正すべき内容が日本国憲法に合致するものであるのか、あるいは国際的な取り決め、国際条約、国際慣習法、特に今先生が御指摘になりました国際人権規約の規定に照らしてこれが抵触するものであるかどうかという観点からも検討いたしたところでございますが、今回この法案の中で提案しております永住者及び特別永住者について写真、署名及び家族事項の登録という新たな同一人性確認手段を採用することによって、新たな手段と指紋押捺の手段が、永住者と非永住者の間に二つの制度が併存するということになりました。これは今先生から外国人の中で不合理な差別ではないかという御指摘ですが、これは外国人の定着性という違いに基づくものでございまして、いずれにしても外国人の同一人性の確認手段としては必要かつ合理的な制度であるということで、仮に同一人性確認手段が二つのグループの人たちで違つていても国際人権規約に反しないというふうに考えている次第でございます。

それから、指紋押捺をさせること自体が人権規約に反するおそれがあるのじゃないかという御指摘でございますけれども、もちろんみだりに指紋押捺をさせるということとは問題ではございますけれども、「外国人の公正な管理に資する」という目的で同一人性確認のためにとっている手段でございまして、これは合理的な理由があるというふうに私たちは考えております。これも国際人権規約に反することにはならないという結論を得て今回この法案を提出した次第でございます。

○松原委員 私はそういう解釈はとりませんが、見解の相違だから、そういう解釈ではもうおちませんよ、将来必ずやそういう解釈はもたなくなる、国際的に通用しなくなるよということを指摘しておきたいと思うのです。

そこで、諸外国の指紋押捺制度についてお聞きをしておきたいと思うのですが、これはこの間法務省からいただいた資料です。指紋押捺制度を採用している国が全部で十八カ国、指紋押捺制度のない国が二十七カ国等々の調査になつておるようでありまして、これはもう一見してわかることです。指紋押捺制度のない国の中にはヨーロッパ、ヨーロッパは人権保障については先進国の一つだと私は思うのですが、ヨーロッパはほとんど指紋押捺制度はありません。それから近隣諸国でも、隣の中国はないですね。それからインドもない。一方、指紋押捺制度を採用している国、ここに指摘された十八カ国を見ていきましたら、これは自国民にも指紋押捺をさせているから外国人にもさせましようという国ばかりでありまして、例外になつておるのはアメリカだけです。その他はミャンマーとエジプトがよくわからないのですよ。ミャンマーとエジプトが自国民にも押捺させて外国人にもさせているのか、これはよくわからないけれども、要するに指紋押捺をさせているほとんどの国は自分の国民にもさせているんだから外国人にもしてもらいましようという論理の立つ国です。しかし、指紋押捺を外国人だけにやらせているのは、目立つたところではアメリカと日本というふうなところで、あとほんの数カ国くらいあるのかないのかというふうな制度です。こういうのが世界の指紋押捺制度の趨勢でありまして、もう勝負ははっきりついていると私は思うのです。

そこで、大臣もその表を見ていただいて、指紋押捺の制度のない国を大体イメージアップできる

と思うのですが、今の日本の置かれた状況、非常な勢いで国際化しておる、国際社会の中の日本はどうあるべきかという事は毎日のように問われておるわけです。今日日本にとって一番苦痛なのは、いわゆる日本たまたまと言われる現象、いろいろところでこういう摩擦現象が起こつています。その中で一番出てくる例えは修正主義者、リビジニストと言われるような痛烈な日本批判者は、要は日本というのとは違った国なんだ、我々ヨーロッパやアメリカとも違う国なんだ、特別な国だから、こういう特別な国については国際社会の中から、要するに端の方に置いておけばいいじゃないかというふうな荒っぽい議論も出てくるような現状であるわけです。

日本が特別な国である、国際社会のルールが通用しないんだと言われるもの一つに、今度の指紋捺捺制度を一部残してしまつたというふうなこともまた絶対指紋の対象になつてくると私は思います。したがって、法務大臣、あなたはそういう国際認識、感覚を持つて、この指紋捺捺制度を一部残したことに付いて、国際社会の中の日本のありようからいつて一体どう思われるのか、御意見を聞かせたいと思います。

○田原国務大臣 私も今先生と同じ資料を見ておりまして、確かにおっしゃるようなところもあるなと思つて見ておりましたが、要するに外国人の出入国、在留あるいは外国人登録の方式は、それぞれの国の置かれた地理的、政治的な環境、諸事情によるものであつて、必ずしも一定の法則はない、基準はないような気がするのです。それで、ヨーロッパは確かに多いと言われましたけれども、これも歴史的に見ると、ヨーロッパという同一圏内で、言葉も発生的にはラテン語とか何とかさかのほつていくと近い言葉であるし、交通、通信の発達していなかつた時代はその辺が一つの圏域であつたわけでありまして、そういう歴史的なあれがあるのかなと思つたりしております。

最後におっしゃられたように、国際化の中でど

う思うかとおっしゃることについてですが、一年未満の人たちは、いわゆる一過性という表現がいかにどうかかわりませんが、通過していかれる人たちはですからそこまではできないだろう。それから、同一人性確認の手段としては指紋が一番いいんだということ全体にしたいんだけれども、定住性のある人たちは他の材料等で同一人性の確認がほぼ十分であらうからあの手段でいいんだらう。そうすると、残る一年から三年未満の短期滞在者といひますか、この人たちに残すということ、日本としての歴史的、地理的な条件から見ても、今までの歴史的な観点から見ても、心を使ひながら実施していけばこれは許されていい範囲ではないかなと感じます。

○松原委員 百歩譲つた議論をしたいと思うのです。今回政府がこういう制度をおとりになつた。参考人の御意見を聞いていても、できたら全廃してほしい、しかしもしそれがかなわぬならば今回の指紋一部しないという措置はぜひともやつてほしいという御意見が出たと思うのです。ですから、そこは政府・与党が多数をとつておる議會でございまして、仮に今回そういう措置で一部残しておくと制度をとつたとしても、今後将来、しかも私が先ほど指摘した近い将来、やはりそういう指紋を残したものに付いては特別永住者等も含めて同じようにできるだけ近い将来これもなくしていくという方向で、法務省も要するにそういう問題意識を持つてこれから努力していく、そういうふうな考えはお持ちでないですか。

○田原国務大臣 お答えします。現時点ではこの改正案が最良と信じて選択したわけでありまして、将来、社会情勢が變つたり国際化が一層進展したりというふうなときに制度の運用実績等を踏まえて検討を続けていくことは、所管官庁として当然ではないかというふうに考えております。

○松原委員 次の問題に移りたいと思うのですが、今度の法案が通つた場合、政府案が通つた場合

合のことを想定して、私どもの方の対案で、いわゆる法案が通つた、そうすると法律を公布する、そしてそれから施行をする、その間に若干の時間があるわけですが、その間に十六歳になつて現行法に基づいて指紋捺捺をしなければならぬ対象者、こういう人たちの問題が私は実はあると思うのです。本来、もし施行の日以降に十六歳になれば指紋捺捺をしなくてもいいいわゆる特別永住者のことを指しているわけですが、そういう人が公布と施行の間の若干の時間の間にたまたま十六歳になつたために一回指紋捺捺をしなければならぬというふうにするのは、この法がせっかく通つた、公布をされておるといふふうなことを考え、それから十六歳という青少年、この青少年が犯罪者でもないのに犯罪者のような印象を持つ指紋捺捺をさせるといふふうなことは、私は余りにも、関西弁で言ええげつない措置になりやせぬのか。だから、法のつくられてきたそういう性格からして、通つた場合の話ですよ、対象者については何とか指紋捺捺を免除するというのをできないものかな。我が党でもやつておりますが、その点については法務省当局、いかがでしょうか。

○高橋政府委員 今回の法律が成立いたしますと、実施のために相当時間がかかるわけでございます。これは、機材の調達とか、それから全国各地市区町村の職員に対する研修とか指導とか、そういうことでもかなり時間がかかる。今のところ半年はかかるというふうに見ているわけでございます。そうしますと、どうしてもその間にギャップが生ずる。ある法律が成立して一つのシステムが新しくできまして、どうしても切りかわりのところでその前の人と後の人に差が出るというのはいやむを得ないことでございまして、今回その期間に十六歳になる人についても、今委員御指摘になつた思いでございますが、そういうのは理解しないわけではございませんけれども、法のシステムとしてそれはやむを得ないのではないかとこのうに思つております。

○松原委員 そんなことを言わぬで対応していただきたいことを要請しておきたいと思つてます。

そこで、ちよつと次は罰則と過料の問題についてお伺いしておきたいと思つてます。

これは、外登法に関しては罰則がびつちりと残つてゐる。ところが、同じような登録システムは我々日本人も実は受けておる。戸籍と住民基本台帳、この二つの制度によつて我々も登録をやつておるわけですね。そこで、それを並べあわせてみて、我々にはもちろん、例えば出生届を出さないときにはそれで罰則がくるわけじゃないのですよ。いわゆる過料というものは払わされるけれども、その程度のものである。こういう処置になつてゐるけれども、外国人の場合にはそれをやらなと罰則がくる、懲役刑の罰則がくるということ、これは歴然としておるわけです。

そこでまず、戸籍や住民基本台帳、これはいづれも出生届とか死亡届等を出さざるものですが、これがこの制度をやつてゐる場合の根幹部分だと思つたのです。そういう制度であつても、それに違反した場合三万円以下の過料ということになつてゐるわけですね。これは、日本国民それでやつておるわけですが、この制度、もし違反があつた場合は過料を受ける、しかし罰則は受けない。そういう意味では、制裁は非常に軽いわけですね。罰則なしでもこの戸籍法や住民基本台帳法に基づく制度、システムは極めて円滑に、うまく制度として運用されてきたし、現に運用されてゐるというふうには評価していいのではないかと思つたのですが、その点、法務省のお考えはいかがですか。これはどこか問題ありますか。

○本間政府委員 今、日本人に關して出生等の届け出が戸籍法、あるいはその他の居住関係が住民基本台帳法というものに定められ、その義務に違反した場合の制裁が過料で済んでゐるということ、今守ろうとする秩序がそれと十分についているかどうかという御指摘だつたかと思つてます。確かに、私はそちらの方の専門ではございませ

で、どれほどいろいろな違反があるのかということとはちよつと把握しておりませんけれども、聞いたところではそれで秩序が保たれているというふうな、感觸でございまして、正確な件数がどうのこうのということとはちよつと根拠として私も挙げられませんが、さしあたり私の感觸だけ申し上げておきたいと思ひます。

○松原委員 それは、戸籍や住民基本台帳が過料の制裁しなくてもうまく制度として機能しているのは、実はこの制度の目的がそうさせているのだと思ふのです。例えば、住民基本台帳法の第一条の「目的」によりますと、この制度をつくる目的は「住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。」という目的なわけですね。主として住民の利便のためにあるということがあるからこそ、国民はそういう登録等の手続に応じてやっていると申すのです。実際そうでしょう。住民基本台帳から証明をもらつて住民票をもらう、それはいろいろな契約に使われる、あるいは印鑑証明、印鑑登録の制度につながっていくという利便性があるからやっていると申すわけですね。したがって、制度は支障なく動いておる。

そうしますと、今の外国人登録制度ですけれども、外国人登録法によれば目的は管理するとなつていて、外国籍の外国人の利便のためには目的はなつておらぬわけですね。しかし実際上のところは、今の制度では外国人にとつても日常のいろいろな諸行動に利便になつて使われている面は事実上、実はあるんじゃないんですか。私はあると聞いているんですけれども、それはどんなものがあるか、ちよつと指摘しておいてください。

○本間政府委員 先生の御質問のどういう分野でというお話になりますと、各市区町村におきまして教育行政あるいは福祉行政その他年金保険関係もそうでございますが、そういった関係で外国人登録というものが有効に活用されているということとは承知しております。

○松原委員 そうですすね。契約一つするにしてもちよつと住民票を持つてこい、住民票は実はないから外国人登録済証というんですか、そういうものを市町村から発行してもらつて出す。それから印鑑登録とか印鑑証明制度にもつながつていっているというふうな聞いておりますよ。そういう意味で、登録しておくということは日本人もやっておる、外国人も同じように経済活動をやっているんだからそれはおやりになる。そういう利便性があるなら、やらなければ結局自分の経済社会活動において損をするということになれば、それはやるでしょう。

そういう観点からすると、外国人だけを罰則つきで強制するという一辺倒で今きているわけなんですけれども、罰則つきで今度の外国人登録制度をまた維持するというやり方は、実は実際上のところもう実態にも合わない、破綻している。日本人の戸籍法なり住民基本台帳法と同じように過料で扱うということによつて足りるんじゃないかと私は思ふんですが、その点はいかがでしょう。

○本間政府委員 外国人登録の機能といひますか、そういうのは決して一元的なものじゃなくて、「外国人の公正な管理」といふものの延長線上に、今言つたようないろいろな面での外国人本人にとつて利益になる利用の仕方というものがされていくというのには事実でございます。しかしながら外国人登録制度そのものの趣旨というものは、外国人登録法第一条に書いてありますとおり「外国人の公正な管理に資する」ということでございまして、その「管理」といふものの中に今言つたような福祉関係、教育関係も含めまして、いろいろな多目的に使われるかもしれない。しかしながら根拠とするところは、やはり外国人の管理というの、すなわちその身分関係、居住関係をしっかりと把握しておく、そのことによつて日本の国益を保護するというにあると思ひます。

日本人の場合は当然に日本国に居住し、こ

から追放されることはございせんけれども、外国人の場合は日本国家の許可のもとに初めて在留することができ、国益に反する場合には国外に追放することができ、それがまさに国の基本的なものでございまして、そういう意味で外国人をしっかりと管理しておくということは重要な国益でございまして。したがって、そのために登録の義務を課するということは、国益推進、国益維持という観点からしますと非常に重要なことでございまして。で、これに違反したということは、すなわちその可罰性といひますか違法性といふものは、日本人が戸籍法上の義務を違反した場合に比してはるかに可罰性が強いといふふうに考えなければいけません。そういう意味で、決して行政罰で済ませ得るものじゃなくて、刑罰をもつてこれを強制するに値するものであるといふふうに考えられるわけでございます。そこが外国人登録法で各種の義務について刑罰を科しているゆゑんでございまして。

○松原委員 それはもう古い。それは今までの古の管理的な発想のものであつて、これからの国際社会ではそんなものではもう通用しませんよということを目指してございまして。

そこで、次にもう少し別の問題に移しますが、今度、指紋捺捺が廃止をされる。そうすると、これまでいわれる指紋を押させていました、押させていたその指紋を一体どうしますか。私どもは、その指紋は、もう制度が必要でなくなつた、これから廃止すると言つておるんだから、じゃこれまであつた残つておる指紋、そういうたもの記録はいわゆる廃棄をする、それが当然の道筋だと私は思ふのです。

これは調べてみたら物すごくやこしい何段も手続になつておるようですから、ちよつと細かく聞きます。登録手続をやつたときには、登録証明書調製用原紙とか指紋原紙それから外国人登録原票、大体この三つが、時期はずれても最終的には法務省へ来るはずですね。今指摘したものはすべて指紋がついておるわけですよ。これらの指紋

のついた書類、これは今度この法律が通つた後はどういふふうな処置されるおつもりですか。

○山崎説明員 御説明いたします。

先生も御承知のとおり登録原票は市区町村において保管しております。指紋原紙は法務省において保管しております。この外国人登録法改正後において永住者、特別永住者が新制度に移行するまでの間というのには当然、指紋の押捺されております登録原票、指紋原紙の保管は必要でございまして。指紋原紙につきましては制度上、採取手続をとりましたら法務省へ直ちに送られてきます。登録原票はそのまま現在は市区町村に保管されます。調製用原紙といふものがございまして、それは現行の取り扱いではあくまでも外国人登録を調製するための原紙でございまして、それは用済み後は現地で廃棄をしております。それは法務省には回収はしておりません。ただ、今後少し、調製用原紙と指紋原紙といふのを同一にするというふうなことも事務の合理化の上から検討していかなければならないか、まだ決まつたわけではないものですから、その辺は今後どうなるかということとは検討中でございます。

○松原委員 じゃ、これから制度が入ってくる、そしていわれる指紋捺捺の必要のない人は署名で足りるわけですからそういう手続に入っていきますね。そういうふうな手続が進行していった場合、その当該の人に係る指紋原紙、これは将来どうするのですか。これは残しておくのですか。

○本間政府委員 ただいま登録課長から説明いたしましたとおり、永住者、特別永住者について仮に新制度の方に移行した場合におきましては、完全にはや指紋といふものが使用されないという状態になりましたときは、保管しております指紋原紙ですが、これについてはやはり廃棄する方向で検討しなさいかぬといふふうに考えているところでございまして。

○松原委員 そうですすね。それはそれでいい。廃棄してもらわなさいかぬ。

それから、次は外国人登録原票です。外国人登

録原票というのは、手続は全部市町村の窓口でやっていますから、大体そこで保管をしておる。今度書きかえが進んでいくことになる、その書きかえをする都度、登録原票というのは、これは機関委任事務のほうですから、法務省へ順次市町村から送られてきます。それで、外国人登録原票というのはあなた方が保管することになります。この将来出てくる外国人登録原票には、既にもう指紋を押捺した分があるはずですから、その原票にも指紋が入っているわけですね。その登録原票はどういうふうに使われますか。

○本間政府委員 ただいまの登録原票中の指紋というのは登録原票と一体となっておるという関係がございまして、これは登録原票の保管という中に含まれて指紋も保管されるということが一応考えられるわけがございまして、指紋制度が廃止されるということになりますと、その取り扱いということについては、我々も問題意識を持って今検討しているところでございます。最終的結論にはまだ達しておりませんけれども、保管の現在の状況等を考えますと、完全に指紋を消してしまふということが物理的にあるいは人間的な面から妥当なのかどうかということについては、もう少し慎重に検討してみたいと考えております。

○松原委員 実は、指紋は、今現在市町村の窓口で備えられている指紋原票と言われるもののほかに、長い間日本に住んでおられる方の場合は、例えば記載事項が満杯になった場合には新しい指紋原票にまた引き続き書いていきます。そうすると、古くなった指紋原票というものは、その都度市町村から法務省へ実は上がってきていたはずだ。そうですね。そういう意味で、その人の指紋、長くおればおるほど指紋が、ずっと続いた原票が何種類もできて、それはずっとたまっていくはずなんです。そういうふうにならなくて法務省に既にある原票、これはこれまでどういう扱いをされてきましたか。そのまま法務省に残って

おるんですか、それとも廃棄をして何かほかの手続をとっておったんですか。

○山崎説明員 ただいま先生から指紋原票とおっしゃれましたが、登録原票ということで、登録原票はただいま先生から御質問がございましたように、逐次累年式になっておりまして記載をするようになっております。記載が満杯になりますと新たな登録原票に書きかえするという作業をしております。書きかえ済みの登録原票は順次法務省にですく回収するということになっておりまして、回収しました登録原票はマイクロフィルムに撮りまして、これは地方に置いておきますと散逸するとか場所の問題、保管の問題等がございましてものですから、回収しましてマイクロフィルム化して保管をしております。

○松原委員 そうすると、今までの登録原票はマイクロフィルムに写しているわけですね。では、マイクロフィルムに写した段階で登録原票はどうしたんですか。廃棄したんですか。

○山崎説明員 マイクロフィルム化した段階で登録原票そのものは廃棄をしております。

○松原委員 そうすると、今後制度の切りかえが行われる、そして署名で足りるようになって、今市区町村の窓口にある登録原票は、その都度法務省にやってきたら今までと同じ処置でそれはマイクロフィルムにおさめて、そして原票そのものは廃棄をする、こうなるんですか。

○山崎説明員 同じようにマイクロフィルム化しまして廃棄するという処置をとるということになると思います。

○松原委員 局長、ちょっとこれ、そういう方法になるかどうか確認してください。

○高橋政府委員 そのような今までのシステムが続くということ、マイクロフィルム化された後のものは、それはこれまでどおりで、廃棄されるということになると思います。

○松原委員 したがって、結局マイクロフィルムに登録原票が今までの分全部残っているということ。そして、先ほども御指摘のとおり、登録

原票は氏名とか住所という記載事項が、普通右端かな、とにかく登録原票の一部に指紋を押さえる欄があるのです。ですから、登録原票で、日本人で言うところの住民基本台帳や戸籍に書かれているような記載事項が書かれている欄の右端の一部に実は指紋が押されている。そういう意味では一体の紙になっているわけですね。私は今まで、原票というのとはそういう紙なんだから、都合が悪いというなら指紋の部分だけ切って外してしまえばいいじゃないかというふうには実は考えた。しかし、どうも制度からいうとそうではなくて、マイクロフィルムの中に写し込んでしまっている。しかも今後そういう処置でマイクロフィルムに写し込んでいくということになるから、仮に今後指紋部分をなくそう、消してしまおうというふうに考えた場合は、私は技術的な問題が出てきたのじゃないかと思うのです。

その場合には、登録記載事項で残しておかなければならないもの、事実上利便に当たるようなものもあると私は思うが、そういうものは残しておかなければならない。しかし指紋部分だけはマイクロフィルムになつておるものからどう消すのか、そういう方法をとるのか、それともいつそのことマイクロフィルムのもので全部毀滅して、指紋も記載部分も全部毀滅しなければいけないのか、こういう問題が今技術的に出てきているのじゃないかと思うのだが、こういう整理でよろしいでしょうか。

○本間政府委員 私が先ほど登録原票の今後の取り扱いについて慎重に検討していると申し上げた趣旨は、まさに先生が御指摘になったような、既にマイクロフィルム化した中に入っているものを果たして抹消できるのか、その措置にどういう手段が必要なのか、そしてまた、そもそも登録原票の一部になつておるものを抹消することでの制度の維持のために何らかの支障がないのだろうか、そういう点の慎重な検討が必要ではないかということ、今直ちに結論を申し上げられなかったということ、今後検討してまいりたいということ

とでございます。

○松原委員 では、その指紋部分のところだけでも、マイクロフィルムのところを消すというやり方は技術的にどうなんですか。

○山崎説明員 マイクロフィルムと呼ばれているところ、二十五センチ平方のものが一センチ少し欠けるくらいのもので縮小されるわけですから、指紋部分のところを抹消するということになりまして、もう少しマイクロ的な技術を要するわけがございまして。少しの数ですとやってやれないことではないのですが、多数になりますと結局修正液を使ひまして抹消する、また除光液をやりますと保存をする、水洗いをするというような作業をするわけがございまして、指紋部分のみならず、ほかの身分関係、居住関係等の部分も損傷されるおそれ非常に多いわけがございまして。制度の面はともかく、技術的に見ましても極めて困難といえます。か、ほとんど不可能ということでございます。

○松原委員 話が大変科学技術的な、ミクロ的な話になってきたようでありまして、既に指紋制度が意味をなくしたというふうな制度がこれから入るといいますから、そういうときには、残された指紋がそのまま存続するというのは、残されたのはやはり大変よくないと思ふという、残された指紋は、あとは、そのマイクロフィルムを含めた部分についてどのように取り扱うかは今後また引き続き検討させていただきたいということをつけ加えまして、時間が参りましたので質問を終わります。

○浜田委員長 鈴木喜久子君。

○鈴木喜久子委員 引き続き私もこの問題について、まず大臣から伺っていきたく思います。もう既に同僚議員その他からもたくさん同じような質問を繰り返しているところでございます。しかし、やはりどうしても私の口からお聞きし、大臣の口からお答えいただきたいということがございまして、多少重複するところがあると思いま

すけれども、その点よろしくお願いを申し上げます。

今回の法の改正の趣旨の前に、この外国人登録法という法律の立法の趣旨から伺いたいのです。そもそもこの外国人登録法というものは一体どういう目的で設けられたものなのか、大臣どのような認識でいられるか、そこからお聞きしたいと思います。

〔委員長退席、星野委員長代理着席〕

○田原国務大臣 大切な法律でありますので、法律の専門家からまずお答えして、その後私お答えさせていただきます。

○高橋政府委員 外国人登録法の趣旨はいかがかというところでございますが、本邦に在留する外国人の居住関係及び身分関係を明確にして、在留外国人の公正な管理のために必要とされる正確な資料及び情報を提供することを目的としておるものでございまして、外国人登録により在留外国人の実態が把握されるものでございます。

しかし、この法律の第一条に書いてございますとおり、「管理に資する」ということでございまして、管理自体を目的にするものではなくて、外国人の出入国、滞在はもとより、在留外国人の福祉、教育、徴税、その他各種の行政さらに司法分野における在留外国人の公正な管理に役立たせよう、そういうものでございます。

○鈴木(喜)委員 今おっしゃったような趣旨というものがそもそもものであったとは到底考えられないような現状があるわけで、今回の改正は、それじゃ何のために行われたのかということになると思います。厚生、福祉ということよりも、「管理に資する」、「管理に資する」ということと管理するということと違うのかどうか、その点も含めまして大臣からお答えをいただきたいと思えます。

○田原国務大臣 非常に難しいということを私も感じますが、「管理に資する」と「管理」とは、違う部分と重なる部分とあって、同心円なのか交わった円なのか、円と円が全く直径が同じで中心

が同じで一緒になっているのか、その辺はちょっとわかりかねますが、大変重要なものであることは間違いありません。

○高橋政府委員 外国人の管理ということに關して申し上げれば、外国人登録法と出入国管理及び難民認定法、この二つの法律が關係してくるわけでございますが、入管法が日本人、外国人を問わずその出入国の公正な管理を目的としておりますのに対して、外国人登録法は在留外国人を対象としておりまして、先ほど申し上げましたように、その居住関係及び身分関係を明らかにすることにより、入管法の対象としている外国人の出入国管理を含めまして、各種の行政分野における在留外国人の公正な管理に資する、そういう關係になつております。

○鈴木(喜)委員 何かよくわかりません。「管理に資する」か管理するか、そのあたりが同心円か同心円でないかはともかくとして、大臣のお答えそれから今の局長のお答えの中でも、管理が重要な部分を占めているということだけは事実として浮かび上がってきたように思えます。

そして今回の改正でございます。この今回の改正について先ほどの前のときからの話をお話せずと考えると、指紋が一番同一人性の確認のためにはいいのであるというその前提から出発されて、なぜそれじゃ今回そうでないかわかる三点セットと言われるような代替手段をとられるということとされるのですか、これほどのいろいろな重要な問題で、もし、同一人性確認のために指紋が一番よくて、しかもそれが福祉、厚生とか外国人のこれからの生活に資するということだけに関連があるとするならば、何ゆえにこれを改正せよとするのか。今回の改正の必要性またその理由というものについて、はっきりとやはりこれも大臣からお答えいただきたいと思えます。

○田原国務大臣 お答えします。外国の方が日本に住まれた、その方がいわゆる自分が自分だというときに、それが本当であるか

どうかかわる同一人性が確認されなければならぬわけでございますけれども、先生もおっしゃっていただいたように、過去いろいろな医学的、物理的その他歴史的に見ても指紋が最も有力な、有効な手段であったことは間違いないと思ふのです。これは人によって全部違う、終生変わらないということが指紋の特徴であります。

しかし、本邦に定着性のある人、それは永住者、特別永住者であります。そういう人々にはいろいろな材料がありますから指紋を押さなくても同一性が確認しやすいということで、鮮明な写真、署名、家族事項等の登録によって代替手段としようというふうになつたわけであります。そういうふうに至つた経緯としては、前の国会の附帯決議があつたり日韓覚書の趣旨があつたりして、それに従うためにこういう方法を最小限度考へついたわけであります。

ただ、除外例をつくつたのは、観光その他で非常に短い期間滞留する人、これは全く本邦の一過性で、かすって通るような感じの方々ですからそれは不可能にも近いだろうし、一年未満の在留者から出ていく人々でありますので、指紋を押さえてまでやる必要はないんじゃないか。それから、定着性のある方々は、先ほど申しましたように、永住者、特別永住者の方には指紋にかわる手段のものをやってみよう。

一年から三年という期間の方は、定着性にはちよつと欠けるし、一過性でもない。この方々には、一番確実な手段としての指紋を用いるのが過去の歴史から見て、指紋を押していたものを外していくわけですから、その部分は今回は残していききたい、こういうわけであります。

○鈴木(喜)委員 今の答えでもはっきりわからないうところは、前の改正のときの附帯決議、それから日韓での覚書、そういうものによつて今回の指紋制度をある程度外すということとされたというふうに向つて、これは一つの経緯だろうと思ひます。しかし、その経緯だけで機械的にこうい

うのがあるからしようとか、日韓の覚書でこういうふうになつたからしようがないからやろうというのでは、これは単なる機械的な問題でございまして、どうしてそういう附帯決議や覚書やが出たのか、そこに指紋押捺という制度についての、これはやはりマイナスである、これは人権問題にかかわるものなんだというそういう認識がない限り、前のときの附帯決議だつて出てくるわけがないわけでございまして、この指紋押捺ということについて、これが人権、プライバシーにかかわる権利を損なうおそれのあるものであるという認識があつたから今回の改正にもなつたのではないかと私は思ふんですが、この点いかがでございますでしょうか。

○高橋政府委員 経緯をいたしましては、先生今御指摘のように、先回の六十二年の改正のときの法務委員会における附帯決議及び日韓外相間の覚書というところでございます。

しかし、その背景に、よく見ればもつと何か哲学といひますが、そういうものがあるんじゃないかという御質問でございますが、私たちといたしましては、同一人性の確認というこの行政目的を達するために何が一番いいのか、特にいろいろ御指摘がありましたように、指紋押捺というもののについては心理的な反発といひますが、そういうものを感ずる人もいます、こういうこともございまして、こういう理由があるからこそこの附帯決議があり、かつ日韓覚書の中でもうたわれたわけでございまして、そういうことは我々も承知の上で、この制度を運用するにはどういうのがいいのかという不断の検討の結果、写真と署名と一定の家族事項によつて、心理的圧迫感といひますが、そういうものがより少ないものにかえられんじやないかというふうな、技術的手段としてそういうことは言えるかと思ひます。

○鈴木(喜)委員 心理的な圧迫感、心理的な反発、そういうものの、要するに自分の心の中というところから土足で踏み込まれたくないというふうな権利がプライバシーの権利である

ことはもう政府の方に申し上げることもないんですけれども、そういったものを侵すおそれがある、何かしらそういう形でその部分を土足で踏み込むような、神経をさらつかせる、そういったものとしてこの指紋捺捺制度があるという認識の上で立つて、そしてこれまでの経緯ということから今回の改正ということになってきたわけだろうと思います。

前回の質問のときに同僚議員が、仙谷議員だと思いますが、質問したことに対し、大臣が人権問題とはとらえていないという御答弁をされたようですが、その点については明確に人権問題ととらえていないということではなく、ただいまの高橋局長の言われるような意味であるならば、やはり人の心というものを、押さえる側は管理するという形でいうならば一番いい方法というのがあるにしても、それを強制される側の人たちの気持ちというものを考えた場合には、やはりそこに一定の何らかの代替措置をとらざるを得ない、そういった問題はやはり人権問題ととらえる姿勢ではないかというふうに思うのですが、この点、大臣いかがでしょうか。

○田原国務大臣 お答えします。

確かに、指紋をとられるときに心理的な負担とかいろいろなことを感じられる人がおられるわけですから、人権問題と感ずることがあってもやむを得ないと思う点があるわけですが、この法律をつくるに当たっては建前としてはとにかくそのようなことで今回の改正をやったのではないのです。しかし、人権問題という観点から外してしまつてやったものではございません。念頭に置いてやったこともまた事実であります。

○鈴木(喜)委員 その点をぜひこれから強調し、近い将来この問題については全面的に人権問題の観点から、またこのもとのでき上がった外国人登録法というものの趣旨が、先ほど言われたように「管理に資する」とか管理の部分というのを取つた部分で、厚生、福祉ということに役立つものとしての観点からの考え方をぜひ近い

将来にしていだきたいと思ひます。それも含めて、この問題について、先ほど来出ております定着性ということにかんがみる考えから、永住者また特別永住者と言われている方々に対してのみ指紋捺捺という義務を外すという今回の改正でございすけれども、この定着性という問題、定着性というのがあるからこそ代替というものが成り立つんだというふうな、そういった論旨を私は再三伺っているわけですが、定着性というのは一体何なのかということになります。永住、特別永住という形で法的にいろいろな経緯から認められた人だけに定着性というものが果たしてあるのか。そうでなくてはかにも定着性といったらば、この日本に長年住んで日本の中で生活をし、先ほど大臣の言葉で一過性とか走り抜けるように行つちやう人とかそういう人ではなくて、ここで生活をし経済活動しながら生計を立てながら何年もここに住んでいる、こういう人についてこれを定着性があると言わないのであるかどうかという点についてどうにお考えか、伺いたいと思ひます。

○高橋政府委員 定着性とは何ぞやということですが、今先生からかなり具体的におっしゃっていただいたところが多分当たるのじゃないかと思ひますが、私たちが考えております定着性、この指紋捺捺制度の廃止のクライテリアとしての定着性というものは、我が国に長年在留することなどによりまして生活基盤を築かれ、我が国社会と密接に結びついて堅実な社会生活を営んでいる状態というふうな言えるのじゃないかと思ひます。特別永住者の方は、歴史的にいひましてもずっと日本に長く住んでいた方及びその子孫でございす。それから永住者というのは、法務大臣によつてそのようなものにある者として特別に認められて永住許可をもらつていてということ、このような外国人は我が国社会との有機的関連が相当強くて、親族、知人、友人等多数の関係者が存在しているというのが通例ではないかと思ひます。そうしますと、この前の六十二年の衆議院

の法務委員会の附帯決議にございました指紋捺捺にかわる新たな代替手段を開発せよということに私たちが検討してきましたこの新しい手段というものは、こういう方々については十分に有効に適用、働くものではないか、こういうふうな考えた次第でございす。

○鈴木(喜)委員 特別永住者と永住者についてはそのとおりだと思うのです。でも、そこから外れている人たちの中にも定着性という意味でいったらある人がいるのじゃないかということをお聞きしたので、例えば特別永住に当たらずになつてしまつた人たちが、要するに戦後一時帰国してこちらにまた入つてこられた人たちが、それから在日韓国人の政治犯、それから再入国の許可なしで、例えば指紋捺捺拒否やいろいろなことがあつて、一遍永住権を持つたけれども、その後再入国の許可なしに表に出てしまつて、またこつちへ入つた、再入国された、こういうような方々というの

は、やはりその中でも日本に定着した一つ一つ、知人もあれば経済的な基盤もある、そういった具体的なことというならば、そういう人だつて定着性という意味ではあるのじゃないか。こういう人たちは今回の指紋捺捺義務をなくすということからは外れてしまふ人たちになるわけですから、この点はいかがでしょうか。

○本間政府委員 定着性の意味につきましては、先ほど局長から御説明を申し上げたとおりでございますが、先生御指摘のような、長年日本に住んでいた方で一時、再入国の許可をとらないで、あるいは再入国期間が切れたとか何か、そういうことで永住資格を失つた方とか、そういう方は確かにおられるわけでございます。そういう方がかつては日本社会に定着性を持っていたんじゃないかという事実をどう見るのだという御指摘だと思いますが、確かにそういう面がございますけれども、日本での居住、在留というものを断念して一時出ていかれたという方でございすから、その限りではその定着性というのは一たん切れるわけでございます。

また帰つてきた、その後、もとのいわゆる社会関係あるいは近隣関係その他が復活するんじゃないかという問題があつてまた定着性が出るんじゃないか、こういう御議論になりますと、そういう方は、過去のそういった事実がきちんとしておれば、また改めて永住資格というものは比較的容易に取り得る地位におられる方だと思ひますので、そういう意味で、定着性を回復するという意味じゃございせんが、法的な意味といひますか、外国人登録法で我々が使つておりますいわゆる定着性という言葉が出る要素というものは十分あるわけでございますから、いわゆる指紋捺捺問題というものもそういう意味で解消する道が開けていくというふうな考えられるのではないかと思ひます。

○鈴木(喜)委員 定着性という問題は、それは別に法律的な用語でも何でもないのであるが、現実上の用語でございまして、永住者とか特別永住者とかいうそういった法律的な用語ではとらえ切れないうものが定着性という問題でいうならあると思ひます。そういつたいろいろな事実を含めて、ここで言う定着性というものが何かをみて、今この指紋捺捺というもののついてある種の、指紋捺捺をしなくてもいいということの外したということになると、今の御説明だけではなかつていかにないかと思ひます。この点もやはり指紋捺捺義務のある人を残すということの矛盾の一つのあらわれではないかと思ひます。

この問題でさきに、三月三日の衆議院の本案議のときに大臣のおっしゃつた言葉の中で、指紋捺捺というのは犯罪の抑止のためではなく、外国人の同一性確認の手段として必要なものなんだという御答弁をいただいている。それはもう間違いないことだらうと思ひますが、それも御確認していただきたと思ひますが、そういうふうになりますと、今言つたように定着性という問題についても、同一性確認の手段とするために定着性と合わせてそれが指紋でないものでもかわり得ると

いような説明をされているとするならば、先ほどの御答弁のような形で、この人は一遍出ていったから定着性が失われたとか、そんなふうな問題にはなり得ない非常におかしな議論になってくるのじゃないかと思うのです。

そこで大臣、ちょっと伺いたいのですが、この指紋捺捺は犯罪を抑止するためではない、これははっきり言い切っておかれてよろしいのでしょうか。

○田原国務大臣 先般の本会議でお答えしたとおりであります。

○鈴木(喜)委員 もう少し言いますと、犯罪を抑止するという言い方ですが、抑止ということではなく犯罪の捜査のためにも必要とするものではないですか。

○田原国務大臣 法律の立案の目的はこの前申し上げたとおりですが、要するに犯罪関係を念頭に置いてやったのではないということです。

○鈴木(喜)委員 ところが、巷間言われているのは、一年未満の人はともかくとして、その後ももう少し長く、ずっと長期に滞在をしている人たちに永住権を持っていない人たちが、そういう人たちに

ついてなぜ指紋捺捺の義務を残したかということについては、今現在いろいろな犯罪が行われている、その捜査の必要上、また防止の必要上これはどうしても残さなければならぬのだという強い圧力があつてこうなつたんだというようにことが巷間たくさん言われているわけです。今大臣から、そういうことは念頭になくこの立案をされたというふうには伺っているのですが、一応長期の滞在者と

在者と言われている、ちよつと真ん中でですね、短期の一年未満の人と永住権を持った人を別にした外国人の人たちの間の犯罪の発生件数というものが、一年未満の走り抜けていく人たちの犯罪の発生件数、これについても調べておありになることがありましたらば教えていただきたいと思ひます。

○本間政府委員 一年未満滞在期間を有している方の犯罪発生件数とおっしゃられました。今、

ちよつとその統計が手元にございませんで、あるかどうか後ほど調べてみたいと思つております。

○鈴木(喜)委員 ぜひともこの一年未満と一年以上の長期の滞在者というところで、その間について、そういう犯罪その他の管理の必要性ということとはどちらが本来ならば多いものなのかということ、指紋捺捺というふうなことをさせてまでの必要性があるのかどうか、この点はぜひ後で資料ができましたらばお知らせいただきたいと思ひます。

また、質問の機会も後日ありましたらば、そのときにもお聞きしていきたいというふうに思ひます。

先ほど松原委員の質問の際にも大臣お答えいただいたと思ひますが、近い将来、こうした指紋捺捺制度というものについてはなくす方向にお考えをいただくというその点については、そういう姿勢をお持ちでいらつしやるということについての確認を捺捺の問題については一つさせていた

きたいと思ひます。

○田原国務大臣 先ほどもお答えしましたように、現在といひますか現時点ではこの改正案が最もいいんだという考えのもとに選択されておるわけでありますが、将来国際化が一層進展するとかいうような社会情勢の進展が一層進んだり、制度の運用等を踏まえていろいろなことがわかつたりするでしようから、検討を続けていかなくてはならないというふうに所管官庁として考えるのは当然であるということでございます。

○鈴木(喜)委員 ぜひともその姿勢を今からずっと持ち続けていただきたいと思ひます。

次に、外国人登録証の常時携帯義務については以前どおりということでは何ら改正がされてい

ないのですけれども、これについては、非常に煩雑であるということばかりでなく、携帯義務違反の刑罰の重さ、そしてその刑罰があるということから、それを口実にして逮捕されたり強制捜査のきつかけにされたり、そういう事例が議員

になりましてからでもやはりありました。実際に

私もその場の体験をした人から話を聞いたことがあるわけですが、そういう利用をされるおそれがあったり、また、故意ではなくて、つい

うっかり忘れたというふうな過失についてもこれを処罰の対象としているということ自身、刑法

定主義に反するのではないかと、そういう幾つかの批判があるわけではございませんか、この外

国人登録証の常時携帯という義務についてどのようにお考えか、伺いたしたいと思います。

○高橋政府委員 外国人登録証明書の常時携帯制度の緩和について検討してほしいという旨の要望があることは私たちも承知しているところでござ

います。また、日韓の間でこの常時携帯制度についていろいろ議論が行われておるところでもござ

います。

しかし、この常時携帯制度と申しますものは、在留外国人の居住関係及び身分関係をいわば即時

的に把握し、かつ適法な在留者と不適法な在留者を見きわめる上で必要なものだといふふうに考

えております。ただ、この制度の運用に当たっては引き続き常識的かつ弾力的に行われるように私

たちも努力していきたい、こういうふうにご

とるところでございます。

○鈴木(喜)委員 弾力的という言葉というのはす

ごくわかつたようなわからないような内容があり

ますけれども、しかし、やはりうっかりしたり、人

間いろいろあるところで、ちよつと持つてこな

かつた、とりに行けばすぐとれるところにあるんだというふうな場合にまで、これを口実にして逮

捕されたりまた糾問されたりする、そういうことのないような、弾力的という言葉でしようか、そ

ういった運用をぜひともしていただきたいのです。実際問題として、この常時携帯義務とい

うものについては、法律そのものの中で、今のよ

うなお答え、弾力的ということをもう少し明確な

言葉であらわすような形ででもこれを外してい

てもらいたいというのが私たちの大きな希望と意

見でございます。

入管法の二十三条というところでは、外国人登

録証を持つていない外国人についてパスポートの

携帯義務、または上陸許可書というのですか、そ

ういうのを常時携帯するようにと定めているわけ

なんです。これについて、旅行中にこれを提示

しろとか、持つていなかったときにどうするか

というふうなことについて、運用はどのようになさ

れているのでしょうか。

○本間政府委員 旅券にいたしまして外国人登

録証明書をいたしまして、外国人の方々には携

帯をしていただくかなければいけないということ

でございます。

運用に差があるのか、どういう運用をされてい

るのかという御質問だつたかと思ひますけれども、いずれの場合におきましても、やはりその運

用の精神といひますか、これに変わりようがないと私どもは考えておりますので、実際の場面にお

今まで抵抗を感じつつも指紋捺捺義務があるからという事で十六歳になればきた子供たちが、もう来年には実施されて指紋捺捺義務がなくなるという状況の中で、ここでまた押さなければならぬのか、これは、その子たちのこれから、または日本で生きていく中で、心に非常に大きな一つの暗い部分を残すことになりかねないと思うのです。この点は、先ほど局長の御答弁は、木で鼻をくくったと言ったら申しわけないのですが、非常にかたい御答弁をいただいたのですが、いかがでしょう、何かお考えはございませんか。

○高橋政府委員 改正法施行直前に十六歳に達する人たちの心情を思う先生のお気持ち、私聞いておりましてそれは理解できるところでございますが、先ほど申しましたとおり、この法律が成立いたしました実施するまでに、機械の発注、購入、据えつけ、それから各地方における講習だとか研修、指導がございまして、ただこの法律の施行のときから指紋捺捺がなくなるということじゃございまして、それにかわる手段があるからこそこれができるといふことでございまして、やはり時間がかかる。そうするとどうしても、その間といいますか新しい制度に切りかわる前後で二つのシステムの中でどっちかに入ってしまう人が出てくるというの、法制度の建前としてやむを得ないといふことで、木で鼻をくくったと言つて大変おしかりを受けましたけれども、そう申し上げざるを得ない。法的なシステムの運用といひますか、建前としてはそういうふうにならざるを得ない、こう考えております。

○鈴木(喜)委員 法律の建前としてはどうしてもそうお答えをさせていただかざるを得ないのかと思ひますが、それであるならば、その点についてこの法律の中に何かしらの経過措置を盛り込むべきではないかと思うのです。今のままの法律であれば、確かにおっしゃるようになつてしまふ案によれば、その点について経過措置とし

て——今ここで指紋捺捺義務を課するという非常に酷なことをするという点、その間、代替措置としての写真であるとか登録事項、そういうものがない空間ができてしまうことは確かに事実ですが、けれども、今まで定着性を持ち、仲よくこの国で暮らしてきている人たちに對する、しかも少年、青少年といふものに対する措置としては何かしらここに盛り込むべきではないか。心情だけで申し上げては盛り返すではなく、これをこの法案の中にぜひとも盛り込んでいただきたいといふふうに思ひます。この点、お考えをいただきたいと思ひます。大臣からも一言お願いいたします。

○田原国務大臣 法律の建前としては、あくまで局長がお答えしたとおりでありまして、私も、何度もお断りますが、法律家、専門家でないものですから、法律とはそういうものかと思つて、少し変な気持ちを持ちながらこの法案を提出したわけでございますけれども、金頭に置いておきなさいかぬなといふことを申し上げておきます。

○鈴木(喜)委員 ぜひよろしくお願いをしたいと思ひます。

最後に、罰則規定の問題について幾つか伺つていきたいと思ひます。

先ほど、罰則の問題では、日本人に科せられる同様な問題、戸籍法や住民基本台帳法では過料で済むべきものについて、外国人登録法の場合にはそれに懲役とか二十万円以下の罰金とか、かなり重い罪が科せられてゐるものが多い。この罰則の差異といふものについて、大臣、本会議の席上で「日本人と外国人との間の基本的な地位の相違に基づく合理的なもの」であるといふような御答弁をされてゐると思ひます。この点について、日本人と外国人の基本的な地位の相違といふことと、それに基づく合理的なものといふのは、もう少し具体的に言ひますと、一体どういふことを示されてゐるのか。

○高橋政府委員 私の方からお答えさせていただきます。

日本人は日本国の構成員でございますので、当

然に日本に居住することができなわけでございますけれども、外国人は当然に本邦に在留できるわけではなくて、在留については我が国の許可を要するわけでございます。この基本的な法的地位の違いといふところから、外国人については、その居住関係及び身分関係を把握して管理する行政上の必要性が日本人の場合よりも高いといふふうに思ひ、したがひまして、外国人による各種登録義務違反の罰則が戸籍法などの届け出義務違反に對する罰則と異なつてゐても、それは合理的な理由、理にかなつたものであるといふような差異であるといふふうに考へてゐるところでございます。

○鈴木(喜)委員 納得のいかない御説明だと思ひます。

まず、我が国の構成員であるから。でも、我が国の構成員であつたとしても、その人の一定の住所であるとか戸籍であるとかいふものについてはきちんとして把握して、その人の福利厚生のために、またいろいろなそういった便益のために供し得る、そして国家の運営をしていくといふ意味と、それと外国人が我が国に居住をする、入国をすることを許されて、入るから入らないかといふところではそれはもちろんいろいろな問題があると思ひますが、そこで入つて住むことを許されて、長年そこに住んでゐる、そういうようなことがある場合に、そこでの届け出を怠つたり、または過失で忘れてしまつたり、そういうことがあつた場合に、これは一体どうしてその構成員が構成員でないかといふことの差と合理的に結びつくのかといふところがわからないのですが、教えてください。

○本間政府委員 罰則上の差異といつてはなんです、制度上の差異でございますけれども、これが出てくるそもそのゆゑんといふものを局長がお話になつたところでございます。それは日本国民と外国人といふものの基本的な法的差がいろいろな面に出てくるわけでありまして、その一つの場合として、今言つた各種の届け出義務違反に對

する制裁という形で出てまいりますといふことを端的に局長がお話になつたところでございします。

もうちょっと具体的に申し上げれば、外国人の入国、在留といふことにつきましては、日本国家がその主権の裁量によつてこれを決めていくわけでございますから、そこでは日本の国の利益といふものを中心にして、その入国、滞在を許すかどうかという判断がそこにはございします。したがひまして、その外国人がどういふ方であるか、どういふ資格で今おられるのかといふことについては、国は重大な関心を持つてこれを管理する、いわゆる把握しておくといふことが必要になります。その関係で、居住関係、身分関係といふのは常に正確なものを国家としてこれをつかんでおくといふ必要があるわけでございます。これは日本の国家といふものの利益といふものを考えますとき、当然必要なことでありますし、他の国でもやはりそういう観点で外国人の管理といふのをやつてゐるといふふうに聞いております。

そういうことで、そういう各種いろいろな届け出をしていただくといふことにつきましてはやはりきちんとしていただく。きちんとしていただくといふことは、逆に言えばその義務を強制する手段といひますが、これが相当きつくなるということになるわけでございます。単に行政上の過料といふ行政罰といふものではなくて、それに違反すれば日本の国益にかかわる、秩序を乱すおそれがあるといふことで、それを抑止するためには刑罰という制裁をもつて間接強制していくといふことが必要だといふのがこの外国人登録法の考え方でございます。

日本人の場合は、先ほど局長もおっしゃいましたとおり、国家の構成員であり、国外追放といふこともできないわけでございます。いづれ日本の国家の中でどこにおられて、そのルーツを持つて、そして日本にゐる、こういうことでございします。そんな厳格に刑罰をもつて各種の義務を強制していく必要もない。秩序を乱しても国益

に悪影響を及ぼす程度というものは少ないということ、その義務を守らせることによる利益といえますか、その差があるのだらうと思います。そこに差の合理性というものがあろうというふうには私も考えているわけでございます。

○鈴木(喜)委員 この差の合理性ですけれども、それは厳罰をもって臨んで、それについてしっかりと守らせなければならぬ、その差の合理性というところで、一年以下の懲役もしくは二十万円以下の罰金または併科というこれはかなり厳しい問題で、特に併科ですら両方あり得るといふこと、それほどの厳罰にしなければならぬのか。仮にそこに差があるとしても、百歩譲って差があるとしても、そこでそれだけの厳罰に処さなければならぬほどの合理性があるかどうか。結局は、これについてきちんと担保されるかどうか、いろいろな義務についてその履行が担保されるかどうかというところにかかってくるのがその罪の適当な重さということになるわけでございますから、その点で百歩譲ってある程度過酷と刑罰というふうな差異があるとしても、それについての重さというものが非常にあり過ぎるのじゃないか。厳罰にするというのだったら、一番すこいのだったら死刑まであるわけでございますから。その中で今の二十万と禁錮一年ということがあるのかどうかという問題についても、こういう差異があるからこれだけになるのだということは抽象的にはわかりますけれども、なかなか難しい問題だと思ふ。これからの長いこと検討いただいて、その点についても、本当にこれが合理的なのかどうかという点について御検討をいただいていたいたいというふうに思ふ。

最後に、指紋にかわる代替手段をとるといふことの中で、鮮明な写真という点について、これは細かい問題になります、具体的な点について教えていただきたいと思います、鮮明な写真という点には鮮明でなければいけないわけですが、例えば町の写真屋さんで撮ってもいいのかとか、それからプリントはどのくらいでどうなの

か、絞りはどうなのか、ピンぼけではないか、大きさは顔の部分がどのぐらいの大きさがなければいけないのか、そういった規格とかそういうものについてはどのような形でされることになっておりますか。

○山崎説明員 外国人登録の写真は本人の同一性の確認をするに足る鮮明なものであることが必要でございます。具体的には、焦点が合い、十分な鮮明度を有し、かつ、人物の特定が容易に行えること等が備わっていないと認められないわけでございます。写真の大きさ、撮影の有効期限等につきましては、今後具体的に規格を法務省令で定めるというところを考へております。具体的には、外国人の負担も考慮しまして、旅券発給申請の際に提出する写真の大きさ等も考慮しまして、できる限り同じような大きさを定める方向で検討している段階でございます。

○鈴木(喜)委員 これも本当に、それをされる人の側から見ての経済的な負担、それから二度手間、三度手間というふうなことのならないような形で最初から明確な指示、それからそれを口実に突き返したりなんかするということのようなことのないような御配慮をお願いしたいと思ふ。

先ほども指紋原紙の問題云々というのが出てきましたけれども、私はちよつとよくわからないので伺いたのですが、指紋の場合に、指紋をとっておきまして、今度その指紋から、その人がだれであるかということ指紋の方から探ることはできますか。

○山崎説明員 指紋の分類方法にはいろいろございますが、今先生が指紋の方から分類することができるといふことでございますが、換値分類といふことで指紋を数字に置きかえまして分類しておる場合には、その数字によりまして人物の特定ができるわけでございますが、現在外国人登録でとられております指紋の保管方法は、登録番号順に保管しておるわけでございます、氏名がわからない限り指紋の同一性が確認できない、すなわ

ち指紋から本人をだれかということ特定するといふことはできないシステムになっております。

○鈴木(喜)委員 そうすると、今の指紋でも、指紋から本人は特定できない。では今度、写真になりまして、写真から本人を探り出す、例えば防犯カメラでばかると写った写真から見ればそれがだれかということを探し出すこととか、どこかで身柄を拘束された人が黙秘している、その写真からそれがだれのだれかであるといふことはわからないような分類と保管のシステムにされるということでしょうか。

○山崎説明員 これからの将来の問題ですから、どのようにするかというように決まったわけではございませんが、技術的に見ましても、写真だけから、例えば百万七十万の登録者のそれがだれであるかということを確認することは非常に難しいし、外国人登録自体、もとより同一性の確認ということ写真等のシステムをとられたわけですから、そういう必要性もないといふことになろうかと思ふますから、システムはこれからになります。その点、そういうシステムを構築する必要性といふのは考えられないのではないかとこのように思ふ。

○鈴木(喜)委員 指紋の場合ももちろん近い将来の間にはおいおいと廃止、その部分を廃棄していくという方向で考へていただきたいわけですが、写真は残ります。年々、人の顔は変わっていきますから、指紋のようにずっと変わらないといふことではないと思ふますけれども、しかしそれについて、丸顔とか、身長何センチとか、眼鏡をかけているの、頭の髪の毛がどういふ形をしていくとか、そういうふうなことでわかつていくと、やはり一つそこから何か人物を特定されるというふうなおそれがあると思はれては困ります。これからの保管、分類の方法について、また随時決まった段階でこういった場所でもお話しただいていくという形で、どのような形で保管するか、また後日の問題としていつも常時お聞きして

いきたいというふうに思ふます。時間が五分早いのですが、今回はここで終わらせていただきます。

○星野委員長代理 午後零時三十分再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時五十七分休憩

午後零時三十一分開議

○浜田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。小森龍邦君。

○小森委員 これまでいろいろ議論をしてまいりまして、かなり問題の焦点が明らかになってきたと思ふます。そこで、先ほど来の議論でも出てまいりましたこの外国人登録法による指紋押捺の残の部分あるいは携帯義務の問題など、国益という一つの概念でまとめられて、国益のための合理的な差別、こういうふうなことが浮き彫りになってきたようでありまして、そこで、非常に大きな概念に対して質問するようでありまして、この外国人登録法が想定する国益とは何か、この点をまずお答えいただきたいと思います。

○高橋政府委員 非常に大きな質問でございますが、この外国人登録法の守るべき国益というのは何かということでございますが、やはり法に照らしまして、第一条にある「在留外国人の公正な管理」といふことを確保することがこの国益ということになるのではないかと考えられます。具体的には申しますと、外国人は日本国民と異なりまして、本邦に在留するためには日本国政府の許可を必要といたしまして、かつ在留できる期間及び在留活動につきまして制限を受けることになっております。したがって、「在留外国人の公正な管理」を行うために、その居住関係及び身分関係、特に当該外国人が適法な在留者であるかどうか、そういう許容された活動を逸脱していないかどうかを現場において即時的に把握することが必要であり、先ほど常時携帯制度について先生お

話しになりましたけれども、そういうことにつきましてもそのための登録証明書等の携帯義務を外国人に課している、そういうことでございます。

○小森委員 登録証明書については、登録証明書を発行するとか、その人が携帯、保管など含めて所持しているということについてはそれはまさに合理的なことだと思えますけれども、それが常時携帯とかあるいは指紋捺捺とかということにかかわってまいりますと、果たしてそこに外国人管理ということとどういう合理性があるのか、こういう問題になると思います。

そこでお尋ねをしたいのは、なるべく重複を避けて、私の方からそういう観点から質問をさせてもらいたいと思っておりますが、同一性の確認ということが出てまいりました。同一性の確認ということについては、指紋捺捺というところまで持っていかなければ同一性の確認ができないのか。私が考えるところによると、指紋捺捺で同一性を確認するというところは犯罪捜査ということをまず第一に前提としておられるのではないかと、こう思いますが、その点はどうか、入国管理局長にお尋ねをしたいし、警察庁の方にもお尋ねしたいと思えます。

○高橋政府委員 外国人登録法における指紋捺捺制度というのは同一性の確認のためにあるわけでございます。犯罪捜査とは関係ないということでございます。そういう観点から、Aと称する人がAであるということとアイデンティファイするための技術的な手段としての指紋でございます。

○田原国務大臣 けさから御質問に出ておりましたが、本会議で私が趣旨説明いたしましたときにお答えしたとおりでございます。

○奥村説明員 お答えいたします。警察の方で外国人登録法の指紋を利用いたしますのは、在留外国人の同一性を確認する、そういう外国人登録法の目的に合致する場合でございます。一般的に現場の遺留指紋と外国人登録法上の指紋とを照合してそれから被疑者を割り出す

ということとは、原則として認められないわけでありまして、実際にも行っていないところでございます。

○小森委員 そうしますと、今回の外国人登録法を検討されて国会に提出をされ我々に審議を求められる過程にあつて、相当信用のある総合雑誌などの分析しておるところによると、警察が相当程度外国人登録法の問題については意見を述べている。その総合雑誌の分析しておるところによると、法務省は指紋捺捺を全廃したいという考え方だったようだが、警察庁が強く指紋捺捺を残せ、こういうことであつたのだ、こういう分析をしておる論文もございまして。それはいづれが本当か、多分私は雑誌に書いておることが本当だと思うけれども、ここではそれが本当であるとか本当でないとか、どちらに前提を置くこともできないと思えます。

そこで、私の疑問とするところは、指紋捺捺と犯罪捜査と関係ないと言ふならば、どういう点で警察庁と法務省とはそういう問題についてよく打ち合わせをなさつて原案をつくられるのか。警察庁は余り関係ないのじゃないかと私は思いますが、それはいかがでしょうか。

○高橋政府委員 今回のこの指紋捺捺にかわる新しい制度がどこまで適用できるかというのは、新しい制度がどういふところに有効か、そういう技術的な観点から検討をいたしまして、それで永住者、特別永住者、特に戦前から日本におられてずっと日本の社会の中で住んでおられた方、またその子孫、いわゆる在日韓国人、それが特別永住者と言われる方々でございますが、そういう人とか永住の資格を持っています人、こういう人ですと、我々が開発しました鮮明な写真と署名と一定の家族事項を届けていただくことによつて、指紋にかわる相当精度の高い期待を持って同一性の確認ができるという結論に達したわけでござい

ます。法務省主管の法律でございますけれども、法律というのは政府が提出するものでございまして、

実施に当たつてはいろいろな省庁が関係してくるので、その段階においていろいろな関係省庁と意見を交換して、政府としての案というものを、ベストと考えられる案を作成いたしまして、御提出申し上げたところでございます。

○小森委員 そうなりますと、警察庁以外の省庁とすれば、警察庁との打ち合わせというのか、コンセンサスを得るためのいろいろな接触と同程度の接触をされたほかの省庁、役所の名前はどういうところですか。何省なんですか。

○高橋政府委員 いろいろな、あらゆる省庁に意見は聞いておりますが、特に密接に協議いたしましたのは、警察庁のほかでございます。例えば外務省、それからこれは地方自治体に関係しておりますので自治省でございます。

○小森委員 こんなことで余り長く時間とれませんけれども、自治省は関係が深い、それは事務を市町村がとるので、これは当然のこと、うなずけますよね。それから外務省も、言うなれば我が国内にあるところの外国人の扱いに関する問題ですから、それは外務省と関係が深いということ、これは常識的にわかりますよね。警察庁とも関係が深いのかと思うのは、犯罪捜査だなどというのが浮かびますが、犯罪捜査と関係がないというのに、警察庁はどういう関係があつてよくコンセンサスを得なければならぬのですか。

○高橋政府委員 一般に法律を内閣として提出する場合は政府全体としての意思を統一する必要があるわけでございまして、すべての官庁に相談するわけでございまして、警察もやはりこの法の執行という、出入国管理法その他のいろいろな関係していますので、相談、協議をしたわけでございます。

○小森委員 時間が限られておるわけですから、迂回作戦をとらずに尋ねたことになるわけばしつと答えてもらわないと、警察庁とはどういう、つまり事務的な関連性があるから警察庁と話をされるのか。つまり自治省は、自治省がいろいろ面倒を見ておられる市町村の事務として、市町村が実際に窓口でやるわけですからこれは関係があるし、

それから外務省は外国人ですからこれは関係があるわけですね。警察は、犯罪捜査に関係ないので、犯罪捜査以外に何の関係があつて警察庁の意見を聞かれるのか、それをお尋ねしたいと思います。

○奥村説明員 今回の外国人登録法の一部改正につきましましては、主管の法務省を中心に、制度面、運用面の各般から鋭意検討をしまして、成案を得たものと承知していただいております。

警察庁といたしましては、各種の警察活動を行います上で、外国人の身分関係が明確になつてい、また外国人の同一性が問題になる場合、それを確認する必要があるわけでございまして、そういう観点から必要な意見を申し上げてきたということでございます。

○小森委員 外国人の同一性ということになると、それは警察からいへば犯罪捜査の問題じゃないのですか。その点どうか、もう一度答えてください。

○奥村説明員 先ほど申しました犯罪捜査一般に使うことがないというのは、先ほど申し上げましたとおり、現場の遺留指紋から指紋原紙と照合して犯人を捜す、そういうことはやっておらないということでございます。外国人の同一性が問題になることが警察活動上種々あるわけでございまして、その場合にやはり指紋が必要になつてくる、こういうことでござい

ます。○小森委員 私は意外なことを聞きました。啓発活動上同一性の確認が必要だということとは、これはまことに意外な話ですね。この法案審議の過程でもう一度私の発言席に立つことができないと思ひますので、これはきょうは承つておきましよう。ただ、あちこちの市町村の状況を私がいろいろな形で憶測をしてみるのは、外国人登録の写しを請求なさるの、我が国の役所の中では警察庁が圧倒的に多い。ということを見ると、啓発のためにやられるというようなものじゃないでしよう。したがって、これは大変大きなクエスチョン

マークでありますので、また次の機会にそこはお尋ねをしたいと思います。

そこで、ほかの一般事務からいって、同一人性の確認というものはある程度必要でしょう。しかし、それが指紋のところまでいかなければならぬかどうか。今日の写真技術は非常に高い、しかもある一定の水準のところに写真を使うということになれば、それで私は同一人性の確認ということ、犯罪捜査に使わないのであれば、もう十分過ぎるほど十分だと思ふのですが、少なくともこの問題に対して屈辱感を感じるのは外国人当事者であります。こちら側がそれは屈辱感を感じるとか感じないとか言うてみたところで、それは踏まれた者じゃなければ痛みは、本當のそのときの感じというのではないのですから、法務大臣のように気持ちよかったという人もおるかも知れぬけれども、それはよほどの何かの条件で、そのときの感じというものが私はそうではなかったかと思ふのです。

そうすると、この屈辱感を感じる、恐らくこれはアンケートをとってみなさい。指紋押捺の該當者にアンケートをとってみなさい。それはもうほとんどの人が大変な屈辱感を感じ、圧迫感を感じる、こういうことになると思ふのです。そうすると、なぜ国家行政機構というものがこれほど整っておる我が国が、ヨーロッパに肩を並べて決して引けをとらないかなり整った体制を持つておる我が国が、そのヨーロッパ先進国と肩を並べて、指紋押捺という形でなくてはならないのか。つまり、今永住者及び特別永住者に対して、これまでの歴史的な経過があるからと言って指紋押捺のところは廃止して、それにかわる制度を開発したということになぜ面一合わされないのか。このことは私の直接の質問からしたら、ヨーロッパなんか先進国と言われている国は同一人性の確認というものは必要ないから、日本ほど厳密に必要でないからやらないのかという質問になります。その点はどうか。

○高橋政府委員 ヨーロッパの国がどの程度の精

度を期待して外国人登録制度というものを維持しているか私もつまびらかにしないところでご意見をいただいても、私たちの外国人登録法の考え方といたしましては、できるだけ正確に外国人の身分関係、居住関係を把握し、同一人性の確認をできるだけ正確にしたい。これは外国人にとつても利益でございます。これが考え方でございます。

（委員長退席、鈴木俊（後）委員長代理着席）
かつては指紋が唯一の、今もそれは終身変わらぬ万人不同でございましてそれが一番正確でございましてけれども、今先生おっしゃったように、やはり指紋を押すということについて、先生は屈辱的とおっしゃいましたが、心理的な圧迫感を感じる方もいろいろおられますし、そういうこと、それから技術の発展、そういうことにもかんがみましてこの歴史を見ますと、外国人登録法における指紋押捺というものがだんだん変化してきたということは言えるかと思ふます。

それで、今回は、先回の六十二年の改正のときの経緯、それから日韓の話し合いの経緯を踏まえまして、この指紋押捺にかわる、心理的抑制がより少ないものは何かということもひとつ念頭に入れまして、それから正確なものがあるかということとやってきましたところ、この写真、署名と一定の家族事項が今考えられるのでいいのじゃないかという結論に達したわけでございます。しかし、それがどの程度の正確性を持つてどのグループの人に適用できるかというところ、やはり戦前から日本におられた方及びその子孫という特別永住者とか永住者という方々にはこのシステムは有効だけれども、そうでないものは、どうしてもまだ精密度といふますかそういうところからいって有効ではないというところで、今回はそういう現在お出ししたような案になった次第でございます。

○小森委員 私が尋ねておるのは、これは入国管理局長、ずばつと答えてください。つまり、ヨーロッパはほとんど指紋押捺をとっていないで、同一人性の確認というものはやはりどの国だってあるわけですからやっておるが、日本は、国家行政機

構あるいは教育の水準とかさまざまな社会的環境というものは、ヨーロッパと並べてみて決して引けをとらないところまで今日お互いの努力で到達した。そういう社会的状況にある国がヨーロッパとは違う道を歩まなければ同一人性の確認ができないということになれば、裏を返せばヨーロッパはでたらめにしておることになるでしょう。しかも、外国人は、入管局長も十分御承知だと思ひますけれども、イギリスなんかは、インド、パングラデシュなどからイギリスに来ておる人はおおよそ人口の一割です。ドイツだってトルコ人が、私は入つてきておる人の主たる国名を言えばそういうことになると思ひますが、これもおよそ一割です。フランスは北アフリカからやはり一割来ておるのです。

私は、しばしばヨーロッパのこういう人種というものがどういう差別を受け、どういう国家的な特別な優遇の措置を受けておるかというのを調べに行きますが、日本と比べたらお話になりません。日本に一千二百万人外国人が入つてきておると同じような状況に、しかも共生しながら、共存しながらいつておるでしょう。それは個別の変な事件は起きています、今フロンテシヨナルとかあいう右翼の台頭がありまして、たまたま殺したりいろいろなことをやっておるけれども、少なくとも国は表向き人権を守ろうと努力しています。日本だけどうしてそうなるのかということをもうちよつとわかるように言うてみてもらえませんか。

○高橋政府委員 日本だけどうしてそうなるのかとお聞きでございますけれども、その辺正確に答えられるかどうかわかりませんが、外国人の出入国とか在留、そういうものは、その国の置かれた条件とか歴史とかいろいろ違つておるそういうことによつて規定されてきますので、一概にヨーロッパではこうだから日本はそれが違うのはどういふことかと聞かれても、やはりその国と国の違いによるのじゃないかと思ふのでございます。ですから、それは置かれた状況だということでご勘

弁願したいと思ひますけれども……。

○小森委員 ヨーロッパと日本と比べてどこが違うのかと言つたら、それはそれぞれの国が置かれておる条件が違うからでしょうねというの、違ふ点は何かと言つたら違ふ点だと答えられるのと同じことになるのです。これではちよつと国会の議論になりにくいと思ふ。きょう限りではないから、これは非常に苦しい答弁をしておる、つまりそれだけ整合性がない、こういうふうな議員たる私は受けとめたいと思ひます。

そのことは、結局我が国憲法に書いてある「いづれの国家も、自国のことにのみ専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、」これが大事です。『自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務である』、これは非常に名文句でうたい込んでおるのです。だから、先ほどの条件が違うというのは、これは時間があつたらもっと分析したいけれども、大体もともとやうたこれは在日韓朝鮮人をばかめるといふ政策から始まつておるのです。これを侮辱するといふところから始まつておるのです。

私は非常に痛感するのは、大体我が国における部落差別の問題と朝鮮人差別の問題をいつも結びつけて、一番ひどいのは、豊臣秀吉が朝鮮に侵略をしたときに加藤清正が連れて帰つてきた朝鮮人の子孫であるといふようなことを、歴史的なことを歪曲して部落差別と朝鮮人差別とをセットにしてやつた、そういうことのが引き継ぎなんです、これは。だから、どういふところが違ふのかと言つたら、いや国の条件が違うからというの、そこが違ふのです。あらかじめ差別をぐつと前面に出すところ、表向きだけにせよ差別はいけなものであるといふ人種差別撤廃条約などの思想に基づいて物事をやつておる国との違いなんです。

これはまた後ほど私は申し上げたいと思ひますが、ここはちよつと場所が違ふけれども、海部元総理が「自国のことにのみ専念して他国を無視し

てはならないのであつて、と自衛隊を海外に派遣するときだけの論法で使つておるが、そんなものじゃないのですよ。あれはむしろ軍備を使つて独善的なことをしてはいけないという憲法の精神なんですよ。それで、我々がやらなければならぬことは、要するにすべての内外人の平等という人類的普遍の原理を求めて一歩でもそれに近づかなければならぬ、これが憲法の精神なんですね。これは、先ほど啓発という問題も出たし、次の機会にまた譲らせていただきたいと思ひます。

そこで、問題は、そういうことで同じ外国人でも指紋を押す者と指紋を押さない者と扱いを異なることにした。これは、指紋押捺というものを廃止する方向に量的には進んでおるといふことで一方では肯定できる面があります。しかし、一方でかなりまた暗い面が出てくる。この前も参考人でおいでになった方に、私は、これは一種の分裂支配政策と受けとめておられますかという意味の質問をしたのです。すると、ほぼそういう考え方だといふお答えでした。結局、これまでの議論を聞いておられますと、そういう異なる扱いをするといふのは同じ外国人であつても身分が違ふ、こういう説明であつたと思ひます。そこで、これも大きな問題ですけれども、身分とは何ぞや。

○高橋政府委員 私、先生に身分とは何ぞやといふことを申し上げる学識もございませぬけれども、この永住者と非永住者に分けたのは、身分ではなくてあくまでも我が国の社会の定着性といふものに着眼して、技術的な制度である同一人確認のこの手段をどこまで適用するかといふことで區別したわけでございます。決して身分とか国籍とか、そういうことによつて差別したものではありませんと考へております。

○小森委員 私がやつておるこれまでの何十年來の社会に対する取り組みの自分の持ち分としてこういうことは私は非常に敏感ですから、恐らく私の記憶は間違つていないと思うのだけれども、つまりきょうあたりは定着性といふことを非常に言われるけれども、この法務委員会、同じ外国人

であつて扱いが異なるのはそれぞれの身分の差によるのである、こういう話もございました。身分といふのは、いわゆる封建的身分差別の問題で身分と言ふ場合と、それぞれの立場というようない意味で言われる場合とあるのです。

しかし、我が国憲法は「人種、信条、性別、社会的身分又は門地により」と、だから封建的な意味で言ふと社会的身分といふのは部落差別のようないふことを言うのです。しかし、身分といふのがもつと広義に解釈されたら、これは部落差別のようないふことを言つていふんじゃないのです。そうなる、憲法の第十四条の規定の「身分」の次に来る「門地」といふのが、部落問題については非常に深い關係になると思ふのです。そうすると、広義な解釈をしても、我が国憲法は日本の国民に對して身分による差別はだめですよ、こう言つてゐる。しかし、我が国憲法が定めておる根本精神といふものは、すべての人に對して、簡単に言つたら人類に對して我が国国家権力といふものはそういうむちやなことはしませんよといふ意味だと思ふのですが、その点どうですか。

○高橋政府委員 先生の高邁な説は十分理解するとところでございしますが、私たちがこの法案を提出するに当たつて、日本国憲法、それから先ほど来いろいろ御指摘ございました国際人権規約等々いろいろ国際的な条約とか規約、慣習法等に照らして、今度の改正がそれに抵触するものがあるかないかといふことを厳しくチェックいたしました。

私たちとしては、その結果、日本国憲法の理想はございませぬけれども、外国人と日本人の基本的な差といふものはやはりあるわけでございます。で、そういうものに基づいて取り扱いを別にするといふことは、憲法に言うあるいは国際人権規約に言う法のものとの平等に反してゐない。また、同じように見える外国人であつても、例えば戦前から日本におられる方あるいはその子孫であつていわゆる特別永住者というカテゴリーの方々は、社会における定着性といふことから見ますとほかの

外国人の方々と違ふといふことで、それによつて區別をしても、憲法に言う法のものとの平等といひますか、人権規約に言う平等の扱いという規定に抵触することはないという結論に達しておるわけでございます。

(鈴木(俊)委員長代理退席、委員長着席)
○小森委員 入国管理局長は、差別という言葉と區別という言葉とを余り明確に意識をせずに、そのときの思ひつきでこの言葉を使つておると思ふのです。差別と區別の違いは、赤色だとか白色だとか青色だとかいふ、つまりそこに価値評価の加わらない、いわば自然的に識別できる、そういうものを區別と言ふべきなんです。差別は、社会的評価が加わる場合差別なんです。それで、同じ外国人でも特別永住者、それとは同じ、一週間か十日か、ちょっとそのときのどさくさで判断に迷つて一時帰国した人、これはどうもこっちは住みにくい、やはり日本へ行こうと思つて来た人、そういう人とを、あなたは區別だと思ふけれども、それはそういう人に対する差別的扱いをしてゐるということになるのです。だから、區別と差別といふことも、まだ残されたこの問題の議論はあると思ひますから、厳密に言つてもらわないと、概念自体がぐらぐらしてたら正確に物は判断できないと思ひます。

そのことから関連して、あなたは合理的差別だ、こう言うわけですね。これは、あなたはさつき區別と言われたが、合理的に差をつけておるのだ、こういう意味です。では、合理的差別といふものはどの程度普遍性といふものを持つかといふことになるのです。これは極めて相対的なものであり、極めて一時的なものです。あなた方が合理的差別と言つておるのは極めて一時的なものなんです。私はきょう、その一番わかりやすい例は何があるかといふのをいろいろ考へて幾つか例を持つてゐるけれども、例えば一九一〇年に幸徳秋水などが死刑にされたあの大事事件というのがあつたのです。あれは天皇や皇太子に對してこれを殺そうと企圖をしただけで死刑になると

いう旧刑法第七十三条、うちのお父さんが殺されそうになつたとか殺すことをだれかが計画したといつてその人は死刑にはならぬですよ、天皇の場合はそのときの法律では死刑になる。恐らくそのときには、これは同じ人間であつても、同じまを食ふて生命を持つておる生命体であつても合理的差別だ、それは天皇といつたら神聖にして侵すべからざる上御一人だから合理的差別だと思つたでしょう。しかし、それは何十年かたつたら合理的差別ではないといふことがわかつたわけでしょう。これは明らかに不合理な差別である、だから不敬罪といふものが廃止されたでしょう。

そういうふうな現在の視野の狭い感覚で合理的差別と言つておつたのでは、国際社会に日本が信用をとることができないのです。どうですか。合理的差別といふような言葉などは極めてそのときの一次的な、歴史的な、相対的なものであるといふことはおわかりでしょうか。

○高橋政府委員 先生の御指摘でございませぬけれども、私自身は區別と差別という言葉については極めて慎重に使つたつもりでございます。自分でもどういふようなきまつた区分けといふますかディフィニションで使つていたかと聞かれますと、先生の説明が非常になるほどといふように思つた次第で、必ずしも私は先生と違つた意味で使つていたと思ひませんし、それなりに意識して使つていたと思ひます。

それで、今先生、合理的差別と法務省が言つてゐるといふ御指摘でございましたけれども、私たちとしては、合理的差別という表現とかさういふ考え方は持つておりませぬで、やはり何かの、今問題になつております指紋押捺制度と新しい制度の二つの制度を異なる取り扱いといひますか、こういうことをやつても説明ふりとしては合理的な理由があるので、法のものとの平等に反しない、こういうことであつて、合理的な差別であるといふやうなつもりは、表現も使つておりませぬし、そういうふうには考へておりませぬ。

○小森委員 合理的な理由があるので平等の理念

には反しないということが、この取り扱いにそれ
ぞれ差をつけておる合理的差別ということなんで
すよ。だから、それはまあ使われたか使われぬ
か、恐らく私はあなたに限ったことではなくて、
どなたかがこの審議中に使われた言葉だと思ふの
で、そういう言葉はよく使うのですよ、世間で
も、合理的差別というのは。

だけれども、私が今質問しておる根本は、合理
的差別ということは極めて歴史的、相対的なもの
ではないのかということを探っているのです。だ
から、もしこたわられるのなら、合理的差別とい
う最後の差別だけとって、これが合理的であると
考えておることは極めて歴史的には一時的なもの
ではないのかということを探っているのです。

○高橋政府委員 先生の非常に高いレベルの議論
にちよつとついていけないかもしれませんが、これ
も、異なつた取り扱いが一時的かどうかというこ
とについて言えば、これは多分一時的なものでは
ないかという感じはいたします。ただ、今この法
案を出している段階においてそういうことは確言
はできませんけれども、今までの経験からいうと
一時的なものではないかと思ひます。しかし、そ
れの説明が合理的であるということとは時がた
つと合理的という説明にならないという先生の御
説は、私は必ずしもそうではないのじゃないかと
いう気はいたします。

○小森委員 法務大臣はいかがでしょうか。私が
何か誘導をかけているように思つて、これは一時
的だから速やかに次に改正しなさいというよう
なことの伏線で言つておるようにとられておるか
もしらぬけれども、それは私はそれがいいと思
ひます。早うこんなものはやめた方がいいと思
つてゐるのですよ。しかし、この駆け引きで、こ
の言葉くらいのことでは、駆け引きで引張り込
むという考え方ではない。要するに、理念的に、
そのときに合理的と思はれることは、人間社会、
お互いにそれぞれ絶対者でない限りにおいて、そ
れが合理的と思はれておるのはその時期の歴史的
な、相対的なものではないのか、こういうことを

尋ねておるわけですから、法務大臣、ちよつ
と。

○田原国務大臣 いろいろ御見識の高い御意見を
伺いましたが、区別と差別も厳密に教えていた
いたし、合理的という言葉も相対的なものであ
つたりあるいは時間的な要素が加わるということ
も私は納得できるわけでありませう。

今、現時点で合理的と考えて最高の選択をした
つもりでこの法案を出しておりますが、長い時
では社会情勢その他が変わるでしょう。これは
際化とかその他いろいろな点が変わりますから、
そのときにはやはりそれに対応しなければいかぬ
のだらうと思ひますが、制度はやつてみて、今
この最高の選択の制度をやつてみてもまたその結
果が出てくるであらうということ、検討を続けて
いくという姿勢は、これは所管官庁として当然の
義務であらうと思つて、私は考えております。

○小森委員 ちよつと時間を見たらもうこんな時
間になっていきますので、それはまたこの煮詰ま
らない問題については次の機会に譲りたいと思
ひます。

この間、今度刑事訴訟法のあれなんかあるの
で、私も事前の勉強の一助にと思つて江戸時代の
刑事訴訟法をちよつと勉強してみたのです。しか
し、なかなか江戸時代は、刑事訴訟法という訴訟
上の手続の問題を記録に残しておるというより
は、刑罰を、こういうものはこういうふうな刑罰
しなさいというふうなのはいろいろな文章がある
のです。そこで、江戸時代、身分が最も低いとさ
れておつたいわゆる士農工商えた非人の非人とい
う立場の者が一般の人といさかいを起こして、そ
して一般の人にたたき殺された。そうしたら、当
時の幕府はそれに対してどういふふうな態度を
とつたかといつたら、身分が違うのに一般の者に
いさかいを起こすようなやつはたたき殺しても一
向お構ひなし。少なくとも封建社会にあつてはこ
れは合理的なのです。身分社会として成り立
ておるのだから合理的なのです。しかし、それ
は一たび明治の時代になってきて、次第にこちら

のこういう人権の強調される時代になってきたら
極めて不合理なのです。今、最良の方法を考え
たと云われるのも、言葉としては言わなければな
らぬ立場でしょうけれども、そんな最良は何だ
と言つて信念を持てるほどの中身ではないでし
ょう、これは。そういうこともひとつよく考へて
やつていただきたい。

そこで、次に質問を移しますけれども、入国管
理行政というもののまずさとか、そういうもの
ののいら立ちが一層警察の方をして、うちの方
ではこれを土瓶口と言いますが、土瓶口。土瓶と
いうのは横に口がついておるでしょう。横から口
を挟む、これを土瓶口と言ふのですけれども、警
察の方から土瓶口をつくような形になつたのでは
ないか。

そして、この点だけちよつと事実を確かめてお
きますが、この間参議院でも問題になつたよう
であります、サンデー毎日のこの間の、何日
たかちよつと日には覚えてないけれども、「東
京入管汚職事件」。九〇年二月、東京入管横田
出張所の元幹部二人が、韓国人ホステスの在留許
可などの手続に便宜を図つた見返りとして、在
日韓国人ブローカーから現金を受け取つていたと
して収賄容疑で逮捕（執行猶予付き有罪判決）さ
れた事件である。というものが、これは全体の中
の一コマとしてこういうのが報道されていま
す。こんなことと関係があつて、警察が余計に横
口を入れたという気持ちを起こすんじゃないで
すか。

私は、これは何人も人間の腐敗という形だけでと
らまえるのではなくて、入国管理行政に決定的に
人的な整備が足りない、こういうことからきて、
だんだん糸がほつれてついに大変なことになると
いうことじゃないかと思ふんです。その点はどう
ですか。

○高橋政府委員 まずまず増大する業務、日本の
国際化に伴ひまして出入国審査それから在留審
査、そういう出入国関係の行政事務は非常にふえ
ておりますが、それに対応してなかなか陣容、体

制というのは追いつかないことで、職員としては
一生懸命やつておるわけですが、こういうような
記事が出たということについては我々まじめに
やつてゐる者にとつては非常に残念なことでは
ないかと、我々も身を引締め期待に沿うよう
にやらなければいけないと感じておるところで
ございます。

こういう入管業務というものは今非常にふえて
おるところでございますが、こういうところも視
野に入れまして、外国人の出入国の公正な管理を
図るため、従来から業務運営の効率化及び体制の
整備を図つて、それから職員の適正な配置とい
うことに努めてきたわけでございますけれども、今
後とも今先生がおっしゃつたようなこと、そう
いうことを言われないように努力をしていきたい
と思つております。

また、職員の綱紀の維持についても平素から機
会あるごとに注意を喚起しておるところでござ
います。今後とも職員に対して厳正な規律の保持
について十分指導していく所存でございます。

ただ、外登法の今回の改正の提案と、それから
この週刊誌に出たこのようなこととは直接関係が
あるというふうには考えておりません。

○小森委員 江戸の日本橋の下の水とロンドンの
波止場の水は水でつながつておる、どこかで遮断
されてないでしよう。だから、物は厳密に考え
たら、特に外国人登録法と入管行政とは関係が
ないというの、そういうものじゃない。非常に身
近な問題なんです。だから、入管行政の方では
それが出てきたということになると、外国人登録
法の問題についても、それは一つの視野に入れて
考えなさいかぬと思ふんです。そういう意味
で、入管行政が少し乱れてくるということにな
ると、これは外国人登録法の問題だつて乱れま
すよ。なぜなら、不法に入国して不法に就労、不
法というのまた極めて歴史的、相対的なもので
すが、今日の法律というこの観点に立つて見ると
これは不法という言葉が成り立つ。そういう不法
入国とか不法滞在とか不法就労とかいうようなこ

とも、これはその前段においては入管行政があるわけでしょう。しかし、この不法に在留しておるとかなんとかということも外国人登録法と非常に深い関係があるでしょう。

だから、私は、外国人登録法でそこまできついことを言われるんなら、我が国政府は入管行政の万全を期するために人的配置でもう少しきちっとして、余り物事のほろが出ないようなきちつとしたことをすべきじゃないか、こういうふうに通つて、それは極めて政策的なことですから、法務大臣、人が足りませんのですが、法務大臣はどう思われますか。

○田原国務大臣 慢性的な人手不足であることは私も認識しておりますし、これからますますそういう傾向があるだろうと思ふんです。そこで、この、平成四年度予算の要求の時点におきましても、そのことを深く認識して入管行政に最も重点を置いた定員増を図ったわけでありましたが、結果としては、まだ不満であります。が、ほば要求に近い数字が出ておりますし、昨年に比べて二倍というところが出ておりますから、一生懸命当局としては努力はやっておりつもりであります。今後ともそれは続けていかなくてはいかぬし、ますますふえる勢いに負けるようなことでもいかぬなというところで、相当熱心に勉強していこう、こういうふうを考えております。

○小森委員 どういいますか、何かムードのような格好で、政府の職員を減らしたり、それからふえるのはとにかく抑えなければいかぬのだ、それはもう行革上そうやらなければいかぬのだとだれかが言ったら、そうだと行って、変な多数決みたいな格好で物事がいって、そして真に必要なものに対してはその状況に正しく対応できないほど我が国政府は硬直化しておると思うのです。

私、この前、あの東京の入管へ法務委員として視察に行かせていただきましたけれども、やはり人手が足りなければ外国人に対してだつて、それはもう人間だから扱いが乱雑になりますよ。そう

すると、非常に不愉快な思いで出たり入ったりする外国人が、日本に対する悪いイメージで返つてくる、こういうことになりますので、必要なものは必要なんです。それは特に法務大臣が力を入れられなければならぬことだと思いますよ。

それで、ついこの間、私は東京拘置所もちょっと見せていただきましたけれども、東京拘置所のみならず、週休二日ということになつたらもう有給休暇もとれないような状況です。特に法務省というところは、人的な要求をするのが政府側からいへばまことにつましやかで、まじめな優秀生ということになるのかもわからぬけれども、国の政治の全体から見たら、これはまことに下手だと私は思います。これはぜひひとつ、法務大臣、必要なところは必要とどこできちつとした配置をしていただくように、私の方からその点は強く要請をしておきたいと思ひます。

○田原国務大臣 おっしゃるようにな上手でないというところは私も認識して、去年秋の要求にも相当全力を挙げたわけでありましたが、今後おっしゃる意味をよく理解して一層努力してまいりたいと思ひます。

○小森委員 それで、極めて原理的なことをお尋ねするようで、話が振り出しに戻るような気持ちになられるかもしれないけれども、大事なことだと思ひます。それからお尋ねをします。

要するに、今回の取り組みというのは、少なくとも指紋捺捺を廃止する方向への一つの動きだと私は思ひます。つまり、量的に見て指紋捺捺を廃止することがふえていく方が合理的だ、こういうふうな考えられての今回の提案だと思ふのです。なぞをかけたような言い方になつてえらい済みませんけれども、つまり、指紋捺捺廃止ということの方が一層合理的であるという考え方でよろいになつておるのかどうか。その点を尋ねてみたいわけですが。

○高橋政府委員 合理的という判断が歴史的に見て一時的なものであるかどうかという先ほどの先生の御説がありまして、私、そのときはよく理解

できませんでしたが、そのとおりだと思います。

それで、そういうことは別といたしまして、今の提案している指紋捺捺にかわる新しい制度、これは大きな目で見て指紋捺捺制度の全廃に向かつて一歩であるかということでございます。私が今提案している立場からいって、そこまではここで言う立場にはございませぬが、外国人登録法の長い歴史を見ますと、この指紋捺捺制度というものがだんだん合理化されていっている。今回も、この新しい制度によりまして、百七万の在日外国人のうち約六十数万人がこの指紋捺捺の義務から外れてくるということでございますので、そういう意味では大きな一歩ではないか、こういうふうにご感じているところでございます。

○小森委員 これはちよつと時間をこまかしていただきます。三十分になつて、およそ五分、四分は私は待つてゐるのですから。だから、これはあと五分というのと違いますよ。

それで、時間が大分来ましたからお尋ねをするのですが、せっかく総務庁の地対室長に来てもらつておられますので、時間がなから問ひ方が短絡的だと思はれるかもしれませんが、真意を理解してもらいたいと思ひます。

この間の参考人のお話を聞いておると、これはやはり大変屈辱的なことであり、外国人登録の指紋捺捺を不合理だと思ふ者の力を分散させるといふような気持ちを持つて参考人が述べられておりました。考えてみると、今まで部落差別とセツトのような形で在日韓・朝鮮人を差別してきた。その差別をある程度法律的な裏づけをするために指紋捺捺をとつてきた。しかし今度は、時代が到来して、そのところだけは歴史的な経緯が違ふのだからとて、定着性の問題だ何だと言つて理屈をつけて、そこは他のかわる制度をつ

くつて指紋捺捺をしなくなつた。しかし、それ以外の人はこの指紋捺捺をとられる。そしてまた、それよりちよつと違う立場の人は、同じ日本に今来ておつても指紋捺捺をとられないで済む者もい

る。こういう関係は、ちよつと何段階にも物事を輪切りにして、そして差別を当たり前とするような考え方、これを我々は社会意識としての差別観念と言つています。土農工商えた非人みたいな構造に、同じ外国人でも指紋捺捺をとられる者、それからとられない者、そしてまたとられる者というような輪切りの状況になつてゐることは、日本の社会の構造の中の、たとえそれが一部であるにせよ、同和問題で強く我々が危惧しておる、同対審答申が我が国社会の身分階層構造の問題だと指摘していることと類似してゐないでしょうか。

○荒賀説明員 私は、この外国人登録法の改正については所管もいたしておりますので、これまでどういう議論がなされておるのか承知もしておりますし、また、それについての確にお答えをする立場ではないわけでございます。

今小森先生からお話のありました同対審答申におきまして、このようなことを言つておるわけでありまして、我が国の産業経済は二重構造と言われ、その構造的特質を持つておる。その特質がそのまま社会構造に反映しておる。また、我が国の社会は、一面では近代的な市民社会の性格を持つておるが、他面では前近代的な身分社会の性格を持つてゐる。さらには、精神、文化の分野においても昔ながらの迷信あるいは非合理的な偏見、前近代的な意識などが根深く生き残つてゐると思はれるのであります。このような我が国の社会、経済、文化体制こそが同和問題を存続させ、部落差別を支えている歴史的社会的根拠であるという認識を示しておるところでございます。

政府といたしましては、この同対審答申を受けまして、同和問題が憲法に保障された基本的人権にかかわる課題であるという認識のもとに、昭和四十四年以来二十三年間にわたつて三たびにわたる特別措置法に基づきまして、今日まで関係諸施策の推進により同和問題の解決に努めてきたとこ

ろでございす。

その結果、平成三年、昨年の十二月の地対協の意見具申におきましては、「同対審答申で指摘された同和地区の生活環境等の劣悪な実態は大きく改善を、同和地区と一般地域との格差は、全般的には相当程度は正され、また、心理的差別に於いてもその解消が進み、その成果は全体的には着実に進展をみている」という評価をいただいておるところでございす。しかしながら、その意見具申におきましては「心理的差別の解消は、同和関係者と一般住民との婚姻の増加がみられるなど改善の方向にあるものの、結婚や就職などに関連した差別事象が依然としてみられ、十分な状況とはいえない」としておるわけでございまして、この心理的差別の解消に向けて今後とも粘り強く努力を続けていかなければならない状況にあるというふうに認識をいたしております。

○小森委員 ひとつなるべく委員の出席率を高めるように。

委員長、これはこういうことになりすよ。外国人の権利を制約しよう、あるいは制約する中身を盛った法律の審議に、我が国国権の最高機関の国会の審議が、自国民のことだつて定足数は大事なのに、そうでない人のことを議論する場合はなおさら、全出席でやっても世間に対して私は特に努力しておるというようなことにはならぬと思ひますので、委員長、特別の配慮をしてください。

荒賀室長は、私は同和問題のことを聞いたのじゃないのに同和問題のことをずらずら言われたのだが、こういうことなんです。つまり、士農工商えた非人という大きな身分階層構造は、例えば大名なら大名、武士なら武士の世界をとって、将軍がおり、いわゆる御三家というのがあり、譜代大名がおり、外様大名がおり、旗本がおり、そういうふうないろいろな階層構造が待にできておるでしょう。それと同じように、農村では村方三役みたいなものがある、自作農民がおり、小作農民がおり、そしてまた季節労働者みたいなものがあるという階層構造がある。そ

れと同じような階層構造が外国人登録の問題についてもできないか、できているんじゃないかということを探ねておるのですが、時間がなくなから、またこれは次のときにやりましょう。最後にもう一つ、せっかく人権擁護局長に来てもらつておりますので人権擁護局長の考え方を聞きたいと思ひます。

実は先般、公述人の話を聞いておりましたら、大体の趣旨として、我が国の著名な政治家が外国人に対する差別発言をするのは、これは差別発言ですから要するに人権上いかにわしき問題です。うね。その人権上いかにわしき差別発言をするということは、日本の国の社会経済構造と照応関係にあると思うという意味のことを言われた。あなたも人権擁護の啓蒙の非常に大事なポストにおられるので、そこをどう思われますか。

○篠田政府委員 お答え申し上げます。

突然の御質問なので正確には答えられませんが、一般論として申し上げますと、物質面と精神面、これはやはり因果関係がございすので、そういった相関関係というのがあるかと思ひます。ただ、その相関関係のあり方というのはいろいろな場合で異なつていゝと思ひます。

○小森委員 きょうはここまでにさせていただきます。

○浜田委員長 沢田広君。

○沢田委員 最初に、今小森委員から質問がありました。これは常識的であつて、言葉についてですが、法務省、警察庁、外務省それから法制局、身分とは何ぞやという質問がありました。統一見解でなくてもいいですが、それぞれの立場で身分とはどう解釈をしているのか、お答えいただきたいと思ひます。法制局からひとつお願いいたします。外務省それから法務省、警察庁、それからこれは法務大臣も入つてゐるのです。

○秋山政政府委員 突然の御質問で、あるいは正確なお答えにならないかもしれせんけれども……

○沢田委員 いや、ちょっと待つて下さい。突然の質問も何も、法律の第一条の項目の中にある言葉を聞いているのです。冗談じゃないですよ。今の言葉は失言ですから取り消しなさい。

○秋山政政府委員 憲法十四条との関係でお答えさせていただきます。

憲法十四条では、すべて国民は法のもとに平等であつて、人種、信条、性別その他社会的身分、門地によりまして、政治的、経済的または社会的関係において差別されないという規定がございす。この「身分」と申しますのは、人間のそれぞれの社会、法律的な属性と申しますかそういうもの、社会、経済あるいは法律的な属性、非常に抽象的に申し上げればそういうことではないかと考えます。

○奥村説明員 警察といたしましては、責務の執行に当たりまして常に公平中正ということ念頭に置いてやつておりました。身分その他によつていささかもこれを区別することがあつてはならないというふうなことを考へておるわけでありす。

○宮下説明員 我々が所掌してゐます旅券というふうなことを考えますと、その人の社会的属性、性別とか年齢それから国籍、そういうものを総称して社会的地位、身分というふうなことで考へております。

○清水(港)政府委員 民法関係で申しますと、身分というのは夫婦の關係とか親子とかあるいは兄弟姉妹、そういうふうな血縁あるいは姻戚的なつながり、そういうものを身分というふうないうものと理解いたしております。

○沢田委員 大臣、三つ答えが出てきてゐるようですが、集約して、今外国人登録法で言つてゐる身分、この中の解釈はどう規定づけられますか。

○田原國務大臣 私は法務大臣ですから、本当は民事局長の言うのが一番近いと思ひますが、ただし所管の省によつてゐる立場が違つたとらえ方をしておるようす。

ただ、民事局としてとらえたところと人管の問題としてこの法律でとらえてゐるところと人管の

た多少違ふと思ひます。私は、日本人と外国人の基本的な、地位協定とかありますように、地位といひますか、そういうものをこの身分というのはこの法律では指しているのではないかなと思ひます。というのは、外国人は日本国政府の許可を得て初めて日本に在留できるというのが基本であります。それは自国民すなわち日本人の場合とおのずから異なる、外国人にきちんと届け出義務を履行してもらふことは在留管理の必要上重要である、そういう日本人と外国人の基本的な差、これが地位の差というふうに私は解釈しております。

○沢田委員 私は地位とは言つていないのです、身分ということ。

次に、今度は、同じことの質問ですが、身分と指紋とどう関係するか。今までの回答では、民事局と外務省の答えたのが違ひますが、性別とか男女、年齢、こういうことで身分を象徴しました。一方で、夫婦であるとか親子であるとかそういうことで身分を解釈しました。この身分と指紋とはどう関係するのですか。それぞれお答えください。

○本間政府委員 お答えいたします。

身分の一般的な意義を正確に申し上げるほどの今ちよつとあれが……(沢田委員「今はもう要らないです、身分の解釈はもう聞いているのだから、終わったのだから」と呼ぶ)はい。外国人登録法では、身分関係を明らかにしてゐることで「身分」という言葉を使つておりました。具体的には法四条に、登録事項の中に氏名とか生年月日、男女、国籍とかそういうものが出ておるが、こういうことで具体的に明らかにしてゐるところでございす。

それから、指紋との関係、こうおっしゃいましたけれども、身分関係というのとはやはり人を識別する一つの事項でございす。その限りにおきまして、身分関係を明らかにしてゐる登録というものは人を識別する有力な資料としてあるわけでございますし、また指紋というものは万人不同・終生

不変でございますから、これは絶対的な識別手段であるということでございます。外国人登録法におきましては、この身分関係、それから居住関係もありますが、そういうものとあわせてこの指紋というものが同一人性確認の手段ということで採用されているということで、外国人登録法上どちらも重要な事項であるという関係かなというふう
に思っております。

○沢田委員　結論的にはどの省からも、あなたは殊さらにくっつけて何とか、じゃ性別とか、最初のときの年齢とか、その中に、身分の中に指紋が含まれるという解釈が出てこなきゃならない、身分の中に、身分の中には全然出てこない。身分をあらわすものの中には全然指紋というものが出てこない。今度はそれをどう裏づけるかという問題の方の課題になっている、あなたの答弁は。

今、身分関係と住居関係ですよ、この法律の骨格は。だから、問題は住居を示すということとそれから身分関係を示すということが登録法の第一条でしょう。その第一条が果たされて公正な管理をしなさい、こうなっているわけですね。あなたはその管理の本身について言っているわけですよ、本身について。その本身がいか悪いかの問題は別なんです。しかし、それは住居に関する管理でも何でもない。それからまた、親子関係を争う場合はあり得るから、指紋じゃないだろうけれども、血液を調べる場合はあるかもしれないが、そうならみんな血液をとらなくちゃならなくなつてきちゃう。そうすると入国する人はみんな血液をとることになっちゃう。これは大変だ。そういうことで、それも関係が出てこない。あなたの解釈では出てこない。

だから、要するに、今までも大勢の同僚議員が質問してきましたが、指紋とこの登録法とは、どうくつつけようと思っても、時代の変遷もあるけれども、くつつかない。要するに別の法律をつくらなければだめなものになってきているのが現状なんですよね、本来、それを何とかごまかしごま

かし一つの法律の中で事を済ませようとするから、どうしてもこういうふうには無理が出てきてほころびてくるということになるので、僕は、この辺は大臣も割り切つて、もしどうしても言うなならば、この登録法の中にこういうものを隠しみたたいに入れていくのではなくて、身分関係と住居関係によつて外国人登録法は成立するものである、そのことに要するものは、これにあるように住所と親子関係、家族ですか、家族も私は余り必要ないと思ひますが、とにかく家族を含めて署名をしないさい、写真をくつつけるということを言つてあげますが、そういうことであるとすると、それだけバーフェクトであるはずなんです。私はそう割り切るべきだと思ふのですよ。

その、大臣とうですか。これはもうそういうふうには割り切らなかつたら、対外的に余計な紛争を起すだけであるし、余計な解釈紛争をつくるだけです。もつと率直にこの点は考えて、外国人登録法で身分関係と住居関係だけで、それで登録をすればいいんですと決めていたら、指紋なんて出てきつこないですよ、よほどのへそ曲がりでもなかつたら。そんなものは出てくるはずはない。どこから指紋という言葉が出てくるか、法律の前身で。その点は、あなたはそういうようにくつつける、無理にくつつけちゃだめです。素直に答えてください。

○高橋政府委員 この外国人登録法的一条に、この法律の目的といたしまして、外国人の居住関係及び身分関係を明確にならしめるということがございます。それで、指紋押捺というのはこの基礎となる、人間がAであるかBであるかということをはっきりさせるための手段でありまして、そういう意味では必ずしも必然性はない人ではないかというのが先生の御質問の趣旨かと思えますけれども、指紋押捺にかわる同一人性確認の手段ができれば、必ずしもこの指紋押捺というものはインテグラル・パートといえますか、どうしてもなければならぬものではない、そういうことは言えるかと思えます。ただし、今の段階において指

紋押捺というのが同一人性確認のためのやはり一番正確といえますか信頼のできるものということと、この法律の中にそういうものがございまして、今回それを一部新しい制度を導入してかえていく、こういうことではないかと思えます。

○**沢田委員** 先ほどのあれじゃないですが、これは私の質問の余分につけた項目なんです、だけれども、各省庁が言っていることも、一言だつてい出てもないんだ。いかにこれが普遍化されているか。あな人の言っているような解釈はしていないんだ。自治省は呼んでないけれども、皆さんが身分証明書をもらうのに、身分証明書をもつたときにそんなもの書いてありますか、指紋を確認するとか。あなた、突然だけれども、これも常識の一つだ。身分証明書を市役所に行つてもらつてくるのに、どういう手続でどういうものをもらつてきますか。中身、何と書いてありますか。言つてみなさい。

○高橋政府委員 役所から身分証明書をもらっていますけれども、これは自分の写真と名前を書いて、それでいただいております。

○沢田委員 私は市役所でもらってくるものをちゃんと試みてみないと、こう言ったんですよね。だけれども、そんな指紋というのは出てこないですよ。沢田広のものをもらいに行ってきたけれども、それには指紋がちゃんと一致していませんという事は書いてないですよ。それと同じように、指紋というものを結びつけること自身に無理がある。それはやはり一つの被疑者とかあるいは容疑者とか、そういうようなイメージを

頭の中に描きながらくるから、指紋という言葉が、これはあるいはまた私の見解が間違っているかも知かりませんが、しかし指紋とつくくと大体系ういうことを連想するんですね。これは常識だと思ふのです。

ですから、今の答えでも、これは指紋とは関連性がない、結びつかない。これは無理がある。今までの回答ではそういう言葉が出てきてないの、これは先ほどもありましたけれども、やはり

次回までに身分とはという統一見解をまとめて、出してください。そうなると、今度は一般、全国、いろいろな身分という言葉を使うときには全部指紋がくつかなければ身分の証明にならない、こういうことにもなりかねませんが、あなた方の腕を、どの程度の腕があるのかわからぬけれども、ひとつ統一見解をつくっていただきたいと思ひます。これは委員長から特に、今のようになつた答えが出てきたのでは我々も惑つちやいますからね。どつちで、どうなんだろうかと、国権の最高機関でこんなうろろうしていたのじやとても審議は進められませんので、本当は統一見解が出るまではやめるのが筋かもしれませんけれども、一応それは信頼をしながら、お願いします。この点。どうですか。

○浜田委員長 沢田委員に申し上げます。

質疑の中で明らかにしていっていただきたいと思ひます。政府委員の方も、答弁を十分研究をして行つてください。

○沢田委員　では、ひとつ統一をした見解を、身分で、今質疑の中と言うから、答えてください、答えられるんだつたら。

○田原國務大臣 沢田先生が言われたように、一応みんなで話して、後日見解を出させていただく方が本当ではないかと思ひます。

○沢田委員 私は情を持ってそういうふうと言ったのですが、委員長がばかに気負ってそういうふうと言われましたが、結果的には次の時間までということですから、そういうことにして進めさせてもらいます。

続いて登録課長さん、先ほどの質問まで、皆写真に入れて一応全部書類を保管してある、書類のコピーですがとにかく保管をしてある、こういう答弁でした。これは一般論でまず申し上げますが、これに対してその関係者から開示を求めた場合には、これに応ずることはできるのですか。これはイエスカノーかでお答えいただきます。

○山崎説明員　登録の内容の開示請求ということではありません。

はできません。

○沢田委員 どうして。これは国家の機密に関するのですか、それとも特別経済的変動を起こすおそれがあるのですか。どういう理由ですか。

○山崎説明員 外国人登録は、外国人登録法の第一条に書いてあります目的から明らかなように、「在留外国人の公正な管理に資することを目的とする。」ものであり、登録原票は非公開としておりますが、その内容につきましては、外国人登録証明書などにより本人が知ることができ、登録の内容に誤りがあることを知った場合は、登録事項訂正の申し立てができることになっております。これは、外国人登録法十條の二の第一項、また施行規則九條の二の第二項に書いてござい

ましたがいまして、外国人としてましては、本人が交付されております証明書で内容を知ることができ、また市区町村が請求に基づきまして発給する登録済証明書というによりましてその内容を知ることができるといふことになっております。

○沢田委員 問題は、前の法律も変わったわけですが、今度法律が変わって必要のないものもあらわれるわけですね、出てくるわけですね。それも大変手間がかかるからそのまま置いておくんだ、こういうさっきの答弁でした。しかし、法律によつてその必要性がなくなったものをなおかつ保管をしていくということは個人の権利の侵害になるのではないですか。

○山崎説明員 もともと外国人登録法に基づく登録というのは、先ほど説明しましたように第一条に「在留外国人の公正な管理に資する」ということで行つておるものでございまして、それを保管しておるということが外国人の権利を侵害するということにはならないといふふうに考えております。

○沢田委員 いわゆる登録法によつて住居関係及び身分関係においていわゆる「公正な管理」をする、こういうことの中に必要なものと必要でないものが各条文の中にあらわれますね。例えば一年未満なら一年未満はない、指紋押捺の義務もな

い、そういうふうでないものが今度は法律でできますね。それによつて今までとつていたものは法律上無効にしていく、要すれば法律上管理されない条件が生まれてくるということになるのじゃないですか。これとこの人だけが今度は管理の対象になるのですよ。それ以外の人まで管理が及ぶといふことは、逆に言えば法律の越権行為じゃないですか。

○山崎説明員 外国人登録に記録されております身分関係、居住関係を外国人登録法は登録事項として記載しているわけですが、これは本人の現時点の居住関係のみならず、これまでの外国人の居住関係というのを明らかにしておるわけであらう。それによりまして、一面から見れば外国人も利便がありますし、また国も行政目的を達するといふこともあるわけですから、その限りにおいてはそれを保管するといふことは許されることだと思ひます。

○沢田委員 いわゆる登録済みであり、その登録の必要性がなくなつてきて、あるいは指紋押捺の義務もなくなつてきたものを管理していくといふことまで法律的にもゆだねられたものでもないし、個人の了解を得たものでもない、国の権力をもつて管理をするといふことは適法ではないのか、要するに越権ではないのか、私はこのううううに言つてゐるわけですね。だから、戸籍の最後の最後まで、もう三代目くらいになつていくのではありませんか、三代前までも追求していく権利といふものを保有していることは違法ではないのか、その点を伺つてゐるわけですね。そう

なると、外国人登録法で今度改正する趣旨といふものは失われてしまふ。こういうものはもう要らないのですよ、こういうことを言つていながら、またあるいは外国ともそういうことを取り決めていながら、日本は依然として従前の系統をきちんと確保していくといふことは違法行為じゃありませんか。

○山崎説明員 外国人登録といふのは本人の依頼によりましてやつてゐるわけではもちろんござい

ません。法律の第一条に書いてあるとおり、国の必要上行つてゐるものでござい

ます。また、それ自体用済みになつたとか国の行政目的を達するために不必要になつたといふわけではございせんですから、それを保有するといふことは何ら違法とかといふことにはならないと思ひます。

○沢田委員 大臣、これは今重要なことで、必要になつたといふわけでもないという解釈を、法律をつくつてきてこれは必要がなくなりましたと言つていながら、課長は、必要がなくなつたとは言わないという解釈を言うなんてことはもつてのほかじゃないですか。また、他の国と外交交渉の結果、こういうことで次の国会には提案しますやうな約束をしてきた手前からいって、そういうことを依然として続けると言つたら、外国との信義といふものはなくなつてしまふじゃないですか。そんな不当なことが許されてい

いわけではないでしょうか。

○高橋政府委員 御説明させていただきたいと思ひますけれども、今回廃止するといひますか、やめるのは指紋の押捺をやめるわけであらう。いま先生が問題にしているのは、過去集めた例えは指紋とかそういうものの取り扱ひではないかと思ふわけであらう。それは先ほどから別の委員のときにお答えしましたように、その目的は同一人確認のために指紋をとつたわけですから、今後はとらないといふことになりまして、今後五年間で全部その役割を果たします、その永住者等についてはとつておく必要がなくなるわけであらう。

それをさらにキープしておくのは越権じゃないかといふのが先生の御質問なんですけれども、その辺につきましても、過去の歴史の一部として一体となつてゐるもの、それを破壊するといふことがいふのかどうかといふことも含めましてこれから検討していきたい、こういうことでござい

ます。やめたのは指紋を押捺させる、そういうことをやめたわけであらう、とつてゐるものを、とつた昔のものを破壊するといふこと等を決めたといふわけではございせん。

○沢田委員 そうすると、今まで何百万人かのずっと歴史がありますけれども、そういう人たちの部分は、依然としてもとの原簿が残されていつて、ここで法律で決めてみたところで、これは新たに起きるといふだけのことであつて、それ以前のものには厳然として残つていく、それで、二世、三世に至るも今度は法律で適用される、こういうことにもなつていくといふことにもなるわけであらう。ちつとも改善されたことにもならないし、約束を果たしたことにならない。

きょう、これは行き違ひがありますが、大臣、それでは、結果的には外国人の人に対する誠意といふものを日本として欠くことになりまして、もつと信頼していかなくつたら、経済大困だとか何だとかとめはれていくことでは許されせんよ。もつと信頼をしていくという姿勢を持つていかなければならない。この法律ができたころの時代とは違つてゐる。これは次の質問事項の中に入つてゐることなんですけれども、これは特に今のやうな答へで、厳然と、何か隠し玉みたいなものを持つて、いつ何でも、それは我々の方は握つてゐるんだよ、そうして、おまえたち、変なことをすればやつけるよといふやうな姿勢で外交といふものはやるものではないといふことを、そのことがかえつて日本の国のマイナスにつながるといふふうに思ひますから、特に大臣においてはその点を今後留意してほしいと思ひます。

そのことを含めまして、これも提言なんですけれども、多くの人はそれに疑問を持ち、不安を持ち、そしてそういうことが我々の、自分の身辺を常に探られてゐるやうな懸念もなしにない、そういうことだから、ディスクロージャーと異議の申し立てといふものを現行の法律に合せて適用していきけるやうな仕組みといふものを考える必要がある。指紋を消してほしいといふ申請があればその指紋を消してやる、あるいは住所の間違いなどそういうものがあれば、それは見せることは見せ

て、ここは違つてきたんだからこれは改正してほしいという要請があれば変えてやる、そういう幅というものを持たなければいけぬのじゃないか、こういうふうに思っています。これはもう時間の関係がありますから簡単に、そういう余裕、弾力性というか、ああいう登録課長みたいなかたくなな人というのは、これは官僚ではないですよ、ファッショミタないものだ。とにかく話にならないと思うけれども、とにかくそういうふうなことで、もつとこれは身近なものとして外国人を考えていかなければいけないということを考えてもらいたいですね、大臣。

○田原国務大臣 ディスクロージャーの件は、これは原則非公開ですが、本人が望むときはこれではあるはずですが、訂正の要求があれば訂正しなければいかぬと思いますがね。

それから、登録原票というのは市町村において保管し、指紋原紙は法務省において保管しておることは御存じのとおりですね。そうすると、改正後においても、永住者及び特別永住者が新制度に移行するまでの間は保存が要りますね。それから、永住者及び特別永住者全員が新制度に移行した後における登録原票及び指紋原紙の取り扱いについては検討中である。

ただ、そこで問題は、さつき登録課長申したように、マイクロ化された、マイクロフィルムにおさめられたものは技術的になかなか修正しにくいという点はあるようですが、これはどうしたらいいのかという検討を今やっているわけでございしますが、指紋原紙は同一性確認のために使用しないことになるので、改正後に確認登録をしたものから順次廃棄する方向で検討する、そういうことで、やはり合理的に経過措置を講じながら、それを念頭に置きながらやっていきたい、こういうふうを考えております。

○沢田委員 もう一つ、十六歳という年齢に、前の国会なんだと思うのですが、前の改正に十六歳ということを決めました、今日の日本の成人は二十になるわけですが、なぜ外国人の登録につ

いてだけ十六という年齢が出てきているのか、その理由はなんですか。

○高橋政府委員 これは、かつて十四歳であったものを十六歳というふうに変更したわけですが、十六歳になった理由としては、小学校及び中学校の義務教育の期間等にある十六歳未満の者とそれ以外の者に分け、独立して社会的に行動を始め得る時期である十六歳以上の者には指紋押捺、常時携帯等の義務を課す制度を採用したということと承知しております。

大体この十六歳というのは、ほかの社会的にいろんなことが許されるというか、どういうことが起きるかといえますと、自動二輪車、原付自転車、車の運転免許が取得できるというのが十六歳です。それから、国際民間航空条約第九附屬書で勧告しております親の旅行に併記できる子供の年齢は十六歳までとか、中学を卒業して就職して親を離れて生活する者も出てきますし、女子は親の承諾があれば結婚できる、そういうようなことから十六歳に改めたというふうに承知しております。

○沢田委員 これは日本は現在、成人との差、二十にしていますから、これも大臣、これは日本と違うという取り扱いをするということは相手に与える印象はどういうふうになるでしょうね。日本の高校生ぐらいになっていて、その者を成人扱いというんですか、極端に言えば、犯罪的に見れば一人前の犯罪を犯すおそれがある、こういう年齢層にとらえるという意味なのか、あるいは日本だつて自動二輪だとかなんか、高校だつて、それは高校によって取らせないところもあるし取らせるところもあるけれども、それによって指紋まで強要したりなんかするということはありませんか。それから、年齢を低くして適用範囲を広げている、これは差別にもなるんじゃないですか。

私は、なるんじゃないのかと、こうクエスチョンマークをつけながら物を言っているのはあなたの方の立場も考えて、だったら直さなければならぬ

かな、こう思うだろうからそうわざわざ決めつけないで言っているわけなんだけれども、日本は二十ですよ。あなた方は十六で、言葉はまた悪いけれども容疑者ですよ。いわゆる警戒人物になるんですよ。被警戒、こう言った方がいいですか、そういう注意人物に、ブラックリストに載るんですよ。そういうイメージを与えるということは外交的に見てプラスにならないでしょう。それは少なくとも日本でも二十でやっているとするならば、あとは青少年の法律で守られているんですから、いや外国人だけはあなただめよと言うのはやっぱり外交、日本がこれから世界の中で動いていく場合そういう徳川の発想をやっていたんじゃ少し時代おくれじゃないのですか。もう少し信頼していくというところが日本としてのやっぱり懐の

いうか、あるいは同じ扱いをしていくということ。これは今日の課題じゃないでしょうか。これはやっぱり大臣に答えてもらわなくちゃならないですね。事務当局じゃとてもじゃない、歯が立たないです、これ。だけれども、そういうものでしょう、考え方としては。うちは二十だよ、おまえは十六だよ、それじゃやっぱり説得力ないでしょう。これはもし外国へ行つて、これから国交回復なんかもされるでしょうが、やっぱりそのときになると言われるでしょう、なぜそういう差別するのですか、日本はと。

○本間政府委員 私がお答えすると怒られるかもしれないけれども、年齢の点でございすけれども、十六歳とした理由は先ほど私どもの局長からお答え申し上げたとおりでございまして、おわかりになっていると思いますが、要するに何歳にするかということ、その制度の目的が何かということによつておのずと決まってくるわけでございすから、先ほどの刑事年齢の問題も同じでございすから、それぞれの目的によつて決まっておりますので、そのところはひとつ御理解いただきたいと思ひます。

諸外国の例を見ましても、アメリカの場合は十四歳以上だそうでございすので、それぞれその

国の実情に応じて決めているようでございす。日本が格段に低い年齢から指紋押捺を求めているというふうには、比較法的にはちよつと申せないと思ひます。

○沢田委員 これもやはり内外同じ、共通にいうことですよ。だったら日本も同じように青少年も、特に青少年犯罪も多くなつてきているときだから、じゃみんな、恐らく日本で十六から十六で指紋をとるよと言つたら大騒ぎになるだろうと思うのです。これはもう内閣をひっくり返さうと思うの力、うねりというものが生まれてくると僕は思ひます。もし日本でそういうことを法務大臣でも言つたら、大変な騒ぎになつて暴動になりますよ。やつてみたらいいですよ。もしそうなら、必ずそういう現象が起きる。やはりそういう迫力を持っているのですよ、こういうものは。その人間を決めることですから、しかも法律でやっていくことですから。これは任意的なら話は別ですよ。任意的にひとつ皆さん協力してくださいといつて出してもらふ場合は別ですよ。しかし、法律によつて決めつけて、それによつて支配をしていくという体制をとつたら、反抗が生まれてくることは当然です。

これも今すぐ答えられないのでしようけれども、十六という年齢は余りにも相手を信頼しなさ過ぎる。それだったら入れない方がいい、帰つてもらつた方がいい、その方がかえつて親切だといふふうにも思うくらいであつて、そんなことは国際情勢の中で許されないのですから、その点は一応考えていくべき時期に来ているということ、これを特に念を押しておきたいと思ひます。

時間の関係で四番目は省略しますが、この外登法の政治的な意味、それから政策的な役割、今の質問で大体そういうことがわかつてきたのでありますが、今の国際情勢との整合性というものをどうとらえていくかということが必要だ。私は素直に、外国人登録法というものは、今はもう昔のようには韓国と朝鮮という方々が主体であつたという時代から、より多くの諸外国の人々が参加

をされるようになってきた。そういうことで、これはいいことなのでありますから、そして日本が純粹主義だけをとっているのではなくて、世界の日本のもとより多くの人々と交わりながら、それぞれより多くの効果的なものを上げていくということが今後の日本の課題であります。

ですから、そういう立場において、私は、政治的な役割と政策的な役割という立場で見たら、もつと緩やかにしてより多く、また警察は警察としての役割、もし必要なら法律をつくらばいいのですよ。そして、その法律で取り締まるものは、日本人であろうとこの人であろうと同じ条件で取り締まればいいのであって、何でもなしに人までみんな疑わしきという立場で対応していくということはやはり時勢にかなっていない、また国際情勢とも整合しない。だから、ここでやはり私は実は法案を撤回してもらって出してもらうことが望ましいのですが、これはそういう方向で検討して、直すべきものは直していくという謙虚さが必要ではないのかというふうに思います。

これはひとつ法務大臣が、現在の政治的な役割は何なのか、政策的な役割は何なのか、その役割の上からいって今の国際情勢で許されるものは何か。これは肝玉を小さくして物を見るべきじゃないですよ。日本人が外国であれだけ拉致されて殺されたりしているという現象もやはり日本の体質の中から生まれているものだというふうにも考えなければなりませんから、経済的なことももちろんあるでしょうけれども、それ以上に人間の排他的な発想というものがその原点にあると言ってもいいと思うのです。ですから、そういう立場でこの法律を見ていく必要があると思いますが、これは大臣の見解を承りたいと思います。

○田原国務大臣 今回の改正はいろいろな経緯がありましたけれども、社会的な要望が非常に強い。というのは、不法就労の問題等もありまして、外国人の在留管理を一層厳正にしなければならぬという要請もあつたりして、石橋をたたかなくてはならないわけでありまして、登録法だけでは

も、外国人登録制度が国際環境や国内の諸情勢を踏まえているかどうか、正確に反映しているかどうかということは十分検討しながら今回の改正案を提出したわけでありまして、ただ、将来このままでいいかという点、内外の諸情勢が変化したらそれに対応して本法律の内容に検討を加える必要が生ずることもあるかもしれないということは、提出官庁として当然念頭に置いております。

○沢田委員 犯罪の方からちょっと見てみますが、特に外国人の登録法というものは七割ぐらいが執行猶予なんですね。ですから、登録法で罪をこんな重くしていく意味というものは那邊にあるのだろうか。どういふふうに見ても、この外国人登録の、いわゆる起訴されたりなんかしている中で総数で言っても七割近くは執行猶予あるいは起訴猶予、こういうふうになっていて、その残りしかされてないのですね。

皆さんはどういふふうな把握をしていますか。これは政府の犯罪白書あるいはその前の年に出ている犯罪の数字から言っているわけですが、それをどういふふうな把握していますか。

○本間政府委員 今、執行猶予率のお話がございましたけれども、手元に執行猶予率の正確なところをちょっと把握しておりません。(沢田委員「だから答えられないと言ふの」と呼ぶ) いや、そういうわけではございませんで、事実かどうかというのをまだ確認しておりませんが、もしそうであれば、事案に応じた裁判でございまして、それはそういうものだろうなと思えます。

○沢田委員 登録法の法律を出してきておいて、しかも警察や法務省が担当者を集めておいて、それによつてどの程度の登録法の違反が出ていて、どういふ傾向のものが多いと少なくて、そのぐらいいは調べて出てくるのが公務員として当たり前の話じゃないの。それが答えられないようなことでは話にならない。

だから、登録法の罪でこれは重過ぎる。登録法は七割も執行猶予になっているので、登録法だけ

でこんなに罪を重くするという理由にはならない。これは大臣、どう考えたってこんな罪を——日本にだってないですよ、日本の国内法だってこういう登録法程度の、程度と言つては悪いかもしれないが、程度のもので、しかも法律が変わつて、身分と住居と、それをつけ足して、指紋をつけてやっているのですけれども、それに違反したから禁錮だ何だという罪になっているのはいくらですか。だから、登録法違反の実態がどの程度かという点で、こんなに多くて、こんなに余計にいろいろ社会に不安を与えているのだという話はわかりません。それが無いのに、ほとんど執行猶予であるいは何かに処理されてしまつていふものをいかに大げさな扱いで、そしてこんなに大変なんだと言つて、ああ大変だ、ああ大変だと言つて法律を出しているようなものじゃないですか、これは。これはちゃんと答えてくださいよ。

○本間政府委員 裁判の結果の統計がちょっと手元にございませんで恐縮でございしますが、検察統計年報という検察庁の事件の数がございまして、ちよつと御紹介申し上げます。

一番最近の統計で見ますと、平成二年でございしますが、外国人登録法違反事件で、全国の検察庁が受理いたしました事件は六百四十六件となつております。そして、前年までに受けた事件と合合わせますと六百五十九件でございまして、そのうち六百三十七件について処理がなされました。そのうち、起訴されたのが二百二件、それから不起訴になったのが二百七十件、その他は移送とか、そういうふうになっておるといふのが実情でござい

ます。

○沢田委員 問題は、数をここで読み拾つてどうこうということでないから、私はもうここであえて言わないのですけれども、ほとんどが略式命令とか起訴猶予という形で処理されているということなんです。要すれば、この外国人登録法、それから出入国管理及び難民認定法の方も同じなんです。そんな大げさな罰則をつけないければ取り締まりがきかない中身の法律にはなっていないと

いうことですよ。やはり、人を見て法を説けという言葉がありますとおり、ただ罪を重くすることが管理ではないんですよ。結果的に守られなければ何にもならないんですから、やはりその法律なら法律の体質に合った刑罰というものが必要なんであつて、なるほどだけれどもが納得するものが要なんですよ。大臣、そうでしょう。私は、法というものはそういうものだと思ふのですよ。

むしろ法律をつくつたから皆が皆従うのかといつたら、そうじゃないですよ。みんな死刑にするぞと言つたから従うかといつたら、そんなことは従わないですよ。結果的には、その罪なりあるいはやつたことに相当したものでなければならぬのですよ。そういう意味において、今までの——今は特に多くなつておりますよ。平成三年度の統計で言つても、平成二年度になつてくると数は非常に多くなつてきていますが、それでも起訴猶予とか略式命令とか、ほとんどそれで終わつてしまつていふんですよ。だから、なぜこんな罰則が必要なのか。それは、もう完全に懲戒的な発想なんです。悪いことをしたら退学させるぞという発想なんです。そういう発想で法というものは運営するものではないでしよう。これは大臣も、人柄がそうだから恐らくそういう罰則主義になつていふわけじゃないでしよう。さつきファッショだと言つたけれども、まさに法律的に見るとさうなつてしまふんですよ。

だから、もう少し人間らしい、温かみのある対応ということがこれからは求められていく時期なんですよ。だから、このときにそういう対応が必要になつていふのではないかと、こう思ふのであります。これは重ねて、細かい数字は後で御必要なら見せますが、そういうふうになつてないのですよ、そういう罰則を強める必要性は。その点、ひとつよく考えてお答えいただきたいと思ひます。

○田原国務大臣 先生が今御指摘になつた御趣旨は非常によく理解できますけれども、刑罰規定を

つくる時には、いろいろバランス、全体のバランスという観点があるものですから、専門的な検討をやった上で、法制局その他と調整してできたものと思えますけれども、先生の御趣旨をよく味わいながら審議をいただきたいということで、これからもそれを頭に入れてまいりたいと思います。

○沢田委員 私の違いがあるいは若干悪かったかどうか分かりませんが、大臣、これはもう一歩進めてもらわないといけないと思います。謙虚になって、そして、外国人の人々と日本とがどういう関係でこれから日本の国を支えるかは繁栄を求めていくか。よほど相手を信頼し、相手の人たちの立場を考え、そして日本の国民と同じように対応していくということがやはり絶対必要な要件なんです。特に、こういう指紋、何かこだわっている課長もいますから、そのうち異動するだろうと思えますけれども、その流儀ではかの仕事にはとてもつけないということだけ予言しておきます。

それで、被疑者の数がどのぐらいあるのかというところで、指紋の数をちょっと調べてもらいました。七百万人、今被疑者の数はある。これは何も外国人の關係じゃありませんよ、日本の国内問題が主体ですよ。それで保管期限は、死亡したときと七十五歳を超えたときはなくなるんだ。これは警察庁に報告してもらった数ですが、間違いありませんね、念のためですが。

○岡田説明員 そのとおりでございます。

○沢田委員 時間の關係で先へ行ってしまします。

警察の反則は五年間保存なんだそうですよ。五年間保存で、五年間で四千五百七十一万件数あるんですね、累計でいきますと。六千万の運転免許証を持っているうちの三分の二の数になるわけですが、これもこの間は、指紋という立場から見ると、とっているものと必ずしもとっていないものがあるんですね。私は、前の法務委員会でも言いましたが、印鑑をサインにしないさい、こ

れからは一切サインにした方がいいということと言っているのはそこなんでありまして、印鑑なんというのはだれだつて押せるので、署名の方がどれだけより誠実かわからない。指紋なんというのは本当に最悪の最悪の場合なんですよ。そういうことから見て、これも一つ、大臣にこれから理解をしてもらうために申し上げる。

それから、調査などどの程度の保管をされているのかなというふうな——關係するからそっちで聞いておいて、あなたら頑迷だから。保管件数はほとんどなくしていつてしまおうというのです。検察庁でも。刑事訴訟法二百二十三条の第二項に基づいて求めることができるけれども、調査の捺印とかその他、六十一條に基づいてするものは保存期間というものはほとんど決まらずでなくて、未検挙のものが残っているぐらいなもので、あとのものは全部処理してしましますと。外国人登録だけ一生、生涯つきまとい、まるでサラ金の追いつてみたいに追つかけて回して歩いていく、こういうやり方は刑事訴訟法でもないのですよ。いかにこういう外国人登録の扱いをやっている人が頑迷かということ。

それから、非常に情けない。私は、これはやはり日本の恥だと思ふのです。もっと信頼していきましようよ。日本の法律との整合性と大臣が言ったから私あえてこういう数字を出したのですけれども、整合性からいって、そんなものをずっと保存しておくという根拠にはなり得ない。そういうことをぜひひとつ御理解いただいて、前に小森理事が二、三分追加したのもありましたから、その分は私の分の方で次の機会にもらいまして、この次はまたそのもたらした分です。後の方に迷惑をかけないようにしてこれで終わります。

大臣、最後に今言ったことをひとつ——ああいう課長はだめね。これは、とにかくもう少し物の考え方を変えてもらうように、最後に、変えられなかったら、全部変えてしまふのが一番いいんですがね。お願いします。

○田原國務大臣 本日の法務委員会、沢田先生から非常に貴重な、人道愛、人間愛にあふれる御意見を伺いました。念頭に置きながらやっていこうと思いますが、頑迷固陋の部下も、頑迷固陋でないといふ場合もありますので、これはひとつお見逃しをくださいませ。

○沢田委員 終わります。

○浜田委員長 高沢寅男君。

○高沢委員 私は、前々回のこの法務委員会におきまして、戦争の終わるとき、長崎県の三菱重工の造船所で働いていた金順吉さんという徴用工の人の賃金の未払い問題、今その方がまた日本へやってきて支払いを求めている、この問題についてお尋ねいたしました。それで、なお若干そのこととお尋ねしたいことがありますので、きょうこれからその質問を申し上げたいと思います。なお、きょうは主として外務省關係でお尋ねするようになるとは思いますが、もちろん法務省關係、また大臣の御見解を求めることもありますから、よろしく願ひいたします。

まず最初に日韓請求権・経済協力協定、一九六五年の協定であります。この協定によって日韓両国はお互いに持っている請求権を相互に放棄するということを約束したわけでありますが、そのときに、そのお互いに放棄する請求権、日本から韓国に対してはこういう、こういう、こういう請求権がある、ところが韓国から日本に対してはこういう、こういう、こういう請求権がある、それぞれ具体的に挙げて、そしてそれを放棄するというふうな形にこの協定ができ上がったのかどうか。そういう具体的な放棄する請求権をお互いに確認し合つたということがどういふふうな実態としてなっているのか。初めに、まずそれをお尋ねしたいと思います。

○武藤説明員 お答え申し上げます。

六五年の日韓請求権・経済協力協定でございますけれども、これによりましてどういふものを放棄したかという御質問でございます。対日請求韓国側から、交渉の過程におきまして対日請求

要綱、いわゆる八項目というものが出てまいりまして、そして交渉を行ったわけでございますけれども、日韓交渉におきましてはこの日韓間の財産・請求権問題は完全かつ最終的に解決済みということでございます。いわゆるこの八項目を含めましてすべて解決済みということでございます。

ちなみに八項目、これをお読みいたしますと、

第一項 朝鮮銀行を通じて搬出された地金と地銀の返還を請求する。

第二項 一九四五年八月九日現在の日本政府の対朝鮮總督府債務の弁済を請求する。

第三項 一九四五年八月九日以後韓国から振替又は送金された金員の返還を請求する。

第四項 一九四五年八月九日現在韓国に本社、本店又は主たる事務所があつた法人の在日財産の返還を請求する。

第五項 韓国法人又は韓国自然人の日本国又は日本国民に対する日本国債、公債、日本銀行券、被徴用韓人の未収金、補償金及びその他の請求権の弁済を請求する。

第六項 韓国人（自然人及び法人）の日本政府又は日本人（自然人及び法人）に対する権利の行使に關する原則。

第七項 前記諸財産又は請求権から生じた諸果実の返還を請求する。

第八項 前記の返還及び決裁は協定成立後即時開始し、遅くとも六カ月以内に終了すること。

ということになっております。

繰り返し申し上げますけれども、六五年の日韓請求権・経済協力協定によりまして解決されたものは、こういったものも含めましてすべて完全かつ最終的に決着済みということでございます。

○高沢委員 今韓国側からのそういう八項目の御説明がありましたが、この際参考のために、日本側から韓国でそれに類するような、これはこういう請求権があるよというふうなことの提示はあつたかどうか。これはどうでしょう。

○高沢委員 今韓国側からのそういう八項目の御説明がありましたが、この際参考のために、日本側から韓国でそれに類するような、これはこういう請求権があるよというふうなことの提示はあつたかどうか。これはどうでしょう。

○武藤説明員 お答え申し上げます。

交渉の過程において一時請求したことがござい
ましたけれども、ただ、日本側の財産につきまし
ては連合軍によって接収されておりましたので、
具体的にこうこうということは現時点、現在
資料として持っておりません。

○高沢委員 今完全かつ最終的に清算されたとい
うことが説明があったわけですが、どうも最近の
韓国と日本との関係を見ますと決して完全かつ最
終的ではない、こう思わざるを得ない動きが次々
に出てくるわけであります。その一例として、一
昨年韓国の盧泰愚大統領が来日されましたが、そ
の際に、日本で、広島、長崎で原爆を受けた被爆
者の韓国の人たちに対する、これは補償というべき
なのか何かあれですが、被爆者援護基金として四
十億円を支出するというのが日本の政府の決定
として決められたわけであります。こういうふう
な被爆者に対するお金を四十億出すということに
なった、この場合、さっきの協定の完全かつ最終
的に決着した、もう何もないんだということとし
てのこの関係は一体どうなるのか、お聞きしたい
と思います。

〔委員長退席、田辺(広)委員長代理着席〕
○武藤説明員 お答え申し上げます。

在韓被爆者に対しては八一年から八六年ま
で渡日治療を実施してまいりました。その後、九
〇年五月に盧泰愚韓国大統領訪日の際に、当時の
海部総理より今後総額四十億円程度の支援を行う
との意向表明を行ったわけでございます。これに
基づきまして、治療費の支援ですとか健康診断費
支援それから健康福祉センター建設費支援を行う
ことにしたものでございます。これまでも繰り返し
し御説明申し上げましたが、日韓間の財産・請求
権というものは六五年の日韓請求権・経済協力協
定によりまして法的には解決済みでございます。
在韓被爆者の支援につきましては、先ほど御説
明いたしましたとおり、これは歴史的な経緯を踏
まえまして、原爆という特殊な原因で後にその後
遺症等で悩んでいらっしゃる方がいらっしゃる

わけでございます。こうした在韓被爆者の方々
に對しまして医療面での支援を人道的な観点から
行うことにしたものでございます。したがいまし
て、こうした支援は補償といった性格のものでは
ございませんで、請求権協定の枠組みに影響を与
えるものではないというところでございまして。

○高沢委員 もう一つ具体例を挙げたいと思いま
す。
本年の一月二十一日、韓国の政府は各省庁の実
務責任者会議を開いて、日本政府に対して従軍慰
安婦問題での徹底した真相解明とそれに伴う適切
な補償などの措置をとることを求めるということ
を決定したわけですね。この韓国政府の決定に
よって、外交ルートで今まで日本の政府、外務省
に何かこのことについての申し入れがあったかど
うか、まずそれをお聞きします。

○武藤説明員 韓国政府が一月二十一日に、日本
に對しましていわゆる従軍慰安婦問題の真相究
明、補償、歴史教科書への反映等を求めること及
び韓国政府内に本件問題についての合同対策班を
設置すること等を内容とした提身隊問題に関
する政府方針というものを発表されたことは承知
しております。私も報道資料等を入手してこ
れは承知しているわけでございますけれども、こ
れまでのところ、韓国側からこの方針に基づいた
申し入れは来ておりません。

○高沢委員 今までのところは来ていないとい
うことでございますが、しかし私は、これからそう
いうものは来る可能性がある、こう見るべきでは
ないかと思ひます。

そういう要求が来たときに、日本の政府の対応
としては、それは日韓請求権協定でもはや完全か
つ最終的に決着は済んでいるんだ、だからそうい
う問題はもはやお聞きする余地はありませんとい
うふうな対応をとられるのかどうか、これはいか
がですか。

○武藤説明員 韓国側からこうした申し入れが来
た場合どういうふうに対応するかといった仮定の
質問にお答えするというのは、必ずしもこの場で

は適當ではないと思ひますけれども、いずれにい
たしましても先生おっしゃいましたとおり、日韓
間の財産・請求権の問題は、日韓請求権・経済協
力協定により完全かつ最終的に決着済みでござい
まして、この点については韓国政府の方でも御理
解くださっているものと考えております。

○高沢委員 私は、そういうふうな理解を韓国政
府がもししていればこの種の要求は出てこないは
ずだと思ひます。しかし、この種の要求が出てく
るといふことは、あの協定の決着済みということ
ではこれは決着できない問題というふうに関方
は考えているからこの要求が出たのだらう、こう思
うのであります。先ほど原爆被爆者については、
この請求権の協定の問題とは別に人道上の措置と
して、非常に特殊な歴史的経過があったから人道
上の措置としてやった、こう言われるのでありま
すが、私はこの従軍慰安婦などというケースの場
合はなおさら特別な歴史的経過を持っている、な
おさら人道的な措置をしなければならぬ、こうい
う性格のものではないかと思うのであります。し
かし、そういうことに対して既に決着済みという
ことで対応される考えか。あなたは外務大臣でな
いからそこまで聞くのはあるいは酷かもしれませ
んが、しかし条約上の考えとしてはもはや決着済
みということでは通すのだ、こういうお立場
かどうか、それを聞きます。

○武藤説明員 お答え申し上げます。
昨年の八月十七日に、韓国の李相玉外務部長官
が定例記者会見におきまして、政府レベルにおい
ては一九六五年の日韓外交正常化当時締結され
た請求権及び経済協力協定を通じてこの問題が一
段落しているため、政府がこの問題を再び提起す
ることは困難であるというようにおっしゃって
おられます。先ほどから申し上げておりますとお
り、この問題につきましては、六五年の協定によ
りまして決着済みというのが法的な立場でござい
ます。

○高沢委員 そういたしますと、私、前回のとき
もお尋ねしたのでありますが、この問題について
渡辺外務大臣は、これは何らかの措置は必要であ
る、こういうふうな発言をされておられるわけであ
りますが、この決着済みという立場と何らかの措置
が必要であるというところの相互の関連は一体ど
うなるのか、あなたの立場でひとつ理解を示して
もらいたいと思ひます。

○武藤説明員 渡辺外務大臣が国会等の場におき
まして、いわゆる従軍慰安婦の方々に対し申しわ
けないというお気持ちを目に見える形で何かする
のが政治ではないかといった趣旨の御発言をな
さっていらっしゃるということは、私も私として
よく承知しております。これは大臣の政治家とし
てのお考えを述べられたものだと思ひます。

いづれにいたしましても、いわゆる従軍慰安婦
の方々の補償の問題につきましては、現在訴訟が
行われておりますし、この訴訟の行方を見守って
いきたいと考えております。さらに、まず、先般
宮澤総理が韓国を訪問されましたときも、事実関
係について誠心誠意調査をしていきたいというふ
うに言っておられますので、私も私としてもこの
調査に誠心誠意専念したいと考えているところで
ございます。

〔田辺(広)委員長代理退席、委員長着席〕
○高沢委員 これから大臣に對するお尋ねになり
ますが、日本と韓国との関係で言うと、それこそ
植民地支配をした経過であるとか、それが第二次
世界大戦につながっていった経過であるとか、非
常に特殊な歴史的経過があります。そして、今
次々にこの種の問題が出てくるというところは、そ
ういう歴史の経過の中から生まれてきているとい
うことであって、協定ではもう済みましてという
ふうには言っても、しかしやはり韓国の側から
すれば、あるいは韓国の国民の側からすれば、こ
れはどうしてもこのまま済ますわけにはいかない
というふうなことが、原爆被爆者の問題もそう
やって出てきた、従軍慰安婦の問題もこうやって
出てきた。あるいは当時無理やり日本人にさせ
られて日本の軍隊に入られて戦死した人たちが、
そういう人たちに對する、これもまだ何ら行われ

ていないわけですね。日本の軍人は、あの戦争で戦死した人あるいは傷つた人は、後で軍人恩給というものを受けておりますが、しかし韓国で同じ立場の人は何らそういうものは受けていない。この人たちは、おまえたちは日本人だぞ、植民地時代はそう言われた。そして、今度、いよいよ戦争が終わってそういう補償を受けなければならぬというときになったら、おまえたちはもう日本人じゃないよ、日本の国民じゃないからそういうものはやれないというふうな形で今日まで来ているわけですね。

そういうことを数え上げれば切りがないほどあるのですが、そういうことが、今度は韓国の国民の側からすれば、これは何とかすべきだ、してほしいというものがまた次々に出てくることは、私は歴史の経過からいってやむを得ることである、そしてその一つ一つをとってみると、いずれも、さつき原爆の被爆者は人道上の措置である、こういう説明があつたのですが、どれをとっても人道上の措置としてこたえるべきそういう性格のものじゃないか、私は実はこう思うのです。したがって、そういうふうな立場で見たときに、この種の問題に日本の政府が、もう日韓の請求権の協定で済んだ、こういうふうな対応だけで私はいけるものじゃないし、またいくべきものでもない、こう思うわけです。

協定を結んだ立場でそこをどうやるかはなかなか難しい問題はあるかと思ひますが、しかしそれはそれとして、もう人道上という一つの前例が原爆の被爆者の問題であるのですから、そういう人道上のというような前例を大いに前向きに、積極的に活用する、そして対応するというふうなことがこれから日韓の関係あるいは日本と朝鮮の関係等々で非常に必要になるのではないのか、私はこう思います。渡辺外務大臣の何らかの措置というのも、恐らくそういう一つの政治的な判断があつて出た言葉じゃないかと思ひますが、法務大臣、やはり国務大臣でおられるわけですから、今私の申し上げたようなことについてどう御見

解をお持ちか、ひとつお尋ねをしたいと思うので

○田原国務大臣 法務大臣は国務大臣で内閣の一員であります。ただ明確に所管が分かれておりますので、所管を越える問題については本来はなかなかコメントできないと思ひますが、ただ先生の人道的なお気持ちは理解できるわけですが、渡辺先生が副総理として言われた外務大臣として言われたかわかりません。渡辺先生の方に直接お聞きしておりませんので、それはそれとくして申し上げなければいけないし、私は、大変悪うございますが、意見を差し挟むことを、コメントを控えさせていただきますと思ひます。

○高沢委員 この辺は政治家として当然一言あつてしかるべきだと思ひますが、どうしても言われぬのを無理やり言わせるというのも大変困難でありますから、もう時間があれですから次へ進んでまいります。ただ、進む前に、やはり内閣の一員としてこの種の問題は人道的に、前向きに対応すべきであるということ、ひとつ十分腹の中にに入れておいていただきたい、こんなふうに思ひます。

それで、また外務省になりますが、こういうことが次々に出てくる。仮に、韓国の政府の政府ペースの問題でそういうことを要求してくる、日本はもう済んでおるといふことになったときに、意見の違いが出ると、そこにいわゆる紛争の解決というふうなことになる可能性があるので、日韓請求権協定の三条では、紛争の解決という項があつて、そういう紛争がもし生じたならば外交経路で解決するとか、どうしてもつかないれば仲裁委員会にかけるといふふうな規定があるわけでありまして、この規定はどういう意味と目的を持って置かれたものであるのか、そういうことを聞きたいと思ひます。

○武藤説明員 お答え申し上げます。日韓請求権・経済協力協定第三条は、この協定の解釈及び実施に関する両締約国間の紛争の解決のための手続を定めたものでございます。ただ、

御指摘の補償の問題も含めまして日韓間の財産・請求権問題が完全かつ最終的に解決したことを確認したこの協定第二条の解釈及び実施につきましましては、先ほど御紹介いたしました李相玉外務部長官の発言にもございまして、日韓間に紛争が生じているわけではございませんで、協定三条の規定に基づいて解決すべき問題ではないというふうに考えております。

○高沢委員 そうすると、紛争の解決ということであつたのは一体どういうことなのですか。この協定の第一条では三億ドル、二億ドルの経済協力が規定されている。これは皆上げてしまつたからもう済みですよ、今さらこれで何か紛争が起きる可能性はない、それから第二条で完全かつ最終的に決着済み、これももう紛争が起きる余地はない、こう言われるとすれば、もはや紛争が起きる可能性は全然ない。この三条というのはい体何の意味があるのかということになるのですが、どうですか。

○武藤説明員 お答え申し上げます。第三条の規定に基づきまして具体的にこうこうといった事例といったことで想定しているわけではないというふうに承知しております。

○高沢委員 これは私の意見ですが、これから日韓の間で紛争が生ずるとすれば、今言った請求権の問題、済んだと協定ではなっているが、これは、済んだでは我々は納得できないという問題が出てくること、これからの紛争の可能性の大きなものを非常にはらんでいられることを私は申し上げて、外務省もそのことはしっかり考えておいていただきたい、こう思ひます。

それから、戦争中に徴用等で雇用されていた朝鮮の人に対する未払い賃金等については供託の措置をとるようになっていることが昭和二十一年に政府から通達がなされて、そして関係の企業は、多くは皆供託の措置をとつたということでありますが、その供託は十年で時効になるといふことが一方にあるわけですね。前にも清水局長からもお答えありました。そして、十年で時効になるけれど

も、昭和三十三年の段階でもう時効になったからこれは済んだと言つて国庫へ戻し入れということ、普通ならやるのだと思うのですが、それはやるべきでない、そのままだ置いておけというところが、また昭和三十三年に通達が出された。それは日本と韓国、日本と朝鮮、その間におけるこの種の問題の協定ができるまでということであつたわけですが、日韓の協定は既にできたわけでありまして、その後、そうやってずっと保留されていた供託のお金の国庫への戻し入れがなされたのか、今でもなされないで置かれていたのか、この辺はどうでしょう。

○清水(渥)政府委員 前回答弁申し上げましたように、本来ならこれは十年で時効消滅しているわけでございます。しかしながら、平和条約で、朝鮮半島の地域に施政を行っている当局あるいはその住民の請求権につきましましては特別取り決めの対象とするということが定められました。そういうようなことを背景といたしまして、本来なら当然行つていいはずの時効による歳入納付という手続を見合わせようということ、昭和三十三年の通達によりまして見合わせたわけでございます。その後、日韓の問題につきましましては、先ほど来御答弁がございましてように請求権協定がなされて完全解決されたということになるわけでございます。

ただし、日韓間の請求権協定というのは、北朝鮮との関係においてはその効力が及ばないのではないかと、これは外務省の方でお答えになる問題でございますけれども、そういうふうな疑問もございまして、韓国関係におきましては完全に消滅しているわけでございますけれども、供託されている方々が韓国の方々なのかあるいは北朝鮮の方々なのかかわからないというふうなこともございまして、現在、歳入納付の手続はとらないまま推移していると承知しているところでございます。

○高沢委員 もう五分前の通告が来ましたからあれですが、今現に北朝鮮との国交交渉をやつてお

りますから、いずれまともなるまでにはこういう経済協力というか請求権というか、そういうものが、今度は日本と北朝鮮の間で当然結ばなければならない、こうなると思いますが、そのときに、今まで日韓で結んだものと全く同じものが果たしてできるのか、北朝鮮側は、あれではだめだ、こういうものでなければだめだという主張が当然に出てくると私は思います。そういうことにおいて、これからの日本の外務省の対応も相当難しい、場合によれば思い切った決断をしなければならぬという局面も来るとありますが、それは一応指摘だけしておいて、時間がありませんから次へ行きます。

それで、問題の三菱重工の長崎造船所で働いていた金順吉さんのことですが、要するに三菱重工は、それは供託したからもう済んだんだ、こういう態度をとっているわけですね。金さんは、それに対して支払いを求めるということで、これから裁判にも訴えようというようになっていいますが、その供託をしたということが、三菱重工が供託書の正本をちゃんと持っているという供託したことが証明されるということになるかという点、それが文書がないのです。つまり、供託したことが証明されない。されないとすれば、逆に考えれば、今度は供託をしなかったと結局認識せざるを得ない。そうすると、金順吉さんの支払い請求に対しては当然支払いをする責任がある、義務があるということになるかと思うのですが、この点はいかがですか。

○清水(港)政府委員 これは私どもの方で答えるべき筋合いの問題であるかどうか、つまり金順吉さんという韓国の方が日本の法人である三菱重工に対して請求権を持っているということになるのだらうかと思ひます。しかし、その請求権につきましては、先ほど請求権協定で日本国民に対する請求権についても放棄がされることになっておりますので、そのことについて三菱重工がどういう御主張をなさるかという問題であらうかと思ひます。三菱重工と金順吉さんの間の関係でございま

すので、私も、それについてとやかく申し上げる立場にはないということだけを申し上げさせていたきたいと思います。

○高沢委員 三菱重工がどう答えるかということでは確かに会社の立場ですね。ただ、それに対して、支払いを求めるといふ金順吉さんの、言うならばまた権利はあるというのを私としてはここで確認したいと思うのです。それは具体的に訴訟ということになっていくかもしれませんが、そういうことを私としては確認をしたいと思ひます。

それで、前回のときに、これとの関連で、三菱重工が本当に供託したかどうかを側面的に立証する一つとして、当時同じく長崎でそういう朝鮮人徴用夫を使っていた高島炭鉱あるいは川南造船、これの供託をしたかどうかの資料はどうかと実はお尋ねしたのでありますが、それを後で聞いたら、川南造船という会社は登記上ない、それから高島炭鉱という会社もない、したがってそういうことの探しようがないという説明が法務省から実はあつたのです。

そこで、私ももう一度よく調べてみたら、高島炭鉱というのは三菱炭鉱株式会社の高島炭鉱所、それから川南造船も川南工業株式会社の造船所というところがより正確にわかつたので、この名前、昭和二十一年、二十二年、あのころの段階で未払い賃金の供託がなされたかどうかを、その資料をお尋ねしたいと思ひますが、今ここですぐにはわからないければ、別途また私の方へその連絡をいただきたいと思います。いかがでしよう。

○清水(港)政府委員 これは供託制度についての一般論でございすけれども、いわば供託をする人からその相手方のために金を預かるということとでございまして、供託をした方は供託金の取り戻し請求権がある、供託をされた方は供託金の還付請求権があるということ、それぞれ金銭債権を有する関係にあるわけでございます。したがって、この供託につきましては、どういふ方がど

ういふ方に対して供託をしたかということは一般的に公開しない。その供託をされた方あるいは供託をした方御自身あるいはその相続人の方が、そういう者であるということを確認して供託所に参りますと、その関係でその事実関係を明らかにすることがありますけれども、一般論としてこういう方がこれだけの供託をしていますというところは申し上げることはできない、私もそれはそういう扱いをしていっていいわけでございます。

もちろんその前提をいたしまして、そういう会社がいや、供託をしたからその供託の事実を承認したいとみずからそういうことを明らかにして供託所へ来るといふことでございす、それはいわばみずから公開したわけでございますから問題はないと思ひますが、そういう扱いをしていふということについては御理解をいただきたいと思います。

○高沢委員 もう終わつていて済みません。もう一回だけお許し願ひます。

前回の質問のときに、三菱重工の長崎造船所はそういう供託をした資料が何もない。ところが、広島造船所は広島法務局に対して供託をしていて、確かにその資料が確認できた、千七百何名の供託があつたというところは前回の委員会でもお答えがあつたわけですが、それは法務省から調べていただいてそのことの確認があつたわけですが、今度の三菱炭鉱、それから川南工業、これも同じような意味において調べていただいて、つまりこれは求めていられる人が金順吉さんですから、したがって三菱が供託したかどうかを、最も利害関係人であるこの人にそういうこともまた資料として伝えてあげるといふことがあつていいのじやないかと私は思ひますので、今の点を調べていただいてもお伝えするともできるわけ、まるっきし利害関係人でないということでもない、その御配慮を願ひます。

○清水(港)政府委員 広島で三菱重工が供託書を

閲覧したという事実はございすけれども、それはその前提として、三菱重工の広島造船所は自分たちはこういう形で供託をしているということを対外的に公表いたしまして、その供託の詳細を確認するということで三菱重工みずからが供託所にそういう調査に来られたということでございます。そういう意味におきましては、三菱重工としては供託の秘密をも公開しておるということでございますので、私もこの間ここでそういう事実があるということはお答えいたしたわけでございます。

三菱重工の長崎造船所につきましては、長崎造船所の方でも供託をしたというふうにおっしゃいまして、金順吉さんもそのことを長崎造船所で確認をいたしまして、そして私どもの方へやってまいりましたので、長崎造船所としても供託の事実をいわば公開しているということになりますので、調べてみたわけでございますけれども、この間お答えいたしましたように、そういう関係書類が法務局には見当たらないというところで、そういう経過になっているわけでございます。

○高沢委員 それじゃ、これで終わります。

○浜田委員長 冬柴鐵三君。

○冬柴委員 公明党、国民会議の冬柴鐵三でございます。

順次お尋ねをいたしますが、まず指紋捺捺制度全般についてお尋ねをしてみたいと思ひます。我々日本人が罪を犯して指紋捺捺を求められる、こういうことは制度上あるわけでありまして、その根拠法令としては刑事訴訟法第二百八条一項、二項があります。念のためにこれを朗読いたしますと、刑事訴訟法第二百八条第一項によりまして、「検察官、檢察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするに於て必要があるときは、裁判官の発する令状により、差押、搜索又は検証をすることが出来る。この場合において身体検査は、身体検査令状によらなければならぬ。」これが原則であります。二項は、若干これ

の例外がありまして「身体拘束を受けている被疑者の指紋若しくは足型を採取し、身長若しくは体重を測定し、又は写真を撮影するには、被疑者を裸にしない限り、前項の令状によることを要しない。」このように書かれていて、まず身体拘束を受けていない被疑者にその意に反して指紋を採取しようという場合には裁判官の発する令状が必要だ、このような仕組みになっていると理解しているのですが、それでよろしいですか。これは刑事局長かな、まずお答えいただきたいと思いますが。

○濱政府委員 そのとおりと承知いたしております。

○冬柴委員 そうすると、現行法体系におきまして指紋を採取する場合には、二百十八条の挙げるような犯罪の捜査の必要、これは一つの例でございませうけれども、これと等価値といえますか、同じ価値を有するような国家目的、行政目的がまず必要だというふうな法の精神になっていると思うのです。加えて、その目的だけではだめだ、強制できない、その意に反してそれを採取するためには適正手続、すなわち裁判官の発する身体検査令状という令状によって採取する、こういう実体要件と適正な手続要件の二つのものがそろった場合に個人の意に反してでも指紋の採取ができる、現行法はそういう態度をとっているのではないか、私はこのように思うわけですが、なぜそんなに厳重に指紋が保護されるんだらうか、これを憲法秩序の方から考えてみました。

いろいろ調べますと、最高裁判所の大法廷判決が示されておりますが、昭和四十四年十二月二十四日刑集二十三巻千六百二十五ページによりますと、これは指紋ではありませんけれども、「何人も、これは「何人も、」ですから日本国民だけではなくどのような人であつてもということの意味すると思いますが、「その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態を撮影されない権利」がある、自由権がある、これは憲法十三条によって保障された基本的人権の内容である、こういうふうな

ことを判示していることに照らし、ここで指紋には論及していませんけれども、この判決のいわば射程距離の中に、みだりに、すなわち理由なく指紋をとられない権利といふものを含んでいるといふふうに私はこの判決を理解するのであれば、法律論ですからとなたからでも結構ですが、この点についての私の見方というものについて御答弁をちょうだいしたい、このように思っています。

○本間政府委員 ただいま先生のお挙げになりました四十四年の最高裁の大法廷の判決の趣旨は、指紋押捺についても同様な考え方いかなければいけないのではないだろうかという御指摘でございます。

私、その点、その判例の射程距離の問題深く勉強しておりませんが、確かに一つの人格に密着した利益という点では共通点がございまして、その趣旨は十分同様に尊重すべきであらうという点は、先生と同じような感じを持っておりま

○冬柴委員 なぜなのだろうということをいろいろ私なりに考えてみました。指紋というのは全く不思議とか言いがたいものではないけれども、現在地球上には約五十三億人の人類、人間が住んでいるわけですが、その一人一人が違ふのだ、万人不同だ、非常に不思議なものです。そして、しかもこれは終生変わらない。もしここがけがで皮がめくれても、またできてきたときには同じ指紋ができる、これほど不思議なものはない。したがって、こういう指紋を採取するということは、同一人性を確認する上におきましては科学的に非常にすぐれていて、これにかわる手段はないと言つても差し支えないものだと思います。

な手段があるにかかわらず、指紋を押してくれとは言わない。むしろ、署名あるいは写真あるいはその人の住所、生年月日、時には親族関係というような係累、こういうものを明らかにすることに於て同一性を識別するといふ手段を選ばれていくわけであつて、その意味では日常生活、このようになすばらしい手段があるにかかわらず、これが有効に使われないという事実がここにあるということが考えられるわけです。

そうすると、指紋というのが利用できるのは何だろうということを考えてみますと、指紋をきき採り、そしてそれを集積して分類して、それから対比鑑識等の能力を備える、こういうような組織を備えたものしか使えない識別方法だといふふうな思ふわけがあります。じゃ、それはだれだ。これは国家権力しかありません。無差別に多くの人から指紋を採取し、それを集積し分類し、そしてそれを鑑識によつて分けるという作業ができるのは国家しかないと考えます。また、許されないと考えます。したがつて、国家権力による特定個人の識別あるいは管理あるいは把握というためにのみ威力といふべき価値を有するものでありまして、それを離れてはほとんど有意義を持っていない手段だといふことがわかるわけでありまして、そのように考えるわけでありま

す。そうしますと、指紋を採取するというのは常に個人と国家権力というものの対峙というふうな場で行われるといふことがそこを考えられるわけでありまして、常に緊張感が伴います。また、これが強制されるという場合には国家といふものに対する抵抗感、拒絶感、拒否感といふものが起こってきます。拒否してもなお強制されるという場合にはそれに対する無力感といふもの、そういうような心的葛藤といふものがそこに生じてくる。その点で写真を撮られるといふのは、ゆえなく撮られることについては拒否反応がありますけれども、案外我々、写真を撮りたいのだけれどもと言われるとそれに抵抗なく応じる、そこに違いがある

のかな。また、署名を求められる。これもゆえなく署名を求められたら拒否しますけれども、何らかの理由があれば、余り大きな国家目的とかなくとも署名をすることにはそんなに抵抗はない、そういう本質的な違いがある。だから、自分固有のものを国家に保管されるということに対する何とも言えない屈辱感と言ふ人もありましたし、無力感といふことを言つた人もありますし、そういうところからその気持ちといふのは出てくるのかなといふふうな私なりに考えてみたわけでありま

(委員長退席、星野委員長代理着席)

ところが、私はもっと重要なことがあると思うのです。我々は無意識のうちに、きょうこの場でも指紋をここに残しています。ここへこう押しただけで、私がここにいたということを完璧に証拠立てられるという性格があります。したがつて、一たん国家に指紋を採取されたという、それが保管分類されてしまったという後には、我々は日常無意識に振る舞っている存在、行いというものが、国家がその気になれば後から完全にその存在証明といふものをとられてしまうといふ、我々ちよつと考えられないような重大な結果が起る可能性を秘めている。そういうものに対する不安を我々はいつも指紋採取といふものについて持つがゆえに憶する、そういうものを表白したくないといふ気持ちがある本能的にあるのではないかといふふうに思ふわけでありま

す。物の本によれば、投票の秘密といふことは憲法上保障されているわけですが、一たん指紋をとられてしまふと、労をいとわなければ、投票箱に投入されたあれを全部指紋採取すれば、冬柴委員がだれに投票したのかといふことを確定することができま

していくと思いますし、またその変化の一番大きいのは、外国人の方がふえていくということが事務の煩雑さとかいろんなことからいってもそういう状況は変わってくるだろうし、また今回の制度をやってみていろんなことがさらにわかってくると思います。そういうことを見ながら検討を続けていくということと提案者として申し上げておきたいと思います。

○冬柴委員 ぜひ、期待します。

それで、しつこいけれども、では指紋押捺を始めてから三十数年の間に指紋照合によって発見できたという不正件数といえますかそういうものが、何か統計があればちょっと示してください。

○山崎説明員 手元に指紋照合を始めてからの統計がございませんが、昭和三十六年から現在までの間、法務省入国管理局で指紋の照合により発見しました不法入国者等不正登録はございません。

○冬柴委員 非常に明快な答弁をいただきました。

それから、法務年鑑というのがありますね。昭和三十三年、三十四年、三十五年の三年に限って指紋によって不正を発見できた件数の報告がされています。これは全然なかったということとを今年度は後ですが言われましたけれども、このときには、三十三年、三十四年に各二十一件ずつ、三十五年に十三件、計五十五件が統計にあらわれた指紋による不正発見の事例の件数です。内容はわかりません。しかし、それ以降は一切こういうものの報告がありませんので、これはない。そうすると、この五十五件のためにいかにこれは――最初は二年に一回ずつ押していたので、最近五年に一回になり、一生に一回というふうに変りましたけれども、これは押される方も非常に悩みがあることはみんな言っているわけですし、これを押す担当官も大変です。

役に立たぬと言ったら悪いけれども、役に立たなかったわけですね。現に立ってない。それを法務省で保管したり分類したりマイクロフィルムに

撮ったり、これは御苦労な話だと思ふのです。物すごく役に立っているとは思ふのです。ね。国家の目的のためにやるわけですから、我々の税金を使われるのはいいのですけれども、役に立っていない。あえて言えば、こういうことで管理しているぞという威嚇の効果があるかも知れませんが、そういうことであれば僕は許されないと思ふのです。

これも聞いておきましょうか。法務省で、指紋原紙とか単票式原票とか、その後の累年式原票とか、物すごい数に上っていますね。これを保管したり分類したりしているのは法務省の中の指紋係というところをやっていると思うのです。

法務省本省にこの指紋係は今何人いられるのですか。それから、指紋をいろいろ鑑識したり鑑別したりするのは、鑑識技官といいますがそういう人が一番多いときは十四名いられたということが報告されていますけれども、現在は法務省の指紋係にはそういう方が何名いらっしゃるのか、御報告ください。

○山崎説明員 御説明いたします。

現在入国管理局登録課の指紋係は二人でございす。また、指紋係に指紋を鑑識する専門の技官がいるかということもございすが、現在は配置はされていません。しかし、押された二つの指紋は、いわば二つの図形とか模様であって、対比照合によってそれが同じか別個のものであるかを判別するものでございまして、このためには鑑識の訓練や特別の知識、技能を必要とするものではなく、鑑識の技術を持っていない者でも照合は可能でございます。

また、特に鑑識が必要になったような場合には、横浜入国者収容所とか大村の入国者収容所に指紋鑑識の専門技術を持った入国警備官を配置しておりますから、その力をかりて鑑識するというようなことを行うことになっております。

○冬柴委員 法務大臣、人手不足のときですから、指紋係二人、結構なことだと思ふのですけれども、これ、何も仕事できないでしょうね、指紋

の量から見ますと。そして鑑識官は今いないとおっしゃいましたね、配置していない。まあそれは素人でもできるという話のようでしたけれども、しかし過去にその指紋鑑識のために技官を指紋係に十四人も置いていたときがあるわけですね。素人でもできて、そんな人は要らぬのだと今おっしゃいましたけれども、それだったら、そのとき十四人はむだな人員配置をしたことになるわけですね。

あります。そんなことはもう過去のことだから言いませんけれども、まあそれほどに、余り使われていないんじゃないかということですね。

それで、何か大村から呼ぶんですか。呼んだことあります。嫌な質問だからもうやめますけれども、呼んだことないと思いますよ。ないと思ひます。それほどものなんです。いわゆる基本的な権なんですよ、指紋採取。行政目的を立派に言われるけれども、それとバランスが全然とれていないというのが実態じゃないでしょうか。先ほど法務大臣、今後とも前向きに、時代の趨勢とともにためみな検討をしていくとおっしゃいましたからそれを期待して、その結論はもう求めませんけれども、そういう実態だと思ひます。

ただし、これが非常に利用されている面があるんですね。あるんですよ、目的外使用、流用。これは入管局長、そういうことないんですか。要するに、あなたが先ほど外国人登録法第一条の趣旨を言われてまして、その目的のためにのみ採取しているんだとおっしゃいました。しかし、それ以外の国家目的には使われていませんか。どうですか。

○本間政府委員 外国人登録制度の目的を逸脱した使用は一切やっております。

○冬柴委員 犯罪捜査のために使われたことありませんか。

○本間政府委員 一般的な犯罪捜査ということでは指紋照合に依るとか、そういう形でこの登録制度を使うということはないと思いますが、この登録制度は外国人の公正な管理に資するということが大きな目的でございます。ですから、その外国人

の公正な管理という観点でこれを害するような犯罪、外国人登録法違反とか入管法違反というような犯罪について、この外国人登録の事実の有無、同一人の照会、そういった警察からの照会が刑事訴訟法の規定に基づいて行われた場合には、そういう場合に限って照会に応じているということでございますが、これは制度それ自体の目的を逸脱したとは思ひません。

○冬柴委員 私は逸脱していると思ひますよ、それは許されないと。今、私の答弁は、私、そういう答弁が出てくることを前もって待たために、実は一番最初に刑事訴訟法を読んだのです。犯罪捜査のために指紋採取する場合にどのような要件が要するのですか。犯罪捜査のために必要だという要件だけじゃないでしょうか。裁判官の令状が必要ですよ。裁判官の令状なしに、犯罪捜査のために、違ふ目的で採取された指紋が自分の知らぬ間に利用されているといったら、これ刑事訴訟法二百十八条との整合性どうなりますか、今の答弁。

○本間政府委員 御指摘のように今の犯罪捜査のためという面が確かにございすけれども、制度を維持していくという上で協力している活動というものがありますので、警察からこの登録秩序を乱すような事実があるかどうかの確認ということと照会があれば、これに協力するということが自体は何ら問題がないと私も考えております。

また、指紋採取の目的は、最初からそういう犯罪捜査に使うということとで採取していることではないことは事実でございますけれども、たまたまその保存の過程において犯罪捜査との接点というのが出てまいりました場合でも、その程度が、今の程度の外登法の登録制度の趣旨といひますか、これをはみ出していない程度であれば何ら問題がないのではないかと考えております。

○冬柴委員 今の議事録を学者が読まれたらびっくりすると思ふのです。これは議論にわたりますからもうこれ以上やしません。

しかも、これは警察からの照会で随分、指紋をとった登録原票とか写真撮影、コピーを現場でとらせたりしているのですよ。その研究もありますよ。これは大変なことだと思ふのです。今の御答弁の中で入国管理に関する犯罪と言われたけれども、何かそういうきつとした歯どめとか、それはしてあるのですか。例えば外国人が刑法犯を犯した、そういう捜査の途上でそれを利用するということもあるんじゃないですか、それはどうですか。

〔星野委員長代理退席、委員長着席〕

○本間政府委員 先ほどお答え申し上げましたとおり、本省に直接照会してくる場合と市町村の方に言ってくる場合というのが考えられるわけでございますけれども、いずれにしても訴訟法上の手続に乗ってやってくるということでございますから、その使用目的いかんということについては厳密に調査をいたしまして、今言ったような一般刑法犯の捜査であるとかいうことであればこれは拒否をいたします。本省は直接登録課長、私どもでも管理してやっておるわけでございますけれども、地方へそういう照会があった場合には必ず本省に照会し、その指示を受けて回答するというところで通達を発しております、その趣旨は徹底しているつもりでございます。

○冬柴委員 それは現在の話。今から十年前ですか、法務省が各市区町村に出されている八二年版の「外国人登録事務取扱要領」というものの二十四、五ページにこんなことが書いてあるでしよう。「市区町村長は、司法警察職員等の公務員から法令の規定に基づき原票の閲覧請求、原票の写しの交付請求、その他登録事項について照会があった場合は、これに応じるものとすべし。」「法令の規定に基づき、これは大きな歯どめです。この「法令の規定」というのは恐らく刑事訴訟法百九十七条の二項を指していると思ふですね。「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」「捜査

官憲というのはこういう武器があるわけでは、犯罪捜査の必要があれば、公私の団体ですから、市区町村にあなたの方の持っている外国人登録原票を写させてくれ、こう照会されたらこの規定によって応じざるを得ないですよ。ですから、そういうものが利用されている。

それで、あなたの方の出された取扱要領の中に「司法警察職員」と書いてありますよ。「司法警察職員」というのは刑事訴訟法上の捜査官の資格を指しているわけでしょう。ですから、これは単に警察官とか巡査部長とかそういうものじゃないに、刑事訴訟法上の、すなわち犯罪捜査に当たる職員からこういうものを出してくれと照会があれば、何も本省に照会してなんて書いてないです。「これに応じるものとする。」と書いてある。

それから二項には「その他、公務員からその職務の執行に当たり、登録事項について照会があった場合は、その必要性と当該外国人のプライバシーの保護が確保されることを確認した上でこれに応じるものとする。」ここには判断が入るのですよ。プライバシーと、それからその公務員が言ってきた、照会してきた事項の必要性、それを見たいという必要性、そのバランスを判断して、そして応じる場合と応じない場合がある。先ほどの司法警察職員の場合は、応じない場合はないじゃないですか。「応じるものとする。」と書いてある。

それから念のため、「一般の者には原票閲覧、写しの交付その他のいかなる問はず、原票の内容を知らせてはならない。」こう三本立てとなっております。これは本人まで含んでいるのです。本人も見られない。先ほど同僚議員の質問で、本人には見せないということをおっしゃいました。

こういうことになると、指紋押捺の目的というのは、外国人登録法の第一条に書かれている「外国人の公正な管理」という言葉が何か犯罪捜査まで及んでいってしまうことになってしまつて、全く許すべからざる扱いだと思ふですね。これはとてもじゃないけれども、了解できませんね。どう

なんでしょう。私は刑事訴訟法百九十七条というものがある以上、すなわち照会をしてきたら必ず義務が公務所にはある、一時的に。そうであれば、もしも廃止した、今回指紋押捺を求めなくなった人たちの今までに採取した指紋というものは、請求があれば一切本人にお返しするか、これは大変なことですが、あるいは法務省令で廃棄の時期とか順序を決めて、計画的に速やかに廃棄していかなければ、これは残しておく意味よりも残しておくことの害の方が大きい。どうですか、その点。

○本間政府委員 今先生の御引用になったのは少し古い要領でないかと思ふます。六十三年の三月にその要領を改定しております、指紋照会につきましては、先ほど私がお答え申し上げたとおりでございます。すべて本省の指示を受けなければならない。指紋は一切見せない、こういう取り扱いになっております。

それから、先ほど登録事項についての照会についての御紹介がありましたけれども、これは刑事訴訟法等の規定に基づく照会ということであれば、登録事項の内容について答えることは結構であるということでございますが、それもプライバシーとの関係では十分考慮してしないといふことも注意しているところでございます。

それから、指紋の取り扱いという観点から申し上げれば非常に厳格にやっておりますし、警察官にも原票を見せるときには指紋は見せない、写しも渡さないということでは徹底しているはずでございます。

○冬柴委員 古いと言われましたけれども、私は最初から引用するときにはこれは八二年版、今から十年前のことですがと申し上げました。

いずれにいたしましても、こういう緊張感のある指紋押捺制度を軽々に扱つてもらつては困る。ぜひこれは先ほどの法務大臣の答弁のように全部廃止するという方向で、そしてまた採取した、そして今後指紋押捺は求めないという人たちの採取した指紋は、いろいろと技術的に困難な面もあり

ましようけれども、私が今指摘したような問題、非常に大きな問題ををはらむだけに、人権の問題ですからこれを早急に廃棄していただくような政策をとってほしい、このように要望をしておきたいと思ふます。大臣、一言で結構ですが、この問題を終わるに当たり、大臣の御答弁をいただきたいと思ふます。

○高橋政府委員 法務省にございます登録原紙に載っている指紋につきましては、これは同一人性確認のために持っているものでございますので、今度新しく写真と署名と家族事項ということで代替されるものでございますので、必要がなくなるものでございます。そういうことで、あと五年たちますとこの必要性は全くなくなるわけでございますので、今大切に持っているわけでございますけれども、同一人性確認のためからいいますと、これは持っているも余り意味がないということで、廃棄するという方向で検討させていただきたいと思ふます。

それから、マイクロフィルムに入っているものにつきましては、これは先ほど申し上げましたけれども、いろいろ問題もございしますが、今ここでいろいろ意見もございましたので、そういうことも踏まえまして検討していきたいと思ふます。

○田原国務大臣 今局長が答えたとおりでありますけれども、新制度に移行するまでの間は御理解いただき、移行してからいろいろ検討していきたい、特に指紋原紙は同一人性確認のために使用しないこととなりますので、改正後に確認登録をしたものから順次廃棄する方向で検討するということをお願い申し上げます。

○冬柴委員 ぜひ守っていただきたいと思ふます。

次の質問に移りたいと思ふます。
居住地変更登録不申請罪というのが、御案内のようにあります。居住地あるいはそれ以外の事項もあるわけですが、そういうものを変更があつて十四日以内に變更登録申請をしなけれ

ば、そういう不作為に対して「一年以下の懲役若しくは禁錮又は二十万円以下の罰金」という法定刑が定められていますが、非常にこれは過酷な法定刑だと私は思います。

六十二年九月一日、この法務委員会、さきの一部改正法の審査の節に私質疑をさせていただきまして、住民基本台帳法による住所変更届の懈怠に対しては、日本人に対しては五千円以下の過料、そういうものを比較して余りにもこれは重過ぎる、こういうことを指摘いたしました。それに對して、当時の遠藤法務大臣はこういう答弁をされました。「先生の今の御発言は発言として私どもとして心に秘めておいて、もろもろ検討させていただきますたい」、「今日それはまことにそのとおりである、こう申し上げたいのはやまやまでございすけれども、その心情をひとつ御了解願いたいと思います。」

緒言汗のごとしという古い言葉がありますが、こういう法務大臣の答弁を虚妄にすることは許せないと思はれるのです。この私の指摘、そして大臣が心に秘めてもろもろ検討させていただくと約束されたのですが、今回の改正法案を見て一つも変わっていない。この手続の中で法務大臣のこの言葉というものはどう尊重されたのか、ちよつと述べてほしいと思います。

○高橋政府委員 外国人の居住関係及び身分関係を明確にし、外国人の在留管理に資するという外国人登録法上の目的を達する上で外国人の居住地は重要な事項であるということから、登録事項としているわけでございます。したがって、居住地の変更については速やかに把握することが外国人登録制度上必要かつ重要であるということで、変更登録申請の遅滞についても現行どおりの体例を含む罰則をもってこれを抑止するのが相当というふうに考えた次第でございます。

○冬柴委員 緒言汗のごとしが、汗が体の中へ戻ってしまったような答弁でしたけれども、こういうことは許されないと私は思うのです。大臣が答弁された言葉はそのときばかりじゃないので、

これは、その時期は別だけれども、必ず実行されるというところに、やはり我々は勉強してここで質疑をさせてもらっているわけですし、ぜひこういうものは尊重していかなければいけないと思うのです。

きょうは刑事局長に来ていただきました、いろいろとお手をかけました。では、平成二年中に全国の検察庁で受理された、いわゆる警察から送致された、居住地変更登録不申請に係る罪名で送られてきたのは何件あったのか、そしてそのうち起訴されたのは何件で不起訴になったのは何件なのか、それをまずお知らせいただきたいと思はれます。

○濱政府委員 検察統計の上では外国人登録法違反の罰金ごとの受理処理状況というのは実は把握していないわけでございます。ただ、今回の法案の御審議をいただくに当たりまして特に調査した限りでわかった範囲のことをお答え申し上げます。

平成二年中に全国検察庁で受理し、かつ起訴し、または起訴猶予処分付した韓国人・朝鮮人に係る外国人登録法違反事件で居住地変更登録不申請事件というものは、受理人員が全体で十八名でございます。うち十名が起訴猶予、残りが起訴事件ということになるわけでございます。

○冬柴委員 時間が押してきましたので、私はその起訴された方々の判決も全国から取り寄せていただいて手にしているわけですが、裁判所の量刑は、八名のうち、懲役十月、執行猶予二年、こういうものが一つありました。公判請求は一名だけ。あとは略式請求が七名で、罰金十五万円が一人、罰金十万円が二人、罰金五万円が一人、罰金三万円が三名、こういうふうになっていて、懲役十月というのは大変だと思はれて、罪となるべき事実を調べました。

そうすると、これは、単に居住地の変更登録不申請罪だけではないに、もっと重要な事実との併合罪であるということがわかりました。その併合罪のもう一つの方は何かというと、この方は韓国

籍を有する外国人ですけれども、韓国政府発行の旅券を所持して昭和五十三年三月一日に本邦に上陸した人であるようです。その在留期間は八月二十八日までであったわけなので、けれども、この日までに出国せず、平成元年十一月十日まで日本に在留したという不法残留、しかも非常に長期にわたった不法残留であるがゆえに、居住地変更登録の案件と併合されているけれども、懲役刑、体刑が選択されたのはむしろ不法残留の方に重きを置いてされたものであろう、このように私は解釈するわけです。刑事局長にそう考えていいかと言

うのも、これはもう裁判所が言い渡した判決ですから、酷な話だと思ふのです。ですから、私の考え方も理解できるかどうか、それだけで結構ですからお示しください。

○濱政府委員 委員、今最後に仰せになりましたように、既に判決が下されて確定している具体的事件でございすので、その量刑につきまして法務当局からコメントすることはいかかと思はれますけれども、一般論として申し上げますと、檢察官が求刑し、あるいは裁判所が刑を決定するに際しましては、公訴提起されているすべての罪についてその犯行の態様等もろもろの事情を総合勘案しているものというふうに承知いたしております。

○冬柴委員 そうしますと、平成二年に限っての話ですけれども、居住地変更登録不申請罪というのは、送致されてほとんどが起訴猶予になる、そして起訴する態様は略式請求でやられる、そしてそれ、もちろん略式で請求すればできないのですけれども、懲役刑とか禁錮刑を求刑するということではなくて、罰金刑が求刑され、そして略式命令もそのように罰金刑で対応している、こういうふうには私は理解できたわけですが、これは一年間の事実ですから、全部ここに持っていますけれども、それじゃ罰金がどれぐらいが適当なのかというと、十五万円というのは重いなと思つて、これも「罪となるべき事実」を取り寄せて見てみると、九年二カ月の懈怠とともに、どうもこれ

はその前に公営住宅に入っていた方がその権利を自分の身内に残して、そして自分はまた違う公営住宅へ入られた、そういう関係が同居変更を届け出れば全部一目瞭然になつてしまふので、そういう故意犯ですね。ちよつと情状はやっぱり重いかから十五万円相当かなという感じを私は受けたわけですね。あと十万円の人二人ありますが、これは今言つた十五万円と一族でして、共犯の人でした。

そう考えてみると、十万円とか十五万円は高過ぎるんだな。そうすると、あとは五万円とか三万円というところが正直なところ居住地登録不申請罪の現社会状態における適当な量刑だということに私自身思うわけですね。これも難しい質問ですが、私も私が思うことに理解ができるかどうか。刑事局長。

○濱政府委員 略式命令が確定した事件について、その量刑についてコメントをすることは差し控えていただきたいと思います。今それぞれの事案について委員が御指摘になられた事実関係はまことにそのとおりであるというふうに思うわけでございます。

○冬柴委員 さてそこで、法務大臣、先ほど刑事局長が、な同居地が変わったときに登録申請をしないという人に対しては「一年以下の懲役若しくは禁錮又は二十万円以下の罰金」という法定刑で対処するのが適当である、いろいろ考えたけれども、やはりそうだとおもうに思うに至つて、遠藤法務大臣の答弁もあつたけれども、我々はいろいろ考えた末そこへ落ちついたんだ、こうおつちやつた。聞いていられたね。

ところが、実務は、九年二カ月、約十年も届け出を懈怠して、しかもそれが過失じゃないに、住所を言った途端に公営住宅を出ていかなきゃならぬという事案があるので、これは届け出を黙っておこうという、我々の言う言葉で故意犯の不申請罪に対しては罰金が十五万円。これも全体のレベルから見ると高いなと僕は感じるわけですが、この際、この法定刑、これで今まで取り調べられ

た朝鮮、韓国の人が物すごい数に上るのですよ。時間がもったいないですから私の数は挙げませんけれども、いかに多くの人がこの規定によって苦しめられたかという歴史があるわけです。それを考えれば少なくとも懲役、禁錮はもう外していいんじゃないですか。その時期じゃないのですか、この改正手続で。どうですか。

○田原国務大臣 先生のお話、理解できる点が大変多いので、よく胸に入れて御審議に臨みたいと思います。

○冬柴委員 これはもう将来に向かってじゃなしに、この採決までに考えて結論を出してください。本当に私はそれを強く要望したい、このように思います。

次に、これも外国人の方にとって非常に苦しみ抜かされたことを言っていられる外国人登録証明書の不携帯罪、いわゆる常時携帯義務の裏合わせですね。持っていなかった、そういうことによつて取り締まられたということについてこういうことを言っていますね。治安当局による在日韓国・朝鮮人の弾圧、人権侵害の武器として最大限に利用されてきたものであり、これは老若男女を問わず、また時間を問わず、無差別、日常的にこれを口実に警察が生活の場へ介入してきた、こういうふうにして述べていられるこの不携帯罪、常時携帯義務というこの問題についてちょっと質問をしたい、こういうふうに思います。

韓国、朝鮮の方に限ってで結構ですが、この登録証の不携帯による検察に対する送致件数、これをちよつと数字を挙げてほしいのですが、一九七〇年代で一番多い年は何件であったのか、一番少ない年は何件だったのか、その件数をお述べください。

○山崎説明員 検察庁の犯罪統計によりますと、韓国・朝鮮人に係る登録証明書不携帯罪による検挙件数は一九七〇年代の最高件数は一九七七年の三千五百七十件、七〇年代の最少件数は一九七二年の二千七百十五件でございます。

○冬柴委員 それじゃついでに、一九八〇年代で

は一番多かったのは何件か。八〇年代はずっと減少していつているわけですが、じゃ八九年は何件だったのか、その二つ。一番多い年と少ない年の件数を教えてください。

○山崎説明員 一九八〇年代の最高件数は一九八一年の四千三十三件でございます。最少件数は一九八九年の百八十八件で、一九八一年をピークに、以降毎年減少し、一九八八年には千件を割っております。

○冬柴委員 ついでに、一番近い統計数字で一年間の送致件数は何件になっていきますか。

○山崎説明員 平成二年の一九九〇年には七十四件となっております。

○冬柴委員 法務大臣、これはど特徴のある罰条というかそういうものはほかはないと思うのですね。

今言われたように、一九八一年の四千三十三件と今の七十四件と比べたら、これは実に数十分の一ですね。私は、在日韓国・朝鮮人の方の、この罪名を武器にして我々の生活の場に土足で入り込んできているんだという訴えは、この数字で如実にあらわれていると思うのですよ。私はこういう規定は絶対置くべきじゃないと思うのですね。

私は、六十二年九月一日の法務委員会での問題も取り上げました。それで、外国人に登録証明書というものを交付しなければならぬとして、いわゆる常時、例えばふる屋さんに行くにも携帯しなければならぬような制度は、立法上、特に定住外国人、今回もう指紋捺捺をやめたという方々、こういう人に対してこういうことをするというのは余りにも酷だ、だから特別措置を講じなければならぬというのを要望したわけですね。時の連立法務大臣は、このときこう言われましたよ。

先生の言われるいろいろの点について私もよく理解をしておるわけでございますけれども、常時携帯の面において、法務省自体として罰則を適用させたいから厳しくやっているとということではないことは先生もおわかりのとおりだろうと思いま

す。今その特例云々は残念ながら申し上げるわけにはまいりませんが、運用の面において、先生の意を十分私どもも承知をいたしておりますので、その面で国家公安委員長と協議をしてみたい、何となく取り締まるための常時携帯のような印象を与えないような運用ができたならばということを感じておりますので、十分意にとめて努力したいと思っております。こう言われたのです。

この言葉は、法務大臣と国家公安委員長との間で、常時携帯義務というような過酷な取り締まりはやめようじゃないか、こういうような話し合いを持たれたり合意をされたりしたことがあるのですか。もしあれば、ちよつと示してほしいと思います。

○高橋政府委員 お答えいたします。

法務大臣と国家公安委員長との間では、昭和六十年五月十四日の閣議でいわゆる指紋に関する政令改正案の内容を説明した際に、法務大臣が登録証明書の提示要求や不携帯罪の規定の運用についての配慮方についての発言を行いまして、これに對し国家公安委員長から、常識的かつ柔軟な姿勢で適正妥当に運用する旨の発言がなされております。

それから、今冬柴先生が言及された件でございますが、改正外国人登録法が公布されるに際し、昭和六十二年十月二日の閣議で法務大臣が今申し上げましたと同じ趣旨の発言を行いまして、これに對し国家公安委員長から、事業の性格に応じ引き続き常識的かつ柔軟な姿勢で運用してまいりたい旨の発言が行われております。

○冬柴委員 まさに法務大臣答弁がきちつと守られたという、本当に私もうれしむけですけれども、さて、そういういろいろな経過から送致件数があつて落ちたことは先ほどの数字を示されたとおりですけれども、落ちたといえども、一年間に七十四件の送致がされた。これに對してどういふふうな処分がされたのかを、またこれ、全国の検察庁に照会をしていただきましたね。その結果を御報告いただきたいのですが、一体何人の方が不

携帯で送致されたうち起訴猶予になったのか、そして公判請求されたのは何人か、略式請求されたのは何人か。その人数をお知らせいただきたいと思ひます。

○濱政府委員 今委員お尋ねの、登録証明書不携帯事案について今回特に調査した限りのことについて御報告いたしますが、受理人員として全体で六十八名について調査しております。うち五十九名は起訴猶予、残る九名のうち、一名は公判請求で、残り八名は略式請求ということでございます。

○冬柴委員 ちよつと私、先ほどの登録課長の答弁と件数が違うのは、とつた時間が暦年なのか会計年度が違うのだろうと思うのですが、おおむねそういうことではないと思ひます。

今の答弁でわかるように、送致件数のうち八七％が起訴猶予ということになっていきますね。私はこれは、まだ取り締まりが常識的に行われているのかなと思う。本来、取り調べをしたり調査をとつて、そしてそれを検察庁へ送つたりしなくてもいい事案を警察の末端ではやはり検挙しているんじゃないかということが非常に心配なんです。

それで、公判請求されたのと略式命令の内容も各裁判所から取り寄せていただきました。ここに持っているわけですが、公判請求一名は、懲役二年六月、罰金五万円、これは鹿児島地方裁判所で平成二年十月一日に判決されていますけれども、懲役二年六月というのは、これも併合罪でして、常習犯罪犯窃盗についての量刑ですね。これはもう懲役刑しかないわけですね。そして、不携帯罪については罰金五万円が選択されているということがこの判決から明瞭に読み取れるわけですが、そう読んで間違いないですね、刑事局長。

○濱政府委員 そのとおりと理解しております。○冬柴委員 あとは罰金十万円というのが一人ありますが、これも傷害罪との併合罪です。したがって、これは例にならないわけであつて、それ以外は罰金五万円が三名、それから罰金三万円が

三名、そして罰金一万円が一名、これが不携帯罪の現時点における量刑だと思ふわけですね。これを維持するために過去何万名という在日韓国・朝鮮人の方が苦しんで来たという経過を見ますと、このような罰則をなお維持していいのかわかりませんが私は思います。

そこで、ちょっと気がついたもの三件だけを挙げますが、罰金五万円に処せられた人が携帯しなかった場所が「北陸自動車道上越インター料金所付近道路」、こういうのがあります。判決の中に書かれた「罪となるべき事実」の中に書いてあります。それからもう一つは「日の丸湯」、おふろ屋さん、「日の丸湯前路上において」という事案があるのです。堺簡易裁判所、平成二年四月十日略式命令。まさにおふろ屋さんに行つて捕まったのかという感じがしまして、まだやっているのかという感じがしました。それから、愛知中村簡易裁判所、平成二年五月二十二日略式命令では「東名高速道路駒門パーキングエリア下り線路上において」ということで、どうも交通検問の際に免許証を見せなさい、それで見たら名前が外国人、じゃ登録証は、持ってません、それじゃだめじゃないか。免許証を持っていないよりも登録証が重いのです。大変なんです。

内外人平等ということから照らしてこういう取り締まり方法こそ常識的じゃないのじゃないかなという感じもしたものですから、それについての弁明をしておいてもらわなければならぬと思うのと、そのほかほとんどが路上ですね。ですから、法務大臣、この法律を、今これをやっているわけですから、国家公安委員長とも一度確認して、犯罪人をつくるためにやっているのではないのですから、免許証を見せ、そして外国人だったら登録証も見せというのはいくらも本当にやめてもらいたい。時間がなくなつたので、もうこれに対する弁明は聞かないでおきますが、お許しいただきたいと思うのです。要するに、路上でやるのかふろ屋の前で捕まえるのか、いろいろ事情があったと思います、ありましたけれども、もうそういう

うことはやめていただきたいと思っています。

それからもう一つは、改正法ができて施行されるまでに十六歳になる方も指紋捺捺をしなければいけません。これは何とか考えてもらわなければいけません、そのように私は思うのですが、それに対する大臣のお答えをちょうだいして、私の質疑は終わらせていただきたいと思っています。

○田原国務大臣 御指摘の十六歳の問題は、午前中にも他の委員から御質問がありまして、私も政治家として心情的に共感を覚え、厳守すべきではないかと思つたものですから心の中に刻んでおきますと申し上げたのですが、法の制度というものはそういうものかと思つていたのですけれども、再び御指導を得ましたので、もう少し午前中の質問とともに考えてみて、制度の変更の過渡期のみには起る問題でもありますので、何らかのことはできないかなという感じがしております。いろいろ国会の方で御相談になつて、うまい知恵があつたら教えていただければ幸いです。

○冬柴委員 私の質疑は終わります。どうか、大臣が今言われたこと、論汗のごときですから、役所の方も本當に守つていただきたいと思います。終わります。

○浜田委員長 木島日出夫君。

○木島委員 私からも、外国人登録証の携帯義務の問題から質問をしたいと思います。

最初に、法務省からお尋ねをいたしますが、まず、そもそも外国人登録証携帯義務を課している立法理由はやはり何なのではないでしょうか。

○本間政府委員 外国人につきましては、日本国民と異なりまして、本邦に在留するということが日本国家の許可によつて行ふことになるわけでございます。

そこで、国としては、その外国人の在留できる期間、在留活動につきまして、これを正確に把握しておく必要がございます。外国人登録制度も外国人の居住関係、身分関係を把握して公正な管理

に資することを目的として行つてございまして、常時携帯制度というのは、その大きな登録制度の中におきまして、在留外国人の居住関係、身分関係を現場で即時に把握して適法に在留者と不適法に在留者との見きわめを可能にする上で非常に必要な制度であるということでございまして、諸外国におきまして同様の制度を置いていて、このうちやはり同じような趣旨だろうと思つております。

○木島委員 ことし三月三日の衆議院本会議におきまして、田原法務大臣からも二度にわたつて、「外国人登録証明書の常時携帯制度は、外国人の居住関係及び身分関係を現場において即時に確認するために必要であると考えております。」という答弁をされております。今、法務省から答弁があつたことと同一であります。

そこで、「現場において」というのはどういう意味ですか。

○本間政府委員 権限ある機関が当該外国人に対して外国人登録証の提示を求めるといふことによつて初めてその者がその登録する外国人登録証上の人間であるかどうかという確認のできる場面ができるわけでありまして、その場面を一応「現場」というふうに申し上げているわけでございます。

○木島委員 外国人登録法第十三条第二項によると、「外国人は、入国審査官、入国警備官、警察官、海上保安官その他法務省令で定める国又は地方公共団体の職員がその職務の執行に当たり登録証明書の提示を求めた場合には、これを提示しなければならぬ。」とありますが、今の答弁は、これらの職員が「登録証明書の提示を求めた場合」はそれが「現場」なんだ、そういうふうに向つていいわけですね。そういうことですね。

○本間政府委員 外国人登録証の提示を求めたその場面を「現場」というふうに申し上げている次第でございます。

○木島委員 「即時的」というのは、大体私は日本語がよくわかるのですが、今の外国人登録法第

十三条第二項では、「職員がその職務の執行に当たり登録証明書の提示を求めた場合には、」と、そういう意味で「即時的」ということなんでしょうか。

○本間政府委員 さうでございます。登録証を見て一見明らかになるといふことを申し上げるわけでございます。

○木島委員 ついでに、この外国人登録法第十三条第二項の解釈のうち「入国審査官、入国警備官」についてはいいですが、「警察官」が「その職務の執行に当たり」という要件になっているのですけれども、この「警察官」の場合に「その職務の執行に当たり」というのはどういう場面を想定されるのでしょうか、法の解釈として解釈権を持つている法務省からお伺いいたします。

○本間政府委員 警察官の権限でございますからいろいろな場面が想定されますが、典型的な例は、思い当たるのが警察官職務執行法に基づく職務質問の必要性があつた場合等だろうと思つております。

○木島委員 警職法第二条の要件があつた場合という御答弁でした。じゃ、その警職法第二条の罪を犯したと疑うに足る要件の中のその罪に、当該登録証携帯義務に違反した場合、提示義務に違反した場合、これは含むのでしょうか。

○本間政府委員 恐らく含まないだろうと思つております。

○木島委員 思うなんというのじゃだめなんです。これは重大なことですよ。常時携帯義務違反、提示義務違反を含むとすると、もう全然限定がなくなるわけですね。警察官は日本じゅうどこでも、外国人と見たらすぐ警職法第二条を発動されるのです。ですから、含まないと思うなんというあいまいな答弁じゃ困るのですよ。「恐らく」なんというのはいくらも困る。明確に答弁してください、含むのか含まないのか。これは重大なことですよ。

○本間政府委員 それでは申し上げます。外国人登録証を持つていないかだけのため

めに職務質問するということは、それだけの必要性がなければやはり権限の行使としては誤っているのではないかと思います。

○木島委員 もしおっしゃるとおりですと、外国人登録証を持っていかどうか、提示義務があるかどうかだけでは、警察官としてその職務の執行に当たり提示を求めることはできないということになるかと思うので、非常に縛りがかった答弁だと思っております。

そのとおり運用されればいいわけですが、きょう警察庁を呼んでおりますので、先ほど冬柴委員から法務当局からの登録証明書不携帯罪の送致件数あるいは起訴件数等の数字が示されましたが、この五年間の警察としての登録証明書不携帯罪に関する検挙、送致件数を示してください。

○奥村説明員 この五年間の登録証明書の不携帯の事案でございすけれども、検挙件数、人員と送致件数、人員とは同じでございすので、送致件数、人員について申し上げますと、昭和六十二年が千四百二十八件、千三百八十八人、六十三年が七百四十四件、七百八十八人、平成元年が二百三十一件、二百七十八人、平成二年が九十七件、八十六人、平成三年が四十二件、三十四人となっております。

○木島委員 先ほどの法務当局の送致件数とかなり数字が違うのですが、その理由がよくわかりません。年度のとり方が違うのかもしれない。しかし、少なくとも今お聞きした数字によりますと、昭和六十二年送致件数千四百二十八と言いましたか、それが急速に減ってきて平成三年はわずかに四十二件ということのようでありますね。先ほど冬柴委員が一九七〇年代、八〇年代のピークの数字を質問しておりましたが、三千件を超えていたという答弁のようであります。少なくともこの六十二年からわずか五年間で四けたから四十二件というように急速に少なくなってきた理由、まず、警察としてはどのように見ておられるのでしょうか。在日外国人の登録証携帯義務に関する違法精神が旺盛になってほとんど持つようになったのか、

か、そうでないのか、どのようにこの数字の急速な減少を見ておりますか。

○奥村説明員 検挙件数減少の原因につきましてはいろいろなことが考えられるわけでありまして、一概に申し上げるのは困難でございす。ただ、外国人登録証明書の不携帯の取り締まりにつきましては、時間的、場所的な条件や被疑者の年齢、違反態様等を総合的に判断いたしましてより常識的かつ柔軟に対処するように、都道府県に対して指導しているところでございまして、最近の検挙件数が少ないのは、こうした趣旨が実務上徹底されてきたこともその一因ではなからうかと考えております。

○木島委員 警察から出た数字を根拠に法務当局の印象を聞くのはちょっと失礼かと思いますが、しかし、昭和六十二年、前回の外登法の改正からなんです。急速に見る減つてしまつて限りなくゼロに近づきつつあるというこの数字の極端な減少を法務当局はどのように見ておられるのでしょうか。率直な印象をお聞かせください。

○本間政府委員 警察庁の方にお答えになります。たとおり、やはり現場の警察官の方々の活動が非常に常識的といひますか、そういう方向になってきたということではないかと思ひますが、正確なところは私どもはつきり申し上げる立場にはございせん。はつきりわかりません。

○木島委員 私もそうだと思うのです。この五年間で、外国人登録をして日本に在留する外国人の数はそれほど変わっていないのですね、むしろふえています。しかし、見る見るうちに減少したというのは、やはり警察官の態度一つでこんなに検挙件数が変わるものかという、もう本当に目をみはるような数字だと思ひます。

警察も検挙も法務省も言ひませんでしたが、私はその根本的な理由は、実は昭和六十二年九月四日の当衆議院法務委員会における附帯決議、それから昭和六十二年九月十八日の参議院法務委員会における附帯決議が出发点だったのじゃないかと思ひます。昭和六十二年九月四日、当委員会に

おける附帯決議の第四項は「外国人登録証明書の常時携帯・提示義務違反等に関する規定の運用に当たっては、濫用にわたることのないよう、常識的弾力的に行うこと」参議院の方の附帯決議第二項は「外国人登録証明書の携帯義務及び提示義務に関する規定の運用については、指導に重点を置くとともに、個人の生活態様、青少年の教育にも配慮し常識的かつ弾力的に行うこと」。

前回の外国人登録法の一部改正法案で、主に野党の方からだと思ひますが、この外国人登録証常時携帯義務はもう全廃すべきではないかという声も聞かれたかと思ひます。こういう意見を基礎に衆参両院で附帯決議があつて、警察の乱用を戒めた。それがちょうど昭和六十二年で、それから見る見るうちに送致数、検挙数が減つていくというところは、これがきいていふんだと思ひます。

逆に言うとも、法律の仕組みは残つていふ。そうすると、この仕組みを残す限り、今度は警察がまたやる気になれば幾らでも警察の気持ち一つで乱用ができるような状況になるという、その武器といひますか、それがいまだに残つていふと思ひます。もうここまですれば、登録証明書不携帯罪による検挙、送致数が四十二件というふうになつてなくなつたことを見ますと、別にこの罰条がなくなつても日本の治安に全く影響ないということをして証明してゐると思ひます。もう思ひ切つて今回の改正法案の中で常時携帯義務は全廃すべきではないかと私は思ひます。

そこで、ちよつと社会党さんの改正法案についてお尋ねしたいのですが、社会党の携帯義務に関する提案を見ますと、携帯義務はなくす、そのかわりに十六歳以上の外国人については登録証明書を保管しなければならぬという提案になつていふのですけれども、保管義務を残された趣旨といふのを答へたいと思ひます。

○小澤克議員 お答えいたします。我が党の案に関心を示していただいて御礼を申し上げます。まず、私どもも最終的にはこの常時携帯義務は

完全に廃止すべきものだといふふうに考えております。したがつて、この保管義務という、レベルを落としてなお一定の義務を設けたのは、あくまで過渡的な、経過的な考え方、措置である、このように御理解をいただきたいと思ひます。

廃止すべきであるという理由につきましてはもう既に明らかであらうと思ひますけれども、これまでの政府、法務省の御説明によれば、日本国民は生まれながらに当然日本、本邦に在留する資格があるのだけれども、外国人には当然には在留資格はないのであつて、法によつて特に認められたものである、したがつて随時その身分を明らかにする必要があるのだ、こういう御説明だらうと思ひます。

このような考え方は、基本的に外国人とは国家や社会にとつて何らかの危険な存在と言つては言い過ぎかもしれませんが、不安定要因であるという前提に立つて、道を歩いている方についても、果たして在留資格はあるのかないのか常に監視をし、摘発をするという考え方。この間参考人のある方が、日本人は、外国人というのは国を害する人と理解しているのではないだろうかという大変皮肉な発言がございましたけれども、そういう考え方が基礎にあること、しかも現実には常時監視する体制があつて初めてそのような考え方が実現されるわけでございますので、そういう前提ももう既に崩れております。

それからもう一つ。さきの参考人の意見の中で、田中参考人から明確な指摘がありましたけれども、外国人にのみこのような身分証明書を持たすといふことはほとんど意味がない。なぜかといひますと、まず日本人が外国人かを識別する手段が先にあつて、それで初めて外国人に身分証明をさせる意味があるわけでございます。つまり、おまえはだれかと誰何された場合に、日本人であるといふように装えば、もはやその方に証明書を持たすといふことは意味がなくなるわけでございます。日本人に対しても全部に身分証明書を持たす

のであれば、それはそれなりに機能するかもしれないが、そうでない。しかも、外国人であるか日本人であるかを一義的に判別することができない。そのような手段がないところにおいては、外国人にのみ身分証明書を常に携帯させる意味というのは全くない、かように考えるわけでござい

す。それで、先ほど申し上げたとおり、本来ならば全廃し、さらにこの法律それ自体を外国人管理の法律ではなくて外国人に対する行政サービスのための法律、外国人から見れば義務の体系ではなく権利の体系というふうにすべきだと考えますが、そうなりますともう改正というカテゴリーを離れてしまいますので、残念ながらそのような準備が不可能であったために、過渡的、中途半端ということを経験の上でこのような改正案を出したということでございます。

○木島委員 わかりました。

実は、出入国管理及び難民認定法の第二十三条にこういう条文があるんですね。本邦に在留する外国人は、常に旅券を携帯していなければならない。ただし、外国人登録法による外国人登録証明書を携帯する場合は、この限りでない。法務省にお尋ねしたいのですが、こういう条文になった理由は何か。

○本間政府委員 いわゆる外国人登録証も旅券も、いずれにいたしましてもこれは身分を証明する文書だと思えますが、在留する外国人につきましてはその身分を証明する何らかの文書を持っていていただきたい、こういう思想があるわけでござい

ます。ただ、外国人登録制度というのは非常にしっかりとした制度でございまして、その短期の方々にすべてこの登録をするという負担をおかけするというのは行政目的からいって必ずしも必要がないので、一定、九十日間ですかを超えて在留するという場合に登録をして、それ以外の方は旅券という形で、旅券を携帯していただくということにしたいのだと考えております。

○木島委員 入管法と外登法との関係、なかなか法律的、政治的には問題のあるところだと思うのですが、私、手元に有斐閣の六法全書を持っています。有斐閣の六法全書を使っているのですが、この有斐閣の六法全書によれば、出入国管理法はどこに分類されているかという警察法の分野に分類されているんですね。ところが、外国人登録法は民法の方へ入っているのです。民事法の、日本人でいえば、住民基本台帳法の次に外国人登録法が位置づけられているんですね。これは日本の学

界では、入管法は警察法の本質を持っている、外登法は民事法である、まあそういう大きな分類の中からこのような法律が位置づけられているのではないのかな、それがいいかどうかは別ですよ、そう推測されるわけなんです。

法務省にお尋ねしたいのですが、そういうふう法律の本質を見るのは、学者はそうだと思うのですが、どうなのでしょう。法務省はどうなのでしょう。入管法は警察法の本質を持っている。外登法はもう民事法なのだ、本質は。どうなのでしょう。

○本間政府委員 六法全書の編集方針というのは、その編纂をされる方のいろいろな考え方によっておられますので私も正確にはわかりませんが、まず一つの推測として考えられるのは、例えば町の役場の方が見るときに、同じような制度のものがあればそこでまとまって載っているというところで使うのに便利である。やはりこれは一つの商品でございまして、使いやすいようにということはこの編集上一番考えたのじゃないだろうかなと思います。したがって、これは入管局の所管だから入管局のところに一緒にしておこうというようにすることよりも、やはり使う方が横並びで見ていくにはどことどこを一緒にした方がいいのだらうという観点で編集したのではないかと推測は立ちますけれども、それ以上詳しいことはよくわかりません。

○木島委員 いやいや、法案審議で勉強しようと思つて、入管法と外登法がくっついて載っている

かと普通は思うのですよね。ところが、もう全然違ふのですよ。だから二冊持つてこなければいけません。

まあそれはともかくとして、入管法の旅券の常時携帯義務、さつき言ったように、ただし、外登証を携帯している場合はこの限りでないというただし書きがあるのですが、その違反、罰則はどうなっているかといいますと、入管法七十六条、旅券の常時携帯義務違反は十萬元以下の罰金のみ

なのです。呈示もそうです。呈示義務違反も入管法七十六条では十萬元以下の罰金のみであります。ところが、外登法でいいますと、提示義務違反は一年以下の懲役または禁錮あるいは二十万円以下の罰金と非常に重い。辛うじて、外登法十八条の二第四号の携帯義務違反は、これも入管法の二倍の罰金である二十万円以下の罰金、こういう感じなのです。

私は、入管法の旅券の常時携帯義務と罰則というのでもいいことだとは思っておりません。しかし、少なくとも日本のこれは最高の学識経験者たちが編纂をした、編纂の仕方でも、警察法に位置づけられている入管法の罰則よりも民事法に位置づけられている外登法の罰則はるかに重くて、懲役、禁錮までくっついていっているということ、これは説明できるでしょうか。説明してください。何でもこんな状況になっているのか。整合性あります。

○本間政府委員 いわゆる旅券というのは旅行文書として本来発行されたものでございまして、身分事項その他記載事項にはおのずとそれに見合った記載ということになっておりますから、限定されてまいります。それに引きかえて登録証というのは、法律の規定にございまして、非常に詳細な登録事項ということが記載されております。もちろん登録証明書にそれが転記されるといふ形でござい

ます。どうしてそういう不携帯について罰則上の差が出てきたのかということでございますけれども、やはりより長期の者につきましてはゆるゆる在留管理の必要性というものが強いということだと思

います。それは、記載事項の中身の濃さということから考えましてわかるわけでござい

ます。そういうことで、罰則をもつてこの携帯を強制するという場合に、どちらにより強い強制をかけるかとい

いますと、より管理の必要な長期者の方に重い刑を科するという思想になったのではないかと

いうふうな考えております。

○木島委員 いや、全然理解できません。旅券の方が短くて外登法が長いなんという、そんなの全然ないでしょう。連動、同じでしょう。在留資格が更新されて長くなりますね。それは旅券も変わるわけでしょう。そうすると、旅券に連動して外登法の登録も長くなってくる、同じじゃないですか。全然説明になってないですよ、それは。

○本間政府委員 私が申し上げましたのは、九十日を超えて在留する外国人の方は、外国人登録の義務があるわけでござい

ます。登録証を交付されればこれを携帯する義務があるわけでござい

ます。片や旅券の方は、旅券の携帯義務というのが入管法に規定されておりますけれども、外国人登録証を携帯する場合はこの限りでないということ

で除いてござい

ます。したがって、外国人登録証を持たせるといことがむしろ優先されてい

るわけであります。外国人登録証を持っていない方は旅券を持っていたかどうかというのが全体的な考え方でございます。

○木島委員 全然わかりません。私は、まさにここに日本の外登法が在日朝鮮人・韓国人に対する治安立法としての性格が如実にあらわれている、これはもう既に破綻していると思わざるを得ないわけでありまして、外登証の常時携帯義務、提示義務、これはやはり全廃すべき時期に来ているのではないかとと思わざるを得ません。

一つだけ社会党にお伺いしたいのですが、登録証の携帯義務を廃止して保管ということにされようとしているわけですが、この入管法の二十三条のただし書きはどうされるつもりですか。

○小澤(克)議員 社会党案もその点についての手

当てをしております。保管義務を持つ者はパスポートの常時携帯義務を免除するという構造になっております。趣旨についてはもう説明する必要もなからうかと思ひます。

○木島委員 最後に法務大臣に、今私は、外国人登録証の常時携帯義務、提示義務、その罰則の問題をお聞きしたましたが、やはりもう破綻していると思うのです。これは治安立法の性格を如実に示していますし、先ほどの警察の検挙総件数の急速な減少等もありまして、もう立法理由は無いと思うわけなので、思い切つて本国会でこれを全廃すると決断をされたいとお願ひしたいわけですが、御所見を伺つて終わります。

○田原国務大臣 この法律そのものは、破綻とおっしゃいましたけれども、現在の国際環境や国内の諸事情を勘案して考えに考えた上で出した改正案でございますが、時がたつて内外の諸情勢が大きく変化しますと対応していくというために検討すること、それから携帯義務については、これは先ほどお話がありましたように衆議院の決議、参議院の決議、国会の決議が附帯されました。その重みがあるというように先生おっしゃいましたけれども、私もそれを感ずるわけでございます。その重みは相当、院の決議でございますから、それを私も思い起こし、尊重しながら運用してまいりたいと思ひます。

○木島委員 終わりますが、単なる委員会の決議の重みだけではなくて、もう制度そのものをなくすというのが本当に人権を守る保障じゃないか、そういう意見を述べまして、終わらせていただきます。

○浜田委員長 中野寛成君。

○中野委員 韓国のある国会議員があるシンポジウムの席上でこう言ったことを思い出しています。というのは、在日韓国人、チェイルハンクサラミまたは在日朝鮮人、チェイルチョンサラミ、いつまでエトランゼでなければならぬの、しようかという問いかけをされたことがありました。

私は、とりわけ協定永住者と言われます戦前から日本に居住され、そして歴史的経緯を持つて、我々が反省の中で贖罪もしていかなければならない、そういう立場にある方についての特別な配慮というのをできる限り早くやるようにという要望を提起しながら、十数年たったわけでありまして、常時携帯義務の問題など、ここ十年ほど私の質問に対しては常に運用で運用でとお答えになってこられました。

実は、昨年一月海部総理が訪韓をされた際に、こういう申し合わせがされたことも思い起こしてこの中であります。その際、外務大臣同士で日韓の覚書が交わされました。このときもやはり「適切な解決策について引き続き検討する。」運用については「常識的かつ弾力的な運用をより徹底するよう努力する。」と運用についての常識的かつ弾力的というところは今回もまた引き継がれております。その検討した結果というのはいまだこの常時携帯に関する限りは出ていないのであります。在日外国人の皆さんにとつての心理的圧迫は、幾ら運用面で配慮すると言つても全く変化はないわけでありまして、私は、原則的な内外人平等の原則もありません。あわせて、そういう歴史的経緯を持つている方々についての特別な配慮というの、なお一層強くなければならぬだろう、こう思うのであります。

そこで今回、この今回の法改正に基づいて、相変わらず運用において配慮するだけの御答弁があるのみであつて、法改正に具体的な取り入れられなかったというところは、大変残念でなりません。運用と言われますが、どういう運用上の配慮がなされるのでしょうか。もしくは告発しないというようなことも含めて、考えておられるのでしょうか。まずお伺ひいたします。

○高橋政府委員 外国人登録証の常時携帯制度を維持する理由は述べさせていただきました。ここで繰り返すことはいたしませんけれども、

も、運用面において一層の常識的、弾力的ということ、一体どういふことがほかに考えられるかという御質問だと思ひますが、今考えておりますのは、運用面の常識的、弾力的な運用をさらに図るといふほかに、持ち運びに便利にように小型化するとか、そういうようなことも考えているところでございます。

○中野委員 それは前もつて私もどういふものに変わるかは大体承知いたしておりますが、それは携帯に幾らか便利になるかもしれないが、少なくとも、常時携帯の心理的な作用については決して何らの効果を及ぼすものでもないわけでありまして。

例えばこういうことを考えられませんか。一つの過渡的な措置として、運転免許証のように、外国人登録証を提示しなければ交付されないものと、別の証明書、ありますね。先般衆議院議員の質問の中にも、運転免許証を提示した、その中に、例えば韓国人の皆さんですと大体三文字のお名前ですね、国籍韓国と書いてある。こういうときに、あわせて外国人登録証を、こう言われたい。運転免許証というのとは外国人登録証を提示しないで手に入るものでしょうか。というふうな、運転免許証に限るのではなくて、外国人登録証を提示しなければ交付されないようなものを持つていく場合はいいというふうなことから踏み込んでいくということ、アイデアとしてできませんか。

○高橋政府委員 今先生運転免許証の例を挙げられましたけれども、すべての人が運転免許証を持つていたとは限りませんし、またそれぞれの目的が違ひますので運転免許証をもつてかえるというわけにはいきませんけれども、今先生おっしゃったように、それがなければ発給されないもの、がもしあればそれも一つの考えかな、この考えの考えですけれども、そういうことも考えられるかという感じはいたします。ただ、そういうものがあるのかどうか、私今よく存じません。

○中野委員 外国人登録証なしに国や地方公共団体が発行する証明書のものは別にないだろう。言うならば、ほとんどみんな外国人登録証の提示を求められた上でのことであらうと思ひます。

私も、この部分についてはとつさの質問でございましたのでこれ以上申し上げませんが、ぜひともそういう前向きな工夫をしていただきたいというのを要望申し上げておきたいと思ひます。

それから、昨年一月の海部前総理の訪韓の際に取り交わされたその覚書、それ以来、十六歳になられた方々の中でかなりの数の方、いわゆる指紋押捺拒否をされる方が幾人か出てこられた。実は今、指紋押捺拒否者は約二百人いらっしゃると思ひますが、そういう中にも、十六歳になったけれども嫌だから押捺を拒否したという方がいらつしやるわけですね。先ほど法務大臣も、この改正法が公布されて、そしてその後、施行されるまでの間に指紋押捺年齢である十六歳に達した人たちに對する配慮については、配慮の余地があるような御答弁がありました。これにつきまして私は、政府案の中の附則を修正することによって可能だと思ひますので、これは我々もこの委員会の中で協議を申し上げたい、こう思つておりますので、法務省としても、その附則修正についての協議に応じていただきたいてことで御要望を申し上げておきたいと思ひます。

それから、それについてのお答えもいただきましたと思ひますし、もう一つは、今申し上げましたように、やがて廃止されるであろうこと等の期待も込めながら拒否をされた方々に対しての救済策、そういうものもこの際やはり必要ではないか、こう私は思つてございします。拒否者の場合には、現在、二年間に限つた登録証であります。この法律が施行されました際には、二年間の登録証をお持ちの方が役所へ赴いて、指紋押捺ではなくて署名とすることであれば応じましようというところで署名をするということになった場合には、改めて五年間のものに切りかえていただけたら

かどうか、そのことをあわせてお尋ねいたします。

○高橋政府委員 忘れないように後ろの質問からお答えさせていただきます。

今、指紋押捺を拒否されて確認期間二年に短縮

された外国人登録証をお持ちの永住者または特別永住者の方が、今度改正後指紋押捺する必要がなくなつて、署名をして家族事項を登録したときにどうなるのかということですが、そのときは、五年後に確認すればいいという登録証明書が交付されることになります。

それから、十六歳になる方でございますけれども、これは、今先生、附則を要することによつて、あるいは附則をつけ加えることによつてできるのではないかと、こういうお話でございます。

私たち、法律を作成いたしましたときは、先ほど御説明いたしましたように準備期間が必要であるということ、いきなり指紋押捺を廃止しても、それにかわる手段がないものから、どうしてもその制度の恩恵をこうむらないといふことはございまして、先ほど来、また先生の十六歳の人の立場に基づいた御発言、そういうものがございまして、委員会の方で何かそういう提案があればというお話でしたので、そういう御提案があれば、それは法律をお決めになるところでございますので、私たちとしてはもちろん応じないとかそういうことはございません。

○田原国務大臣 ただいまの十六歳の問題ですけれども、私がお答えしたとおりでございますが、立法院で御相談なさつて知恵をつけていただければ、多数の方がそういう御意思であれば、それに応じなければならぬと思っております。

○中野委員 それからもう一つ、拒否者の場合に改めて出かけられて署名をするということになれば五年間の登録証を得られるようにしますということですが、拒否者の場合には処罰規定があるわけですね。しかし、こうして法改正がなされるということになりますと、その処罰の理由は

将来にわたつてはなくなるわけですが、これをやはりもとに戻つて救済措置を講ずることもまたあわせて必要なのではないだろうか、こう私は思うのでありますが、これらにつきましてどういうお考えをお持ちですか。

○高橋政府委員 血も涙もないようなお答えになるかもしれませんが、法律に違反した者に対しては、刑罰の適用については「なお従前の例による」という規定がございまして、これはこのとおり規定を適用していただかなければならないかと思ひます。しかしながら、今先生がおっしゃつたとおり、この法改正の趣旨というものがございまして、人道的な見地から個々の事情に応じた柔軟な対応をしていくべきではないかというふうに感じているところでございます。

○中野委員 アムネスティーの運動で死刑廃止運動が行われている。左藤恵前法務大臣が、私は人道的な見地に立つて死刑執行命令書に判を押さなかつたということとをメッセージで述べられて、それが先般来大きく報道をされております。この処罰に関する対応につきましては、法務省として、また法務大臣としての人道的配慮が加えられることによつて救済をされる道はあるかと思ひます。そういう意味で、大臣のお考えをお聞きしたいと思います。

○田原国務大臣 先生のお言葉を胸に刻んでまいりたいと思ひます。

○中野委員 大臣の胸に刻むというお言葉の解釈は、先ほど同僚議員の質問に対するお答えの中でいかに前向きな意味を込めているかを大臣みずからがおっしゃられましたので、そういう意味に受けとめておきたいと思ひ次第でございます。

さて、先ほどお尋ねしたところでございますが、でき得る限り歴史的な経過をも踏まえましていろいろな配慮がなされるべきであらうと思ひます。

今般、指紋押捺にかわる複合的手段の一つである家族事項の登録についてであります。父母のほか配偶者、さらには世帯を構成する者のそれぞれ

れについて氏名、生年月日、国籍等相当数の事項にわたつて登録するわけであり。該当する外国人の皆さんにとつてはかなりの負担になるといふふうに考えられますが、そこでそれ以外の登録事項、すなわち旅券番号、旅券発行年月日、勤務所または事務所の名称及び所在地と、いろいろと並べられているわけですが、これらについてはもう少し合理化をして省略するとかというふうな配慮がなされてしかるべきではないか、何となくどこどこしいなというふうに思ふのでありますが、いかがでございますか。

○高橋政府委員 先生の御指摘の点は、我々もそういう御意見は十分承知しているわけでございますが、このたび指紋押捺の廃止にかわる手段というものを我々いろいろ研究いたしまして、指紋ですと一〇〇%わかるものを指紋でない手段によつてどうやって同一人性を確認できるかということ、考へてついたのでございまして、外国人の居住関係及び身分関係を明確にして外国人の在留管理に資するといふ外国人登録法の目的を達成する上で、外国人の職業及び氏名、国籍とか居住地等と同様に、今先生が御指摘になりました旅券番号とか、旅券を持つていらっしゃる方ですけれども、その発行年月日とか勤務所または事務所の名称及び所在地なども重要な事項であるので、こういうことを登録しているものでございまして、指紋にかわる人物の同一人性の確認の一助をなすという意味から登録事項から外すというのは困難である、こういうふうな判断したところでございます。

○中野委員 それではせめてものこととしてお尋ねいたしますが、変更登録、特に居住地、職業、勤務所または事務所の名称及び所在地に関する変更登録、これは十四日以内、こうなつていくわけですね。十四日もあれば十分あるじゃないかと思ふ人もいますけれども、しかし、多くの日本人にとつては登録に行く距離、そしてまた日常いろいろな職業上の事由やいろいろな状況がある、また日本人の感覚ということもあり、そ

うゆつたりとした職業に外国人の皆さんが必ずしもついておられるとは限らない、まだまだ就職差別さえも今厳しく残つていてというのが残念ながら日本社会の実態だと思ひます。

そういうことを考えますと、これらのことについてはかなり厳しい要件というふうにも思われるわけであり。我々日本人にも十四日以内の変更届という規定はありますけれども、しかし外国人の皆さんにとつては、このことに違反をいたしましたと懲役刑を含む罰則が科せられていくわけであり。こう考えますと、せめて変更登録の申請期間の時期を延ばすとか罰則をもつと軽くするとか、この辺のことは当然配慮されてしかるべきだと思ひますが、いかがでございますか。

○高橋政府委員 外国人登録法に規定してございす目的を達成する上で、外国人の居住地や氏名、国籍等は重要な事項でございまして、これらの変更については速やかに届けていただきたい。それを把握するために速やかに届けていただきたいということとは外国人登録法の制度の維持上非常に重要でございまして、申請の期間を現行のものよりも延長するとか、これらの事項にかかわる変更登録申請の遅滞についても現行の刑罰を要するのとは困難であるという結論に達したところでございす。

○中野委員 先ほど血も涙もない答弁になるかわかりませんがとおっしゃつたときには最後の結びの言葉はかなり血と涙があつたのですが、今回の方はもう一つ血と涙がないような感じがいたしますが、これはまた運用上の御配慮があるのかと思ひつたりもいたしますが、ぜひともこのことにつきましては前向きな工夫をしていただきたい、私はこのことを御要望申し上げておきたいと思ひます。

さて、私の持ち時間は大変短うございましてもう終わろうとしていたのですが、大臣に、最初の言葉に戻つて基本的なスタンスとしてお尋ねいたします。

韓国の国会議員の方がおっしゃつた、在日韓国

今在日韓国人または在日朝鮮人と表現をいたします。アメリカのような市民権制度等が生まれますと、自分の国籍や民族性に大変誇りを持ち、大切にする韓国・朝鮮人の皆さんであります。アメリカには日本のような在日韓国人とかというよりも、むしろ市民権をとって、または国籍をとつ

状況になってゐるわけでありませう。新たに市民権制度を日本に設けるのはなかなか簡単にできることではありませぬけれども、將來は在日韓国人が韓国系日本人か、そのときに韓国系日本人になつてゐたためには、その出身民族の民族性もしては少数民族の文化に対する敬意またはそれに對する配慮が日本社会の中で当然確立されなければ、そのことをごちらから提起することは大変難しいことです。そしてまた、一世の皆さんの國民的、民族的感情も大事に考えなければいけません。そういたしますと、これはある意味では時間もかかることももしれませんが、日本人のまたは日本国のこの少数民族に對する考え方を意識転換していくことによって、もつと在日韓国人の皆さんに對する考え方がそれこそオープンに國際化され、また居心地のいい国として日本が評価されることにもなつていくのではないだろうかと思ふのであります。

指紋押捺問題などは、ある意味では外国人云々という問題ではなくて、これはもつと普遍的な人權の問題として論じられなければなりません、また先ほど来同僚議員もそのような工夫をしておられました。ですから、私はやがて廃止される方向に行くであろうと思いますし、そうしなければならぬと思っておりますが、日本人の在日外国人に対する感覚、とりわけ歴史的経緯を持つ在日韓国・朝鮮人の皆さんに対する配慮、そういうものを基本的にどう考えるべきであるか、大臣の御所見をお伺いして質問を終わりたいと思います。

○中野委員　ちよつと言だけ。

今日まで日本人が外国人に持つてゐる意識の中に二つの差別感がある。一つは行政差別、もう一つは意識差別。例えば、国籍条項などを入れることによって行政上の差別もしくは区別をしている。また、国民意識の中に、気持ちの中にやはり外国人に対する差別感もしくは違和感、異質感みたいなものがかなり強くあります。残念ながら、島国根性というのはなかなか抜けないというところもあります。しかし、今大臣が啓発、そういうものについては大変努力をしなければならぬとおっしゃられたのですが、その啓発の第一歩は何かというところ、行政上の差別をまずなくすことであります。行政上の差別をなくすことによって国民の胸の中にある意識差別をなくすことの一助になり、スタートになるという意識を持つべきであつて、そういう意味では、国民の意識が変わることを待つて行政差別をなくすのではなくて、国民の意識を改善するためにこそまず率先して行政差別をなくすという意識が大切だと思うのです。大臣、もう一言お願いいたします。

○田原國務大臣　先生のおっしゃることは非常によくわかりますが、私もどちらが先かということなかなか結論は出しかねる。法務省は本来、法の秩序ということで、いわゆる六法の民法、刑法その他どっちかというとコンサバティブなものをきちっと維持管理することが先ですから、法の規定をいじくるという表現はちょっと下品ですけれども、いじくることによって余りにもインセンティブを与えていくという行き方については私は賛成

○中野委員 法務省は、法を守り、そして国の体制を守ることが大事な仕事であります。しかし同時に、人権を守る最先端を行くべき役所でもあるということを最後に申し上げて、質問を終わります。

○浜田委員長　次回は、来る十四日火曜日午後一時五十分理事会、午後二時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十三分散会

平成四年四月二十一日印刷

平成四年四月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D